

復されたのであつた。而して最も大變革を加へられたものは三司であつて、その職は戸部を始め工部・刑部・將作監・大府寺其他に回收され、三司そのものは全く消滅したのである。

元豐の官制は唐制に復歸せんとするものであつた。併し時勢は推移し、世運は變遷する。宋の世は既に唐代の舊ではない。故に文字通りの復歸は不可能であつた。その最も著しい點は樞密院が専ら兵事を主る様、若干の管掌事項の縮少を加へられたのみで、依然中書門下と相對して樞機に參して變らなかつたことである。蓋しそれは二者を對峙せしめ一司の專斷を防止し、獨裁君主權を固くせんとする宋朝の基本方針に合致するからであつた。次に三司の強權が分割されて、主として戸部に移つたとは云へ、戸部の得たるところは財務行政の一部であり、その樞要の部分は宰執の掌握に歸したのであつた。由來財務行政は宋に於いては頗る重大なる國務となつて居た。三司が廣汎なる職掌を有して樞政に參與したのもかゝる時運の然らしめたものと觀られよう。こゝに改制に際して、その要機は宰執の手に歸したのも、かゝる事情によつて説明されるであらう。又武選即ち武官の任命が兵部に置かれずして、吏部が文武官吏を併せて任命を掌り、事權を一に歸したことも唐制と相違する點であつた。地方行政組織中の路並びに監司の制度、通判の設置の如きは六典の故制に非ざることは云ふ迄もない。併し是等は宋朝の地方行政の骨子を成すところであるが故に、何等の改廢を加へられることはなかつた。

國初の舊制に於いて省・部・寺・監の官は階官としての意味を有した。元豐の新制に於いては是等の

官に各々その職とする所を回復せしめた。されば舊階官に代るべき新階官を立て之に祿秩を寓せしめねばならぬ。かくして新設されたのが元豐寄祿格で、唐及び宋の舊制を雜へ取つて京官の二十四階を定めた。尋いで崇寧二年（一一〇三）には更に選人の七階が追加され、尙その後増改があつて北宋に於ける文臣の三十七階が定められた。武臣の新階官は政和年間（一一一二及び一一一六）に至つて爲られ、すべて五十二階あつた。南宋は文階三十七階、武階六十階であつた。

國初の舊制は全體として見れば甚だ紛雜したもので、官廳に職事なきもの少からず、又全然職事無きに非ざるも、その管掌するところは極めて少く且つ重要ならざるものも多かつた。併し緊要なる政務に就いては能く統合が保たれ、實務に適して居た。例へば舊制に於いて三司は修造案を包含するが故に、土木興作に當つて三司はその財を計つて實施することが出来、磨勘司を包有するが故に使途の當否を論ずることが出来た。然るに新制に在つては修造案は將作監に歸し、磨勘司は刑部に附せられたから、戸部はたゞ諸司の請求によつて財を給與するのみで、財の有無を料つて土木を起すことが出来ず、又使途の當否を問ふことも出来なくなつたのである。即ち財務上の有機的統一は頗る困難となつた。而して元豐の新制の長所は官に虚設がなく名實相當り、全體として統合せられた官制體系を得たる點にあつた。但し六典の制に前述の如き修正を加へたと云へ、實狀を無視して形式的の齊備を急にした憾が残された。三省分班奏事の如きは政務の澁滯を來し易い。故に元祐元年（一一〇八九）に至り忽ちにして三省合

班奏事の制に改められた。而も三省分立の根本方針が既に徒らなる復古主義であつた。中書門下省が宰相の司たるべき必要は枉げ得ざる大勢である。南宋に至つて三省の政は合一して分立の制が罷められ、宰相の名稱も丞相と定まつたのは遂に落着すべき所に歸したものと云ふべきであらう。又九寺の如き、元來六部の職分と重複するところ多き制度である。南宋に至つて鴻臚寺・光祿寺を禮部に併せ、衛尉寺太僕寺を兵部に入れて四寺は廢止され、太府寺・宗正寺も廢止と復置を繰返へしたのはその爲であつた。

- (1) 山堂考索後集卷二十一、官門、宋朝官制
- (2) 宋會要稿、職官四、尙書省
- (3) 春明退朝錄卷上
- (4) 文獻通考卷四十七、職官考官制總序
- (5) 寄祿格(北宋)

文階

新官

開府儀同三司 從一
 特進 〃
 金紫光祿大夫 正二
 銀青光祿大夫 從二
 光祿大夫 〃

官品

舊官

使相(節度使兼侍中、中書令、或同平章事)
 左右僕射
 吏部尙書
 五曹尙書
 左右丞

宣奉大夫 正三
 正奉大夫 〃
 正議大夫 從三
 通奉大夫 〃
 通議大夫 正四
 太中大夫 從四
 中大夫 正五
 中奉大夫 從五
 中散大夫 正六
 朝議大夫 〃
 奉直大夫 〃
 朝請大夫 從六
 朝散大夫 〃
 朝奉大夫 〃
 朝請郎 正七
 朝散郎 〃
 朝奉郎 〃
 承議郎 從七
 奉議郎 正八

卿官

六曹侍郎

給事中
 左右諫議大夫
 秘書監
 光祿卿至少府監
 太常卿・少卿・左右司郎中

前行郎中
 中行郎中
 後行郎中
 前行員外郎・侍御史
 中行員外郎・起居舍人
 後行員外郎・左右司諫
 左右正言・太常・國子博士
 太常・秘書・殿中丞・著作郎

通直郎

宣教郎(宣德郎改)

宣義郎

承事郎

承奉郎

承務郎

承直郎

儒林郎

文林郎

從事郎

從政郎(通仕郎)

脩職郎(登仕郎)

勳功郎(將仕郎)

京官

選人

武階

太尉

通侍大夫

正侍大夫

宣正大夫

新官

從八 正九 從九 從八 正九 從八 從九 正九 從八

官品 正二 正五

太子中允・贊善大夫・洗馬

著作佐郎・大理寺丞

光祿・衛尉寺・將作監丞

大理評事

太祝奉禮郎

校書郎正字・將作監主簿

留守節察判官

節察掌書記・支使・防團判官

留守節察推官・軍事判官(兩使職官)

防團推官・軍監判官(初等職官)

錄事參軍・縣令

試衛縣令・知錄事

軍監判官・司理・司法・司戶・主簿・尉

州縣官

幕職官

舊官

內客省使
延福宮使

景福殿使
客省使
引進使

東上閤門使

客省副使
引進副使

橫班

從七 正六 從五 正行橫使 橫行副使

履正大夫

協忠大夫

中侍大夫

中亮大夫

中衛大夫

翊衛大夫

親衛大夫

拱衛大夫

左武大夫

右武大夫

正侍郎

宣正郎

履正郎

協忠郎

中侍郎

中亮郎

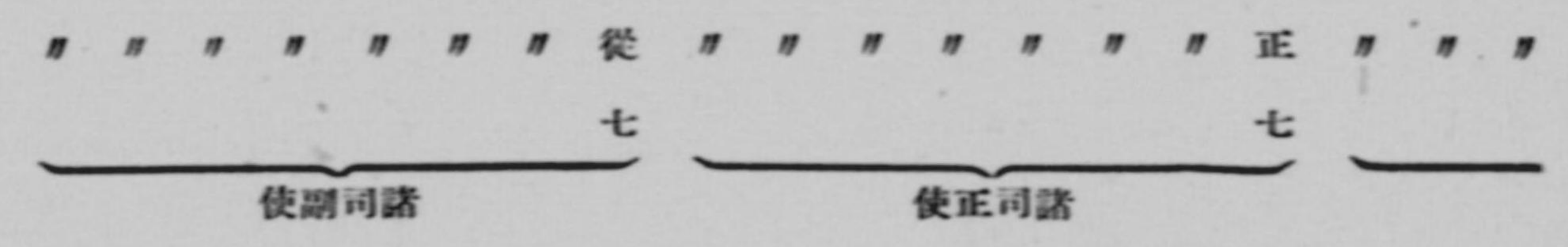
中衛郎

翊衛郎

親衛郎

第六章 宋代

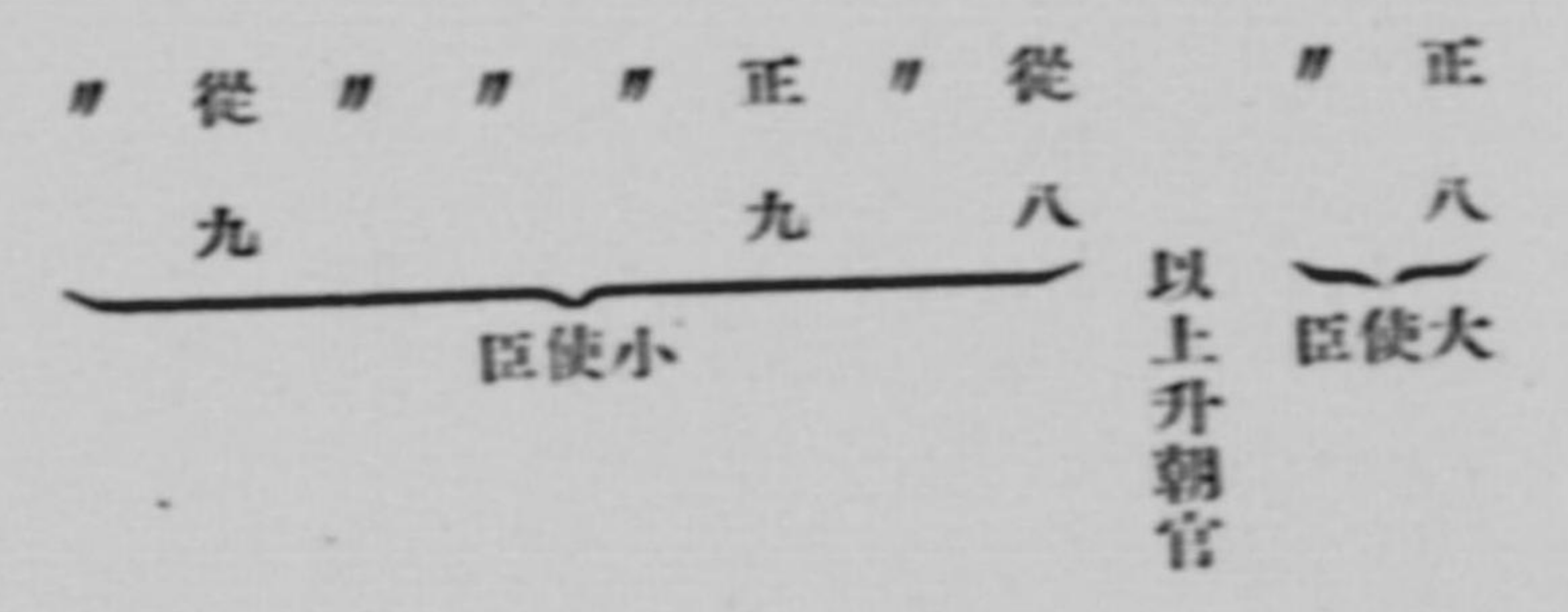
拱衛郎
左武郎
右武郎
武功大夫
武德大夫
武顯大夫
武節大夫
武略大夫
武經大夫
武義大夫
武翼大夫
武功郎
武德郎
武顯郎
武節郎
武略郎
武經郎
武義郎
武翼郎



東上閣門副使
西上閣門副使
皇城使
宮苑·左右驥驢·內藏庫使
左藏庫·東西作坊使
莊宅·六宅·文思使
內園·洛苑·如京·崇儀使
西京左藏庫使
西京作坊·東西染院使
供備庫使
皇城副使
宮苑·左右驥驢·內藏庫副使
左藏·東西作坊副使
莊宅·六宅·文思副使
內園·洛苑·如京·崇儀副使
西京左藏庫副使
西京作坊·東西染院·禮賓副使
供備庫副使

敦武郎
脩武郎
從義郎
秉義郎
中調郎
中翊郎
成忠郎
保義郎
承節郎
承信郎
下班祇應

(6) 山堂考索續集卷二十九、官制門、宋朝官制、宋初務實意
(7) 源流至論別集卷三、本朝官制下



內殿承制
內殿崇班
東頭供奉官
西頭供奉官
左侍禁
右侍禁
左班殿直
右班殿直
三班奉職
三班借職
殿侍

第三節 中央官制

(I) 宰相

宋に於いても唐制と同じく最も高き官位として三師(太師・太傅・太保)と三公(太尉・司徒・司空)とがあつたが、宰相・親王等の元勳に授ける加官であつて元來政治に與からざるものである。従つて常置されるものではなかつた。眞の宰相の職は同平章事即ち同中書門下平章事であつて、丞郎以上三師に至る者を以て之に充て、天子を輔佐して大政を總べしめた。定員なく一人二人或は三人あることもあつて、各々昭文館大學士・監修國史・集賢殿大學士の稱を帯びた。宰相に副として大政に參與するものを參知政事と稱し、中書舍人以上尙書に至る者を以て之に任じ、一人若しくは二人を置いた。南宋の嘉泰三年に至り始めて三人を置いたこともあつた。宰相が政事を執る所を中書門下と云ひ、禁中の朝堂の西に在り、政事堂とも稱した。宋では單に中書と呼ぶこともあつた。中書門下が一般民政を掌るに對して軍國の機務兵馬の政を兼るのは樞密院で、中書門下の北に位し、相對して二府と云ひ、文武二柄を分掌

し、國家の最高機關を成して居た。樞密院の長官たる樞密使又は知樞密院事と參知政事とを執政と呼び宰相と併せて宰執と云ふ。これがいはゞ宋朝の内閣を形成する。中書省及び門下省は皇城外に置かれ、その職掌も頗る要樞の性質を失ひ、殆ど名を存するのみの状態であつた。

元豐の新官制に於いては中書門下省の所掌を分つて門下・中書・尙書の三省を確立し、中書省旨を取り、門下省覆奏し、尙書省施行するの原則に依り、その長官を各々中書令・侍中・尙書令とし、從來皇城外に在つた門下・中書の兩省を、もとの中書門下省に移した。而して是等三長官はその官位高きに過ぎるを以て實際には任命せず、尙書省の副長官たる左僕射・右僕射を以て宰相とし、左僕射は門下侍郎を兼ねて門下侍中の職を行ひ、右僕射は中書侍郎を兼ねて中書令の職に代らしめた。參知政事を廢して別に門下侍郎と中書侍郎及び尙書左右丞を置き、樞密と共に執政の任に當らしめた。左僕射は首相の位置に在り、右僕射は次相であつた。併し唐初に比して著しく專制君主としての天子の權力の伸張して居る此頃に於いて、天子に親近して勅旨を取る中書省の勢が封駁を掌る門下省に比して遙に増大するのは免れぬところであつたから、中書侍郎を兼ねる右僕射の勢はむしろ門下侍郎を兼ねる左僕射の上に出た。文書の急速を要するものは往々門下省に送られなかつた。門下省の殆ど虚設たることは改革當初から現はれて居たが、元祐年間に至つて舊法派の天下となると、三省が班を分つて事を奏する元豐の制が實際政務の運用に支障多き爲、之を合班して事を奏し、省の事務は分治する制度に改めたので、左僕射及び門

下侍郎はその關與した命令を自らまた審議すると云ふ矛盾に陥ることとなり、その門下としての職務は殆ど行ふことが出来なくなつた。

左僕射・右僕射は政和二年（一一一二）太宰・少宰と名を改めたが、兩省侍郎を兼ねることは従前と變らなかつた。北宋亡びて南宋の世となると、靖康元年（一一二六）もとの左右僕射の名に還り、建炎三年（一一二九）には有名無實の三省分立の制を改め、三省を合して一となし、左右僕射は國初の制度の如く各々同中書門下平章事を稱することとし、又門下侍郎・中書侍郎・尙書左右丞を省き參知政事を以て之に代へた。降つて乾道八年（一一七三）には漢制に依つて左右僕射を左右丞相と更め、從來従一品たりしものを正一品と定め、又纔に名のみを存し來つた侍中及び中書令・尙書令を刪つた。こゝに於いて國初以來殆ど名目のみを存せし三省の長官は全く消失して一に歸し、以後左右丞相は參知政事を副とし、宰相として天下の大政を執ることが宋一代の不動の定制となり、延いては元代の丞相の名ともなつたのである。

門下省の給事中の職掌たる封駁の事は、北宋の淳化四年（九九三）以來、銀臺司に歸し、給事中はその職務を失つた。元豐新官制が定められ三省を立てるに及び、銀臺司の封駁房を門下に移し之を掌らしめた。而して三省は即ち宰相の司であるから、門下省は別に門下後省を建て、左散騎常侍・左諫議大夫・

左司諫・左正言等の諫官と、封駁を司る給事中と、記注即ち天子の言動を記録する起居注のことを職とする起居郎等の官を置いた。即ち六典の門下省の實際の仕事は後省に移つたのである。同様にして中書省にては別に中書後省を建て、右散騎常侍・右諫議大夫・右司諫・右正言及び中書舍人と起居舍人等の官を置き夫々諫諍・制誥・記注の事を掌らしめた。其後南宋に入つて諫院を設けて諫官を分離し、門下後省は給事中を長官とし、勅旨の封駁、諸司の奏鈔の審駁、吏部奏擬する所の六品以下の官の任免の審議等を行つた。中書後省は中書舍人を長官とし制詞の起草を掌つた。

（I）軍 政

中書門下が民政の方面の最高機關であるのに對し、軍政の方面の最高機關は樞密院であつて、内侍省の官及び路分都監・緣邊都巡檢使以上の武官の除授をも主つた。尙書省の兵部は武舉以外殆どその職を失つた。元豐改制に當り義勇保甲を除く民兵は悉く兵部に隸することとなつた。時に樞密院を廢して兵部に歸一せしめんと議する者があつたが、神宗は之を採用せず、文武二柄が對立して大政を分つことを以て祖宗の法なりとして重大な變更を加へず、單に右の如き管掌事項の移轉を行つたに過ぎなかつた。即ち唐六典の形制はこゝでは採用されなかつたのである。

樞密院の長官を樞密使又は知樞密院事と云ふ。使を置く時は知院事を置かず、知院事を置く時は使を置かぬのが原則であつた。使の次官として樞密副使を置き、知院事の次官として同知樞密院事を置いた。元豐改制では樞密は禁中に在つて輔弼に當る官で出使の官ではないとの正名の理由によつて、知院・同知院を置いて、使・副使を廢した。南宋に入ると使が復活し、又知院・同知院事が同時に任せられることもあつた。國初以來文武官を參用して樞密使・副使に任じたが次第に文官が多くなり、元豐改制では武臣を用ひざることにした。その後、例外はあるが概して文臣を用ひて之に充てた。

樞密は中書門下と相對して文武二柄を分ち、朝奏には先後して殿に上つた。併し軍興大事の際は兩者同議し、或は宰相が樞密使を兼ねることもあつた。慶曆中(一〇四二)西夏・遼と兵を構へた際の如きがそれである。又金軍と戰を交へて居た建炎元年(一一二七)には御營使が置かれ、宰相を以て之を兼ね、行幸の軍中の政を總べしめたが、その權力は伸張して兵柄を專にし、樞密院は殆ど預る所がなかつた。紹興六年(一一三六)御營使を罷め、兵權を樞密院に還したが、宰相を以て樞密使を兼ねることは以後事例多く、開禧以後は宰臣の兼任が定制となつた。

樞密は兵籍・虎符を掌り、兵政を總べ發兵の權を握るが、京師の指揮握兵の權は三衙の都指揮使に在つた。⁽¹⁾抑々宋の兵は募兵制を原則とし、禁軍・廂軍・鄉兵・蕃兵の四種に區別される。禁軍は天下諸路の驍勇なる者を選んで編成され、天子の衛兵として京師を守り、征戍に備ふるものである。廂軍は遙に

劣弱なもので、諸州の鎮兵と云はれるが主として役使に供された。鄉兵は戶籍から選り、又は募に應じたる者を訓練した民兵であつて、義勇兵的の要素を有つ。蕃兵は國境附近の異民族を以て編成したもので、鄉兵の一種とも見られる。四種の兵の内、最も重要なものは禁軍であつた。五代の紛亂の世は節度使が私兵を擁して弱肉強食を事とするところに起つた。宋が天下を一統すると、兵權を天子の掌握に歸せしめることが第一の肝要事であつた。禁軍を強くして地方の廂軍を無力のものとしたのはその爲であつた。邊境の守備や征戰に當る爲に、禁軍を京師より派遣駐屯させ、時を以て更代せしめた。之を更戍法と云ひ、主將と兵士とが狎れ親しんで私兵士化する弊害を防がうとしたものである。禁軍は殿前司と侍衛司とに分屬し、之が殿前・侍衛馬軍・侍衛步軍の三衙に分れ、各々都指揮使が之を統制する。地方には部署(慶曆八年總管と改稱)・鈐轄・都監等の官があり、或は文臣を用ひ、府州の長官が兼ねる場合もあつて、駐泊の禁軍はその隸下に在り、文臣たる經略安撫使が之を總轄した。神宗は軍備の充實に意を用ひ、邊防を固めんが爲に、諸路に將官を置き、陝西に四十二將、河北に三十七將、東南に十三將を配し、各々正將・副將があり、その序位は路分都監の下に在つた。⁽²⁾金軍南下して南宋の世となると三衙の兵は全く衰へ、武將は私兵を擁して三衙に隸しなかつた。是等武將の權力は漸次朝廷に收められ、その軍は御前軍と稱して樞密院に隸したが、南宋の武人の權限は尙、甚だ強きものがあつた。⁽³⁾その軍には統制・統領等の指揮官が置かれ、その下に正將・準備將・訓練官・部將・隊將等の將佐があつた。是

等の統制以下の軍中の官は主帥が任命、陞進の事を行ひ、樞密院に報告することゝなつて居た。

(Ⅲ) 財政

財務行政の中央機關は三司であつた。是は唐より五代にかけ發達したもので、鹽鐵・度支・戶部の三を通過するので三司と云ふ。三司は計省とも呼ばれ、その長官三司使は計相と稱せられた。三司使の位は執政たる參知政事・樞密使に亞ぎ、その恩數俸祿はそれに同じかつた。即ち一般民政を掌る宰執（同平章事と參知政事）と軍政を掌る樞密と鼎立して財計を司る三司があつて、三者が實際に國家の大政を料理して居たのである。三司使は一人を任じ、中書門下兩省の五品以上のもので、知制誥・雜學士・學士を以て之に充て、邦國の財用の大計を掌り、鹽鐵・度支・戶部の事を總べて、天下の財賦を經理しその出入を調節する。副使は員外郎以上で三路の轉運使及び六路の發運使を歴任したものを以て充て、更にその下の判官は朝臣（常參官）以上で諸路の轉運使・提點刑獄を歴たものを充てた。而して鹽鐵・度支・戶部の三部には各々副使一人を置いて逐部の事を通簽し、又判官各々二人があつて各部の内の事務を分擔した。

鹽鐵は天下の山澤の貨・關市・河渠・軍器の事を掌つて國家の用に資する。事務を七案に分つ。

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| (一) 兵案 | (二) 冑案 | (三) 商稅案 | (四) 都鹽案 | (五) 茶案 |
| (六) 鐵案 | (七) 設案 | | | |
| (一) 賞給案 | (二) 錢帛案 | (三) 糧料案 | (四) 常平案 | (五) 發運案 |
| (六) 騎案 | (七) 斛斗案 | (八) 百官案 | | |
| (一) 戶稅案 | (二) 上供案 | (三) 修造案 | (四) 麴案 | (五) 衣糧案 |

戶部は天下の戶口稅賦の籍・榷酒・工作・衣儲の事を掌つて邦國の用に供す。五案を分掌する。

その他、三部勾院・都磨勘司・都主轄收司・均收司・都理欠司・都憑由司・開橋司・勾鑿司・催驅司・受事司・衙司等の子司があつた。

三司使は他の官廳の長官より重んぜられ、その待遇が執政と同じであつたことは、宋代に於いて、財務行政の國務の上に占める重要性が、著しく加はつて來たことを物語るものに外ならぬ。大政に參與すべき執政・侍從に任ぜられるものは、多く三司使を歴ねばならなかつたのもその爲であつたと見られる。

尙書省の戶部は名は存したが、その職務は全然失はれ、國家の財務行政は悉く三司の掌る所であつて、宰相の預からざるところであつた。然るに神宗の熙寧年間に至り王安石が新政を布き財務行政機構を改め、周禮の冢宰は邦計を掌るの説を採り、財政權の一部を宰相の手中に收めるに及び、三司の財政權は

分割されることゝなつた。即ち税賦・常貢・征權の利は三司に歸するが、茶・鹽・坑冶・常平・免役・坊場・河渡・絶戸没官・禁軍闕額の財は朝廷封樁と號し、積貯増すに及んで元豐庫を建て、之を貯へ、三司は關與しなかつた。かくて財利の柄は漸く宰相が握るところとなつた。由來財利の事に携はるを以て宰相の任に非ずとするのが傳統的觀念であつたが、之を打破したのは王安石の達識であると共に、財政權を先づ掌握することが政治上の改革に不可缺の必要事となつた世運を物語るもの、財務行政權の重要さを示すものであつた。元豐官制が行はれるに及んで、三司を罷め、その職掌の大部を尙書省戸部所管とし、戸部尙書はその長官として形式上は財務行政を總轄する位置に在つた。併し戸部の左曹は尙書に隸するが、右曹は右曹侍郎の掌るところであつて尙書には屬しない。この右曹が前に述べた常平・免役・坊場・山澤等朝廷封樁の財を司るのであつた。即ち王安石の方針は依然踏襲されたのである。故に形式上から云へば三司使が罷められて戸部尙書が之に代つたのであるが、この戸部尙書は既に計相の位に在るものでない。往日の三司使の盛權は全く失はれ、戸部の歳入僅に四百萬緡、在京官吏諸軍の俸祿を管掌するのみに過ぎず、宰執の文移を實行するのがその職務となつたのである。⁽⁵⁾

元祐に入り（一〇八六）舊法派が政權を握ると、司馬光は上言して戸部尙書をして左右曹を兼領して、財用の統轄に支障なき様に改めた。併し右曹の掌る錢物は奏して旨を得るに非ざれば戸部尙書と雖も擅に支用することは出来なかつたから、三司の舊態は依然恢復されるには至らなかつたのである。⁽⁶⁾而して

紹聖年間元豐の制は再び行はれ、右曹は侍郎が専ら領し尙書は與らざることゝなつた。

南宋の初、軍國の財用の急に應せんが爲、執政が戸部の財用を提領措置したことがあり、又孝宗の時、膨脹せる軍費縮減の爲に、財穀出納の大綱は宰相之を上に領し、戸部はその下に在つてその細目を治むべしとの議が起り、乾道二年（一一六六）國用司を建て、宰相に命じて制國用使を兼ね、參知政事をして同知國用事としたが、やがて國用司は罷められた。乾道八年左右僕射の名を左右丞と改めるや、丞相は事として統べざるなしとの建前から、制國用使・同知國用事を兼稱せざることゝした。併し南宋の財賦は名目こそ戸部に歸してはゐるが、事權は各司に紊散して居つて、戸部が之を統轄して國家の財政を通攬することは殆ど不可能であつた。寧宗の嘉泰四年（一二〇四）に國用使を復して宰相をして兼ねしめたのもその爲であつて、宰相をして天下の財利の大綱を把持せしめんが爲であつた。

(II) 銓 選

官吏の任免については、初め文臣の少卿監（正六品）以上は中書が掌り、京朝官（常參官を朝官と云ひ、秘書郎以下未常參官を京官と云ふ）は審官院が主り、武臣は内殿崇班（正八品）以上即ち升朝官は樞密院が掌り、小使臣（從八品乃至從九品）は三班院が之を主つた。別に州縣・幕職官を主る流内銓が

あつた。審官院は太宗が中書の権力の強きに過ぐるを抑制せんが爲に、中書門下の五房の内の吏房を分つて置いたことに淵源する。⁽⁷⁾ 同様に熙寧三年（一〇七〇）には樞密院をして専ら兵事を總べしめる爲に審官西院を置き閤門祇候（從八品）以上諸司使に至るの事を管せしめ、舊來の審官院を審官東院と改稱した。⁽⁸⁾ 即ち文臣には審官東院と流内銓があり、武臣には審官西院と三班院があつてその遷叙を管掌した。元豐官制改革によつて是等は悉く吏部に歸した。即ち審官東院は尙書左選となり、流内銓は侍郎左選となり、審官西院は尙書右選となり、三班院は侍郎右選となつた。之を吏部四選と云ふ。即ち文臣では、寄祿官は朝議大夫（正六品）以下の京朝官、職事官は大理正（從七品）以下、中書省の勅授に非ざる者は尙書左選に歸し、初仕より州縣幕職官に至る者（即ち文臣の未だ改官せざるもの）は侍郎左選に歸し、武臣では升朝官は皇城使（正七品）より以下内殿崇班（正八品）迄、職事官は金吾街杖司以下、樞密院の宣授に非ざる者は尙書右選に歸し、從義郎（從八品）以下副尉（無品）迄は侍郎右選に歸した。文官の中散大夫（從五品）、武官の閤門使（正六品）以上の場合には選叙の狀を列して夫々中書省或は樞密院に上り、畫旨を得て告身を給する。而して省・臺・寺・監の長貳以下侍從迄の職事官・監司・知州軍等は中書省の除授に係る。通判・寺監の正丞・博士等も中書省の差授に歸するもの多く、是等を堂選と云つた。⁽¹⁰⁾ 南宋に入ると武官最下級の無品の下班祇應・進武副尉等は兵部・刑部の注授する所となつて、若干の銓選の權限を與へられた。兩部を吏部四選と併せて參選と云ふ。かくして天下の官は幕職州縣官・借

差監當・無品の類に至る迄原則として中央朝廷の任命する所であつた。殊に神宗の世には銓選の權を吏部に集中することに努め、或は樞密院の有する任命權を審官西院に移し、或は堂選を罷めて吏部の選に歸し、或は諸司の奏舉（辟差）を廢して吏部の銓とした。⁽¹¹⁾ 併し堂選奏舉の廢止は必ずしも永く實行されぬ。特殊の事務・官衙に於いては長官の辟舉を許す方が事務の便が大きいこともあるので、奏舉の廢止は到底完全に實行は出來ず、漸次例外が特許された。併し辟舉が著しく制限されたことも否めない。それは中央朝廷の權力が著しく伸張されたことを物語るものである。南宋時代、中央の威權が衰へ武臣が權力を地方に握る様になると、僚屬を辟舉することは再び盛となつた。

宋代に於いては參選以外の差除の途には參堂・辟差・差攝・定差等があつた。參堂とは京朝官が吏部を経ずして直ちに宰相に就いて擢用され任官するもので陶鑄とも云はれる。辟差とは諸司・帥撫（安撫使・宣撫使等）・監司・郡守等有用人の名を具して朝廷に上申し任命するを云ひ、差攝とは帥撫・監司・州軍等が他官に在る者又は待闕人をして權攝せしめるものを云ふ。但し辟差・差攝共に自身人或は文學・助教・將仕郎・承信郎等の未だ出官せざる者を任することは違法であつた。⁽¹²⁾

定差と云ふのは、神宗の世、銓選を吏部に集中する大方針の例外として設けられたものである。四川四路・福建路・廣南東西路の七路の轉運使は熙寧三年（一〇七〇）に至つて、その管内州縣の官の任命に就いて權限を與へられた。是等の地方はその位置が遠隔で、官吏が赴任轉任に多くの日子と煩勞を要

し、又四川の人が中央の銓選に應ずる爲に京都に赴くのも非常な苦勞であつた。是等の勞を除く爲に、堂選即ち中書が任命すべく規定された知州を除いて、州縣官は轉運使が隨意指名することを許したのである。之を指射と云ふ。但しその人名は中央の審官東院・流内銓に上つて審査を受けることは云ふ迄もない。任命されるべき者は本路の人でも他路の人でもよいが、本路の人がその本籍の州縣及び隣境の州縣の官に就くことは禁せられた。その後七路の他に荆湖南路もこの法の適用を受けることゝなつた。故に八路定差の制と云ふ⁽¹³⁾。是は交通不便な當時に在つて、遠隔の州縣に有能な地方官を配置する爲には已むを得ない便法ではあつたが、銓選の中央統一の大綱を紊り、本貫廻避の精神にも反する點から、非難も多く、元祐元年(一〇八六)に一度罷められて中央の銓選に歸つたが、紹聖元年(一〇九四)には京朝官を除き再び行はれることゝなつた。宣和七年には四川の縣令は四川人を差注し得ざることゝ制限された⁽¹⁴⁾。紹興八年(一一三八)には小郡の知州監以下は漕司に付して差注することに擴張された。いづれにせよ轉運使の差注をかなりの程度迄許すことの出來たのは、當時中央の統制力が既に強固となつて居て、八路定差の制が漕司の地方割據を來す惧がなかつたことを示すものと考へて差支あるまい。

(V) 司法

前代の藩鎮跋扈の世に廢れた朝廷の刑部按覆の職は宋の一統の世に入つて恢復確立された。刑部は天下の大辟を覆審することを掌り、判刑部事として御史知雜以上又は朝官を以て長官とし、詳覆官數名(京朝官)が職に當る。大理寺には判寺事(朝官)の下に、斷官(京官)を置き、天下の奏獄を斷じ、獄訟の事は之を聽かなかつた。天下の奏獄は大理寺に於て斷定し之を刑部に送つて審覆した。淳化二年(九九一)には諸路に提點刑獄司を置くと共に禁中に審刑院を置き、朝官を以て知院事とし、その下に詳議官(京朝官)を任じて大理寺・刑部の斷覆を審議せしめることゝした。是れ太宗が法吏の舞文巧詆を抑制せんが爲に、中書門下の五房中の刑房を分つて置いたものである。獄案が上奏されると先づ審刑院に達し、審刑院は之に印して、大理寺・刑部に送る。大理寺・刑部は之を斷覆し、案は審刑院に下され、審刑院は之を詳議申覆して、裁決訖れば中書門下に送り、その未だ妥當ならざるものあれば宰相は勅裁を仰ぎ、天子は宰相に命じて論決せしめるのである⁽¹⁵⁾。而して武臣軍士の獄案は樞密院へ送られた。大中祥符二年(一〇〇九)糾察在京刑獄司が設けられ、開封府に於ける諸司の刑獄を糾察し、諸司の斷せる徒以上の罪案を具報せしめ、詳正ならざるものは之を駁奏した⁽¹⁶⁾。

かくの如く唐の刑部・大理寺の職務は審刑院・糾察在京刑獄司に分たれたが、元豐三年に至つて官制が改革されるや、兩者は共に罷められて刑部・大理寺に歸した。而して元祐六年(一〇九一)には邊防軍政に關する案件については樞密院と三省をして同じ旨を取らしめることゝ定められた。糾察在京刑獄

の糾察の事は元祐元年に至つて御史臺刑察をして領せしめた。

(Ⅵ) 監 察

御史臺は唐制を承けて三院に分つ。臺院・殿院・察院がそれである。但し御史大夫は加官としては授けられたが、正員を置くことはなく、元豐改制以後は全く除去された。臺長の職は御史中丞が當つたが、之も缺くことが多かつた。臺院には侍御史一人が置かれ、臺政の次官を勤め、殿院には殿中侍御史二人が置かれて、儀法を以て殿中に於ける百官の失を糾すことを掌り、察院には監察御史六人が有つて吏・戸・禮・兵・刑・工の六察を分つて六曹及び百官の事を分掌しその謬誤を正す。但し元豐以前に於いては三院の御史は出で、外任の憲臣となり、その職は他官を以て兼任され、中丞の如きも中書門下兩省の給諫を以て權官となるが多かつた。宋代の御史制度上注目すべきは言事御史の起つたことである。唐では御史と諫官との職分は分立せるものであつて、御史は諫諍をなすを得ず、諫官は糾弾をなすことは出来ぬ。兩者各々職司があつて相關渉してはならなかつた。宋になると眞宗の天禧元年(一〇一七)に始めて言事御史が置かれ、元豐八年(一〇八五)には監察御史をして言事を兼ねしめた。即ち御史をして諫官を兼ねしめたのである。併し反對に諫官が御史の職を兼ねることは許されなかつた。是は天子

が己を責むること嚴に、人を待つこと恕なる證據なりとする見方には無論從ひ難い。寧ろ獨裁君主の權力が強くなるに従つて諫官の存在が弱くなり、之を專任とせずして御史の兼任としたものと見るべきであらう。いづれにせよ言事御史の發生は後世の御史臺と諫官との合一の端緒を開いたものと見られよう。諸路に分置された安撫使・轉運使・提點刑獄・提舉常平等の所謂監司は管下州縣の官吏を監察する任務を有つ。即ち御史の權を分つものである。故に一に之を外臺とも云つた⁽¹⁸⁾。而して紹聖年間には郎官・御史を三年一回諸路に遣し、諸監司の政績を按察する制度が定められた⁽¹⁹⁾。

- (1) 源流至論續集卷二、兵權
- (2) 古今合璧事類備要卷七十五、將帥門、諸路將官
- (3) 建炎以來朝野雜記甲集卷十一、統制統領官・同卷十八御前諸軍
- (4) 山堂考索後集卷四、官制門、祖宗舊制
- (5) 皇朝編年備要卷二十、元豐三年十一月、置元豐庫
山堂考索後集卷四、官制門、祖宗舊制、同卷六十四財賦門、續本朝內藏庫
- (6) 皇朝編年備要卷二十二、元祐元年閏二月、立戶部總財用法
司馬光言、戶部尙書舊三司使之任也、左曹諫尙書、左曹不諫尙書、天下之財分而爲二、視彼有餘此不足、不得移用、欲乞令尙書兼領左右曹、侍郎分職而治、其右曹所掌錢物、尙書非奏得旨不得擅支、諸州錢穀・金帛諫提舉常平司者、每月具文帳申戶部、六曹及寺監欲支用錢物、皆須先關戶部、舊三司所管財賦事、有散在五曹及寺監者、並收歸戶部、詔尙書省立法
- (7) 山堂考索後集卷七、官制門、列曹尙書、吏部尙書

- (8) 宋會要稿、職官十一、審官西院
- (9) 翰林學士・給事中・六尚書侍郎是也、又中書舍人・左右史以次謂之小侍從、又在外帶諸閣學士・待制者、謂之在外侍從、(朝野類要卷二侍從の條)
- (10) 山堂考索續集卷三十九、官制門、資格、宰相堂除及資格
- (11) 文獻通考卷三十八、選舉考舉官・同卷三十九、辟舉
- (12) 朝野類要卷三、參堂・差攝
- (13) 文獻通考卷三十九、選舉考辟舉
- (14) 續資治通鑑長編卷二百十四、熙寧三年八月戊寅
- (15) 宋史卷一五九、選舉志遠州銓
- (16) 宋會要稿、選舉二十三、尙書左選・同職官四十八、縣官
- (17) 宋史卷百九十九、刑法志
- (18) 宋會要稿、職官十五、糾察在京刑獄司
- (19) 源流至論前集卷六、臺諫
- (20) 朝野類要卷三、外臺
- (21) 宋會要稿、職官五十二、遣使、崇寧元年七月二十五日・同二年八月三日の條

第四節 地方行政

(I) 路

宋は天下を分つて路と爲し、地方行政の上級單位とした。宋の分路の制度は唐の分道の制度に淵源して居る。唐の貞觀元年(六二七)に天下を十道に分ち、開元二十一年(七三三)には増して十五道とした。そして巡察使・按察使・採訪使・處置使等と稱する官が中央から派遣されたが、その職務は地方行政の監察に在つた。故に道は地理的區劃とも云ふべく、未だ行政區劃と稱すべきものではなかつた。安史の亂以後、節度使の權柄が擴大し、邊境のみならず内地にも多くの藩鎮が設けられ、天下は自ら數多の道に分割された。是に至つて道は行政區劃となつたと云ふことが出来るが、それは中央集權的國家に於ける地方行政區劃ではない。宋が五代紛亂の世を承けて帝位を獲得すると、節度使・防禦使等の藩鎮を罷め、文官たる轉運使を以て之に代へた。轉運使はその名の如く、宋初には軍興の時、専ら糧餉の事を掌つたのであつて、一方節度使は太宗の初迄尙相當に存し、いづれも若干の支郡を領し、一道の民政

長官となつて居たのである。太宗の太平興國二年（九七七）、李潛の建議によつて、節度使の領する支郡を朝廷に返上せしめてより、節度使の権柄は全く削られ、單に一州の長官に過ぎざることゝなつた。一方、同年には最後迄残つて居た北漢が亡んで宋の天下統一が完成し、この統一された天下の地方行政は轉運使が路を分つて分擔することゝなつた。⁽¹⁾ 轉運使は一路の邊防・盜賊・刑訟・金穀・檢察の事に任じた。時に他司が設けられてその権限の一部を分割されることもあつたが、宋一代を通じて路の民政の最高長官と稱すべきものであつた。路の下には中級行政區劃として府・州・軍・監があり、府・州の下には縣があつて下級行政區劃を成して居た。即ち縣は府・州に統べられ、府・州・軍・監は路に總べられ、諸路は朝廷に統合される。是が宋の中央集權の紀綱で、路の統轄を鞏固にするところに、集權の根柢があつた。路の長官たる轉運使の権限は頗る廣汎でありその職務は重要であるから、之を中央に統合する力が弱い時は地方割據の勢を馴致するを免れ得ない。故に樞要の路には安撫使が置かれて兵政を總べることゝなり、或は提點刑獄が設けられて獄訟を掌り、或は茶鹽の利や常平免役等の法を司る提舉常平茶鹽公事を置く等、轉運使の權力の過大なるのを防止することを怠らなかつたのである。安撫・轉運・提點刑獄・提舉常平の四司を略して夫々帥・漕・憲・倉とも稱する。一路の兵政民政を分掌し、共に該路の長官と稱すべきもので、又管内の官吏を監察する權利をも有する。故に彼等を監司と總稱した。路の數は至道三年（九九七）に十五路、元豐六年に二十三路、宣和四年（一一二二）に二十六路あり、南渡後

は概ね十六路であつた。右に述べ來つた路とは轉運使を主とする民政方面の路であつて、一般に行政區劃としての路と云へば、此の路を指すのであるが、之とは別に軍事の必要から設けられる路があつた。經略使・安撫使・都部署（都總管）等は、宋代の一路の軍政の長官であるが、その分路は必しも轉運使を基準とする行政區劃としての路と合致せぬことがある。例へば慶曆元年には陝西路の沿邊の地に秦鳳・涇原・環慶・邠延の四路を置き、各路に經略安撫使を置いたが、轉運使は陝西路に置かれたのみであるから、新置の四路は經略安撫使によつて分つた軍政上の路である。又慶曆八年（一〇四八）に河北路に置いた大名府路・高陽關路・眞定府路・定州路の河北四路も經略安撫使の分路であつた。又南宋の淳熙二年（一一七五）に置いた揚州・廬州・荆南・襄陽・金州・興元・興州の七路も安撫使の路である。都部署（都總管）の路に至つては一州を以て一路となすものも多く、純然たる軍事上の區劃である。是等の軍事上の區分は正式の地方行政區劃と稱することは出來ない。⁽²⁾

(一) 轉運使 軍旅の糧秣を掌つた宋初の轉運使は措いて言はず、一路の長官としての轉運使は太平興國二年に始まり、財用の事のみならず邊防・治安・刑獄・財用の事を掌つた。此頃より既に按察の任が與へられて居たが、慶曆年間には特に按察使の官名を兼帶して官吏の能否を考察せしめたことがある。刑獄の事は淳化年間に提點刑獄司が置かれたが忽ち罷められ、以後景德四年（一〇〇七）に復置される迄、轉運使がその事を掌つた。常平倉の事も熙寧二年（一〇六九）提舉常平官が置かれる以前は轉運使

に隸し、熙寧六年（一〇七三）州縣學の教授の選差が中書門下に歸する以前は、その擧任は轉運使が主つた。或は又提舉市舶即ち外國貿易の事を兼ねたこともあり、紹興年間には坑冶の事を管したこともあつた。又熙寧三年には漕臣定差の法が定められて、四川四路・廣南東西路・福建路等の轉運使は州縣の官吏任命の權限をも與へられたし、紹聖年間には蔭補の人の出官試験を行ふことも許された⁽³⁾。併し初期の廣汎な權限は漸次縮少された。即ち景德四年以後は刑獄・賊盜の事は提點刑獄に歸し、知州が諸路の安撫使・鈐轄を兼ねるに及んで邊防の事は之に歸し、又提舉常平官が置かれて路は漕・帥・憲・倉の分治に屬し、按察の權も亦四監司各々之を主ることゝなつた。故に漕臣の權限は征賦の催科・金穀の出納・上供の輦運等一路の財賦の事を專掌し、民情の休戚・官吏の勤惰を按察して上聞する方面は他の監司と相並んで之を行ふことゝなつたのである。南宋に至つて、宣撫使・制置使・總領財賦（淮東・淮西・湖廣・四川の總領）等が諸路に置かれ、轉運使の權限も或は掣肘され、或は分割されたが、その一路の財賦を主掌する長官たることに變更はなかつた。諸路を合して都轉運使を置くことがあり、又資歷淺き場合には轉運副使・轉運判官に任ずることもあつた。

(二) 安撫使 安撫使は一路の兵政を總べ、文官たる知州を以て之に充てる。初め常置されず、景德二年（一〇〇五）以後西川・陝西等の沿邊に置かれた。而して河東・陝西・嶺南諸路の帥臣は外敵・蠻戎を綏御する任に在るので經略安撫使と稱し、都總管を兼ね、その事權は甚だ重かつた。河北及び近地

の帥臣は單に安撫使と稱した。經略安撫總管司には走馬承受一員を置き、外族侵入して邊警起れば直ちに驛馬を馳せて京師に上聞せしめた。南渡軍興の際諸路の安撫使をして馬步軍都總管を兼ねしめ、武臣一員を以て副とし、僚屬將佐を辟置して便宜事を行ふことを許し、兵政・民政上頗る強い權限をもつて金軍防禦に當つた。而して戰起れば副總管が總指揮官となつて戰つた。二品以上のものは安撫大使と稱し、制置使を兼ねて諸州の軍馬を掌つた。併しその後兵權は都統制に歸し、安撫使は單に虛名を擁するに過ぎぬことゝなつた⁽⁴⁾。

(三) 提點刑獄公事 提點刑獄は所部の獄訟を掌りその曲直を平にし、囚徒を審問し案牘を評覆し、刑案淹延して決せず、賊盜通竄して捕はれざる場合には彈劾し、又官吏を按察し、兵民の賊盜・倉場庫務の事、溝洫河道の事も管轄した⁽⁵⁾。淳化年間諸路の轉運使をして常參官一員を命じて州軍の刑獄を糾察せしめた。是が提點刑獄司設置の淵源である。併し猶轉運司に隸する官であつた⁽⁶⁾。凡そ管内の州府は十日に一度因帳を報じ、疑獄決せざるものあれば馳傳し往きて之を視、州縣に於いて稽留決せざるもの、斷刑不正なるものがあれば長吏は劾奏し、以下の小吏は便宜按劾して事を行ふを許した。併しその成績擧がらず、淳化四年之を罷めた。降つて景德四年（一〇〇七）に再置され、轉運司とは獨立した一司となつた。天聖六年（一〇二八）之を罷め同八年に復し、治平元年（一〇六四）また罷めてその事を轉運司に委ねた。熙寧以後は常置されて廢されることはなかつた。天禧四年（一〇二〇）には勸農使を兼ね、

元祐の初には常平の事を併せ、紹聖の初には坑冶の事を兼ねたことがあり、乾道八年（一一七二）には諸路の經制錢總制錢督責の事を委ねられた。提點刑獄は必しも一路一員に限らず、該路の事の煩簡に従つて損益した。即ち元祐元年（一〇八六）には京東・京西・河北・淮南・陝西の夫々兩路を合して一路として憲臣を置いたことがあり、紹興の初には淮南東路の提刑を罷めて提舉茶鹽官をして兼領せしめ、兩浙路に於いては疆域濶遠の故を以て二員を任じたことがある。提刑の職は多く文臣を以て充てたが、武臣を任ずることもあつた。中興の後諸路に盜賊が多く起つたので武臣提刑一員を添置したが、淳熙末には罷めて置かず、文臣一員のみを置くこととした。⁸⁾

(四) 提舉常平茶鹽公事 常平倉は淳化年中に設けられたが、熙寧に至つて新法が行はれると、常平・義倉・免役・市易・坊場・河渡・水利の法を管掌すべく熙寧二年（一〇六九）に提舉常平司が置かれた。元祐（一〇八六）に至つて舊法派の天下となると新法廢止に伴つて常平司も罷められ、その職は提點刑獄に併せられた。紹聖に至つて復た置き、以後紹興五年（一一三五）迄廢置を繰返した。

茶鹽の專賣を主る提舉茶鹽司は政和の初置かれる以前は、初め發運使に隸し、元豐年間には轉運・常平・提刑或は知州通判等の兼領であつた。政和より降つて紹興五年には常平と茶鹽とを併せて提舉茶鹽常平等公事と稱することとし、四川には提舉茶鹽司がないので提刑の兼領とした。同十五年には提舉常平茶鹽公事と名稱を改めた。⁹⁾

以上四監司の外に各路に一時置かれたものに提舉學事司があり、一路の州縣學を掌り、所部を巡行して師儒の優劣、生員の勤惰を按察・舉刺する事を主つた。崇寧二年（一一〇三）に置かれ、十八年後の宣和三年には罷められ、その存續は極めて短かつた。

以上の外、外路官として或は數路を兼ねて置かれ或は特定の路に置かれるものに、發運使（東南地方の財物を京師に漕運することを主り茶鹽・坑冶・鑄錢等の事を兼ね、官吏按察の事も行ふ）・提舉茶馬司（茶を以て西方の外民族より馬を買ふ事を掌る）・提舉坑冶司（坑冶・鑄錢の事を掌る）・提舉市舶司（海外貿易を掌る）・提舉河北糧使司（河北軍糧の糧便を掌る）・提舉保甲司・提舉制置解鹽司等の官があつた。南宋に入ると邊境軍旅の事を掌る爲に制撫使・制置使等が諸路に置かれ、その威權は頗る大であつた。又淮東・淮西・湖廣・四川には各々總領財賦が置かれ、軍旅の錢糧の事のみならず軍政にも關與しその序位は轉運副使の上に在つた。

(I) 府・州・軍・監

地方行政の中級單位は府・州・軍・監である。而して府州軍監は朝廷に直屬し、その長官は職務上監司の管轄按察を受けるが、身分上は天子に屬するもので、朝廷の任命に係るのを原則とした。緊要の大

郡はみな府とし、又は歴代の天子の因縁によつて崇重して府とした。太祖が歸德軍節度を以て宋室を創めた因縁によつて宋州を升して歸德府とし、太宗は晉王を以て即位したので并州を升して太原府とした類である。州は中級單位の最も普通のもので、府及び州は縣を領する外に、軍・監・城・砦・堡及び羈縻州を領するものもある。軍及び監は府州に比して地位稍低く下州に同じい。軍の縣を領するものは極めて少く、多くは砦・城・堡等を領有する。宋代設けられた軍（府州と同級の軍）は五十九に上る。州と同級の監は鹽又は坑冶の利ある地に置かれたが、その數は四監のみであつて、縣を領せぬものもあつた。宣和四年（一一二二）、燕雲の地に燕山府路・雲中府路を設け宋の版圖が最大となつた時、天下の路二十六・京府四・府三十・州二百五十四・監六十三・縣一千二百三十四であつた。

府・州は節度・觀察・團練・防禦・軍事の等級に分たれる。府の長官を知府事と云ひ朝官或ひは刺史以上の文武官を以て充てる。州・軍・監の長官を夫々知州事・知軍事・知監事と呼び、京朝官或は閤門祇候以上の文武官を以て充てる。武官の長官は多くは國境の要衝の地に置かれた。管内の民政を總理し、賦役・錢穀・獄訟の事を掌る外、一路又は管内の兵權をも總べた。即ち經略安撫使（又は單に安撫使）馬歩軍都總管或は安撫使兵馬鈐轄（又は兵馬巡檢）を兼ね、又は單に兵馬鈐轄・巡檢等を兼ねた。

知府・州・軍・監の下に通判なるものがあつた。文官（京朝官）を以て任じた。宋初、五代藩鎮跋扈の弊に懲り、文臣を派して長官と相並んで簽議連書せしめたのに由來する。故に監州と稱して長官とそ

の禮を均しうし、長官の權力を牽制分割するものであつた。錢穀・賦役・獄訟の事の可否は長官と通簽し、所部の官の善否、職務の修廢を刺舉する。新法行はれるや、常平・免役・水利等の錢はその管掌するところとなり、宣和二年には諸州の茶鹽香礬の專賣の事も通判に委ねられ、南宋に入ると經制錢・總制錢の徵收の責にも任じた。大郡は二員を置き、萬戶に満たざる小郡には置かない。武官が長官である時は小郡と雖も置いたのは、特に武臣の專權を抑制する爲であつた。

屬官として、節度州には判官・掌書記・推官があり、觀察州には判官・支使・推官があり、其他の州には推官を置いた。州が小さく事務が簡單な所では適宜省略した。要郡の判官・推官は堂除により（京官の判官を簽書判官略して簽判と稱す）、他は吏部の任命に係る。廣南東西兩路では監司の辟差が許されて居た。是等幕職官の下に諸曹官として、錄事參軍（府では司錄）が庶務を掌り、戶曹參軍が戶籍・賦稅・倉庫を掌り、司法參軍が議法斷刑を掌り、司理參軍が訴訟鞫鞠の事を掌つた。

茶・鹽・酒等の專賣事務及び商稅務・冶鑄の事を掌る爲には、事務の必要に應じて諸州軍に監當官が置かれ、その收入實績は日々州に上申される。收入には一歳の課額が定められ、實績額と對比して監當官の業績が考査された。⁽¹¹⁾ 監當官には課利の多少を基準として、吏部の任命するものと監司の差注するものがあつた。

Ⅰ 縣

地方行政區劃の下級單位は縣である。畿内の縣たる畿縣・赤縣の外に、望（四千戸以上）・緊（三千戸以上）・上（二千戸以上）・中（千戸以上）・中下（千戸未満）の等級があつた。縣の長官を縣令と云ふ。五代武斷政治の世には文官たる縣令は無能者の淵藪と目されたが、宋は縣の民政上の位置を重視して、樞要の縣には京朝官又は幕職官を中央より派遣して長官たらしめた。之を知縣事と云ふ。賦役・錢穀・獄訟・賑恤等管内の民政を總掌し、戍兵有れば兵馬都監（又は監押）を兼ねる。⁽¹²⁾ 建炎（一一二七）以後金軍との交戦により武官の縣令に當るものが多くなつたので、紹興九年（一一三九）には今後文臣を差すべき旨定められた。併し沿邊や溪洞地方は武官を指射することが許された。樞要の縣の知事は堂選によつた。任期は二年乃至三年と時に改變があり、乾道以後は三年と定められた。

縣丞は縣の次官であるが、初め置かず、その置かれたのは天聖以後に在る。熙寧四年（一〇七一）には繁劇の縣で二萬戸以上の大縣に丞一員を増置し、幕職官或は縣令の人を以て充て、常平・免役・市易等の新法の事務を主つた。崇寧二年（一一〇三）には縣の大小を論せず置かれたが、建炎元年（一一二七）には嘉祐以前丞を有せし縣及び一萬戸以上の縣に置かれることとなつた。

縣令の屬吏として文書簿籍を掌る者を主簿と云ひ、丞を置かぬ縣では主簿が丞の事務を兼ねた。初め選人を用ひたが、元豐年間には重地には武臣を差することゝした。中興後文武を通じて差したが、沿邊の縣には武臣を用ひること多かつた。尉は弓手を閲習し警察治安の事を掌る。五代では鎮將の所管事務であつたのを、宋初文臣を以て之に代へたのである。國初の制では千戸以上の縣には令・尉・主簿の三者を置き、千戸以上は令・尉を置いて令が主簿の事を兼ね、四百戸以下は主簿・尉を置いて主簿が令の事を兼ね、二百戸以下の小縣では主簿のみを置き令・尉の事を兼ねしめた。⁽¹³⁾

宋代の縣は府・州・軍等に隸屬するものであるが、四川の三泉縣は州と同列に置き朝廷に直屬した。此處は交通上の要地で、禁軍即ち近衛兵が駐屯して居た爲であつて、四川の險隘を扼して中央集權を強化せんとする一策であつた。⁽¹⁴⁾ 三泉縣の他、四川の西縣・劍門關が朝廷に直屬したのも同様に四川を制する交通上軍事上の要地であつたからである。

縣に屬して鎮・砦等がある。鎮は五代の世に増設され、鎮將が此處に在つて郷曲に武斷の勢を張つたのであるが、宋に入ると多く之を罷め、人口多く商業盛大なる所にのみ之を存した。而して宋代は商業が著しく發達したのでこの商業小都市としての鎮の數は時代の下ると共に増加した。鎮には監官を置き火禁を掌り、或は酒稅商稅の事務を兼ねしめた。砦は沿邊險要の軍事上の要地に置かれ、知砦が之を領し、土軍を招收して武藝を閲習し、盜賊を防いだ。杖罪以上は本縣に送るが、それ以下は處斷を許され

て居た。若には府州に直屬せるものもあつた。

- (1) 青山定男氏、唐宋時代の轉運使及び發運使に就いて(史學雜誌第四十四卷第九號)
- (2) 張家駒氏、宋代分路考(禹貢第四卷第一期)
- (3) 宋史卷百五十九、選舉志、遠州銓
- (4) 燕翼貽謀錄卷五、建炎以來朝野雜記甲集卷十一、安撫使
- (5) 宋會要稿、職官四十三、兩朝國史志の記事
- (6) 文獻通考卷六十一、職官考提刑所引東萊呂氏の言
- (7) 續資治通鑑長編卷三百七十一、元祐元年三月壬戌
- (8) 建炎以來朝野雜記甲集卷十一、武臣提刑
- (9) 宋會要稿、職官四十三、提舉常平倉農田水利差役
- (10) 鄭自明氏、中國歴代的縣政、第三章第五節
- (11) 燕翼貽謀錄卷五參照
- (12) 宋會要稿、職官四十八、縣官、徽宗政和二年四月三日の條に縣令が管下農民に布告すべき勸農十二條を載す。次の如し。

詔、縣令於境内親詣田疇勸諭勤惰、以爲力田之倡、遂職承宣、虔奉明詔、卽出鄉就見文(父の衍)老、播告國家務農重穀、惻怛愛民之意、以十二事勸課農桑、宜各遵行、上副朝廷之意、

一曰敦本業、謂農桑爲衣食之本、工作之類乃是治末、雖獲厚利(利の衍)、而無本源、故於本業切宜敬尙

二曰興地利、謂曠地有可以墾闢者、積水有可以疏決者、皆宜耕種、庶使地無遺利

三曰戒游手、謂羣飲聚博放惰(廢の誤)走犬游墮之事、皆廢農桑、爲人父兄理當戒謹、爲人子弟尤宜遵稟

四曰、謹時候、謂農時一違、諸事廢敗、尤在所謹、故耕以時則土膏、種以時則苗秀、斂以時則無禽獸之耗、無盜賊之侵、無霖雨之壞

五曰、誠苟簡、謂耕欲熟、芸欲足則田土膏腴、禾稼茂實、蓋農事最爲勞苦、人易怠墮、多致苟簡、尤宜戒勉

六曰、厚蓄積、謂財不安用、穀不安費、穀有餘則農事實用有備

七曰、備水旱、謂修因池塘以資灌溉、開溝洫以泄淫雨、則旱澇無患

八曰、戒宰牛、謂牛耕稼之本、當務孳生、况其功力最大、尤不當殺

九曰、置農器、謂農家器用缺一不可、與其廢用修飾車服、不若以財廣置農器

十曰、廣栽植、謂麻麥粟豆果瓜蔬菜、凡以爲養生之資者、廣務栽植、則自然農足

十一曰、恤佃戶、謂佃客多是貧民、方在耕時、主家有儲蓄債不已、及秋收時、以其租課充折債負、乃復索租、愈見困窮不辭離卽逃走、宜加以寬恤

十二曰、無妄訟、謂非理興訟、致被追呼、在官對定、必費時日、以妨廢農桑、其爲無益

又太宗が地方へ赴任する文武官に與へた文武七條の心得は次の如きものである(宋史卷一六八、職官志八に據る)。

- 一曰、清心、謂平心待物、不爲喜怒愛憎之所遷、則庶事自正
- 二曰、奉公、謂公直潔己、則民自畏服
- 三曰、脩德、謂以德化人、不必專尙威猛
- 四曰、責實、勿誇虛譽
- 五曰、明察、謂勤察民情、勿使賦役不均、刑罰不中
- 六曰、勸課、謂勸諭下民、勤於孝悌之行農桑之務

七曰、革弊、謂求民疾苦而釐革之

武官七條（牧伯・諸司使以下部署・鈐轄・知州軍縣都監・監押・駐泊巡檢に任ずる者に與ふ。）

一曰、修身、謂修飾其身、使士卒有所法則

二曰、守職、謂不越其職、使州縣民政

三曰、公平、謂均撫士卒、無有偏黨

四曰、調習、謂調教士卒、勤習武藝

五曰、簡閱、謂察視士卒、識其勤惰勇怯

六曰、存恤、謂安撫士卒、甘苦皆同、當使齊心、無令失所

七曰、威嚴、謂制馭士卒、無使越禁

(13) 宋史卷百五十八、選舉志、銓法上

(14) 佐伯富氏、宋代の三泉縣に就いて（東洋史研究第五卷第四號）

第七章 遼・金・元代

第一節 遼・金・元三朝の支那統治機構の特質

十世紀の初頭、東アジアの地を光被した唐帝國の威力が傾いて、漸く邊疆における狩獵遊牧民族の擡頭を促すや、先づ現今の滿洲國遼河の上流域地方に遊牧してゐた契丹民族が興起して、遼と稱する王國を建設し、唐の崩壊後、幾多の小政權に分裂した支那の地に干涉の手を延して、石晉の獨立に援助を與へ、以て垂涎してゐた燕雲十六州（支那の河北、山西の北部地域）を奪取した。その後支那本土にては、政權は晉、漢、周と廻り遷つたが、宋に至つて始めて統一政權が誕生した。宋はその新興の力を驅つて支那の故地たる燕雲十六州の地を遼より奪はんとしたが、成功せざるのみか、却つて澶淵の盟約を結ばしめられて後退した。かくて兩國は現今の内長城線と北京、天津地帯を南に限る一線とによつて相對峙することとなつたが、この盟約ののちの二世紀の間、兩國の關係は平和裡に存続した。

然るに十二世紀の初頭に至るや、遼の化外の地なる北滿洲松花江の上流域から女眞民族の崛起を見

て、遼朝の政權は動搖の色を示し始めた。東滿洲の地を併合した女真民族は、遼軍を寧江州で破つて以來、破竹の如き勢を以て遼の國土を併呑し、遼の天祚帝を捕へて完全に遼政權を壊滅し、國號を金と稱して滿洲、蒙古の地を支配するに至つた。更に金朝は先きに遼を伐たんとした時、宋朝と夾攻を約したが、宋がその盟約を遵奉せず、却つて新興女真民族の威力を恐れて遼人を援け金への叛亂を幫助した所から、遼の天祚帝を捕へた後、直ちに兵を南下せしめて、宋の國都汴京を圍み、これを屠つて、徽宗・欽宗及び后妃等を捕へて歸つた。ここに於て北宋の政治社會は南方に逃れて、臨安を都とした南宋が始まる。一方この一戰によつて思ひもかけざるに、黃河以南の土地をも獲得するに至つた金朝は、僅かに支那の東北の一角なる燕雲十六州の地を領有した遼朝よりも、自國の領域を遙かに支那の内部に擴大したものであつた。かくて金朝と南宋とは一一四二年の和議によつて、淮水より大散關に至る一線をば兩國の境界線と定め、一世紀程平和關係を持続したのである。

然るにまたまた金朝の背後なる蒙古の僻陬の地から蒙古遊牧民族が登場して、忽ちの間に蒙古地内の諸遊牧部族を糾合して統一政權を樹立し、その恐るべき武力を以て金國を蠶食し始めた。一二一一年に侵入を開始した蒙古民族は、一二一五年には金の首都燕京を陥落せしめ、更に汴京も蔡州も次々と破壊して、一二三四年には金朝の國土は、残る所なくこの蒙古遊牧王國內に埋没してしまつた。かくて再び將來せられた淮水を境とする蒙古王朝と南宋との對立は、金朝と南宋との對立の再現たるに止まらな

かつた。やがてその新興蒙古王朝の威力は、世祖忽必烈の出現するに及び、その至元十六年(一二七九)南宋併合の念願を成就せしめたからである。ここに蒙古政權即ち元朝は始めて支那全土を統一政權の下に收めたものであつて、これより一三六八年に至る迄、支那政權を掌握したが、その後江南に起つた明朝にそのバトンを譲つたのである。

以上の如く唐朝の没落を契機に、遼朝より始り金朝を経て元朝によつて完成せられた北方民族の支那支配は、約四世紀に互り、從來の支那の統治形態に多大の變化を與へた歴史的現象として、支那中世史を最も顯著に色彩つたものである。いまこの現象をこれらの民族の内部機構により見る時、それは狩獵遊牧乃至狩獵農耕といふ粗放な生産様式に規定せられて未熟な機構しか有しなかつた北方民族の社會の内部發展が生んだ必然的歸結であつた。進んで言へば物與當初の部族制的社會機構から一君長の權能の伸長と共に未熟な封建的國家が確立せられて行き、更にそれが成熟せる支那社會と接した時、支那的官僚機構を採用して、その間蠶食し得た支那領土にその支配權を擴大して行つた過程に外ならないのである。勿論遼・金・元の三朝は、その物與以前の内部發展の相違の結果、内部統一以後、各々異なる發展経緯を辿つたけれども、何れも支那の統治形態に社會的秩序を異にする北方民族の政治原理を加へつゝ、支配圈を南方に擴大して行つたものであつた。そしてその三朝の現實的な政治的勢力たる支配圈の大きによつて夫々その統治形態に相互に相違ある、寧ろ正しく云へば發展的過程を示したのである。即ち契丹

民族の建てた遼朝は、自己の民族と生活秩序を異にする渤海乃至支那領土の一部を領有するに當つて、これには自己の本來の統治形態とは異つた統治形態を用ひざるを得なかつた。ここに遼の統治形態には契丹的なものと支那的なものとの明確な二重體系が生じたのである。しかるに次に興起した金朝は前の遼朝治下の支那社會の統治に當つて、初めの内は等しく必然的な二重統治體制に由來する諸矛盾に悩んだものの、やがてそのうち領土を南方淮水の線まで擴大して、支那社會をその主要な政治的經濟的地盤とするに至つた結果、初期の二重的統治機構を支那的官僚封建機構に變せざるを得なかつた。ここに於て遼の二重體制は金朝治下では一元化せられるに至つたのである。

然るに元朝では、事態は更に複雑であつた。蒙古朝廷は金朝の遺制をうけて、早くからその政治機構を一元化してきたが、金朝の故土なる北支那の外に、更に南宋の領地なる南支那をも併合し、全支那をその支配下に置くに當つて、金朝の一元的統治形態を以てしてはその統治不可能なることを痛感せねばならなかつた。同じ支那社會とはいへ、過去一世紀半も他民族の支配下にあつた北支那と、南宋の支配下にあつた南支那とは、自然的環境に於てはもとより、その社會的環境に於ても人口の密度に於ても、著しい相違が生じてゐたからである。従つて元朝の統治機構は自ら多元化せられねばならなかつた。もとより徒らなる政權の多元化は、統一政權の崩壊を意味するものに外ならない。されば元朝ではその政權の根本勢力たる蒙古貴族を專制的官僚國家の中樞に置き、その周圍にピラミッド的な支那の官僚機

構を築き上げて、その中心勢力を強化したのである。元朝の統治機構が一面には專制的傾向が強くと、一面には複雑多岐なる官制を具有するに至つたのは、専らこの專制的多元性に基づくものと云はねばならない。

この擴大化せられ、多元化せられた統治機構は、明朝に至ると、必然的に中央集權的に集約されて縮少したが、清朝になつて再び異民族の國家が成立すると、その線に沿うて元朝の專制的多元制の統治形態が新なる意味を帯びて現はれて來たのである。されば遼・金の統治機構の結論としての元朝のそれは、明・清の支那近世の統治機構の序論たる地位を占めるものと謂はねばならぬ。この意味に於て筆者は、今より遼・金・元の統治機構を具體的に詳説したいと思ふ。

第二節 遼朝統治機構の二元的形態

(I) 契丹王國の統治形態

西曆十世紀の初頭即ち唐末五代の頃、今の遼河の上流シラムレン河の流域地方より崛起して、遼朝を

建設した契丹民族は、もと遊牧漁撈を事とする素朴な遊牧民族であつた。遼史に「契丹の故俗は鞍馬に便にして水草に隨ふ、遷徙には則ち氈車あり、任載には大車あり云々」とか、「大漠の間、多寒多風、畜牧畋漁して以て食ひ、皮毛を以て衣とし、轉徙は時に隨ひ、車馬を家となし、秋冬寒を避け、春夏は暑を避け、水草に隨ひて畋漁に就き、歳々以つて之を常とす」とある如く、かれらの社會は畜群を唯一の財産形態と見做して移動的な生活様式を營み、従つて固定的環境を重視せず、寧ろ人と人との集團的血族關係に基礎を置く社會であつた。しかしながら、る集團的血族關係は遊牧社會内部の發展と共に、個別化的血族關係へと移行して、一君長及びそれを繞る遊牧的貴族制の成立、更に封建的家臣團の發生を見て、未熟なる封建的專制國家の樹立に至るのは、自然の勢でなければならぬ。

初め微賤の出に過ぎぬといふ遼朝の始祖耶律阿保機は、契丹諸部族の大君長痕德董の後を襲うて可汗に推戴せられたが、やがて南方の奚部族の服屬に成功して可汗の位にあること九年に及んで、その勢力は他部族の君長を凌ぎ始め、漸く舊來の選舉君長制を廢して自ら專制君長たらんとする氣配を示した。專制君長の出現を恐れた諸部の君長は舉つて、阿保機に退位を迫つたため、阿保機は一時雌伏を餘儀なくされたが、やがてこれらの諸部の君長を殺して九〇七年には諸部族の糾合に成功し、更に北方の室韋或は東滿洲の女眞を征服して自己の勢力を固めた後、九一六年新しい統一政權の誕生を宣言して、阿保機自ら天皇王と稱し、國號を契丹と定め、神冊と建元したのである。かくて成立した契丹王國は、從來

の部族制的社會を專制君長の下に統轄した未熟な遊牧的封建制國家であつたと見られねばならない。

太祖阿保機はその後新興國家の政治的經濟的充實に努めてゐたが、天贊三年（九二四）かれはその力を驅つて西の方、黨項・吐谷渾・阻卜等を伐ち、東の方渤海にも兵を出して、國都忽汗城を陥れ、滿洲に榮えた渤海國に終焉を告げしめた。而してその故土には長子倍を東丹王に封じてこれが經營に當らしめたのである。ここに於て契丹國は契丹及び奚民族等の外に、渤海・黨項を併せ、殆ど滿洲より内外蒙古に互つた一大王國を形成して、北支那の地を威壓するに至つた。

先づ太祖阿保機は契丹王國を形成するに當つて、その主體たる全契丹民族並にこれに準ずる諸部族をば、從來の共同遊牧地を所有する部族的組織の線に沿うて契丹王國の新しい行政的基礎單位に編制せんと企てた。初め阿保機の傘下に糾合せられた契丹諸部族は、阿保機出身の部たる迭剌（五院部と六院部とに分かたる）、乙室・品・楛特・烏隗・涅刺・突呂不・突舉の九部族から成つてゐたが、更に南の奚族が加へられ、また室韋、達魯虢、烏骨里等の諸部族の降民をも併せてゐた。太祖阿保機はこの中、自己の一族なる耶律氏、近親なる遙輦氏及び歴代姻戚關係にあつた蕭氏を、特に帳族として、一般の部族より區別して獨立せしめ、これを遙輦帳族、皇族帳、國舅帳族などに分ち、皇族乃至準皇族として契丹王國の特權貴族階級を形成せしめた。これに對してその他の契丹八部族及び奚族等は、これを十八部族に編制して、各部族を契丹王國の遊牧的行政單位とし、而も從來の如く一定の部族共有の遊牧地をこれに

與へ、且つ部族中の有力者を夷離董に任じて、これを統率せしめたのである。而して帳族にはその統轄機關として、太惕隱司をおき、宗室の者を以て惕隱に任じて、帳族の行政一般を司らしめ、その他の諸部族に對しては南北の二宰相府を設け、北宰相府には五院部以下の諸部族を、南宰相府には乙室部以下の諸部族の行政一切を主宰せしめた。この兩府の長官は南北宰相と稱せられて、北宰相は皇后蕭氏一族、南宰相は皇族耶律氏一族より世選せられることとなつてゐた。かくの如く舊部族の部族的統制に於ても、阿保機は王室に關係ある親族を以てその中樞に据ゑて、專制國家の態様を定めたのである。

太祖阿保機時代のかゝる部族制的行政單位の上に築かれた未熟な遊牧的封建制國家にあつては、その中央の統治機構は未だ十分に分化して居らず、寧ろ從來契丹内部にあつた諸種の官職を君主權伸張の線に沿うて擴大化し、これを秩序化したものに外ならなかつた。先づ中央の最高の執政機關としては大子越府が設けられてゐる。この長官于越は遼の軍民總べての大政を總轄する、いはゞ遼の宰相であつた。これは嘗つて即位前の阿保機も任せられたことあるといふ契丹民族古來の官職であつて、それが新國家誕生と共に、最高政治機關として登場してきたのである。更にこの下には一般行政監察及び司法を主宰する夷離董があつて、國初には後世より遙かに廣い權限を有して、于越を補佐したものと推知される。なほ文書官として漢制の翰林院に當る林牙等の官職もあつた。これらはそれぞれの行政事務を分掌したやうである。その他如何なる契丹特有の官職があつて、それが如何に中央の統治機構を組織し乃至強化

してゐたかは、目下の所不明である。ただ太祖は渤海の故土に對しては、特に契丹民族の本國とは別に、東丹國なる一國を設けてここには皇長子倍の下に渤海の舊制に倣つて中臺省を置き、左右大相、左右次相等を配して、所謂外地行政を行はしめてゐる。

この外太祖は流亡の漢人を採用してこれに支那的官職を附與してゐるが、これらは未だ完全に體系化されたものでなく、當時は一種の名譽の加官たるに止つて統治體系の中に組織化されなかつた。畢竟太祖時代の契丹王國は、その統治機構より見る時、專制的遊牧封建國家の埒を一步も出づるものではなかつたやうである。しかし乍らその一面既に太祖時代に契丹國內に於ては異種の生活秩序をもつ社會集團が発生しつゝ、あつたことに注意せねばならぬ。それは太祖が各地に轉戦した際、奪つた俘虜を集團的に國內に流入し定着植民せしめて生じた社會である。而もこれらは初めよりかれらの遊牧的經濟を充足せしめんがためつくられたものであつた故、多くは高度の農耕技術を有する渤海人か漢人の集團であつた。部族制社會にあつては、戰爭の都度かゝる俘虜の集團は、各部族の君長に平等に配分せられるのを常とした。阿保機も亦契丹諸部族の可汗として、これらの俘虜を各部族の君長に配分したであらう。かくて契丹王國成立の過程に於ては、單なる諸部族の糾合に到る姿のみならず、亦この定着農耕民族の俘虜の集團がその發展の上にもたらした經濟的意義をも顧慮せられねばならない。事實阿保機は、最もこの俘虜の集團の強制植民による遊牧地の經濟的開發に、自己の權勢の發展を囑したのであり、この點に於

て他の諸部族を壓倒したが故に、統一政權の樹立に成功し得たのであつた。しかしかゝる遊牧的社會集團と定着的農耕社會集團といふ二種の社會の發生は、その統治に當つて當然その處置を異にせねばならなかつた。ここに於て太祖時代に早くも、その遊牧行政的機構の一元性に加ふるに、支那的官僚制的統治機構の必要性が高められてきたのである。契丹諸族の部族制的行政組織に對する漢人集團の官僚制的州縣統治組織がこれである。而してこの傾向が次第に成長して、やがてつぎの太宗時代には燕雲十六州の併合を契機として漸く具體化され、世宗に至つて始めて新しい統治機關が確立せられたのである。その過程は次節に於いて詳細に説かれるであらう。

(I) 遼朝統治機構の成立過程

太祖阿保機の創成期を経て、太宗德光の時代となるや、既に内外共に充實して新興遊牧王國としての威容を備へた契丹王國は、國力を擧げて南方支那への侵寇を開始するに至つた。既に太祖の時代より契丹は、北支那の政權を握つた後梁や後唐と相結び、或は相離れて自國の發展を策してきたが、太宗はその蓄積した國力を以て會同元年（九三八）後唐の部將石敬瑭の自立を援助して兵を出し、遂に後唐を滅して後晋の成立を將來せしめた。その際契丹はその報酬として燕雲十六州即ち現今の河北山西兩省の北

部地帯を後晋より獲たのである。この純農耕地帯たる支那領土を併合するに至つたことは、既に内部的に農耕社會を發展せしめつゝあつた契丹國にとつて、更にその傾向を一步進めたものと言はねばならぬ。太宗は更に燕雲十六州を越えて支那内地に深入して契丹の勢力圏を擴大せんとする氣勢を示した。時恰かも後晋の初代の皇帝石敬瑭死して出帝（重貴）位にあつたが、彼は常に北方より威壓する契丹に反抗的態度を示したため、これに口實を得た太宗の軍は忽ち晋の領土を侵し、會同十年（九四七）には國都汴京を陥れて晋朝を亡ぼし、契丹は北支那の地を一時的ながら領有するに至つた。ここに於て太宗は國號の契丹を改めて大遼と號して、北支那の統治機構を組織せんと企てた。しかし生活様式を異にする移動的遊牧民族の統治機構を以てしては、漢人の定着的農耕社會を支配すべくもあらず、この異民族の支配に反抗して漢人軍閥の叛亂は到る所に蜂起したため、太宗は「中國人の制し難きことかくの如きを知らず」と嘆じて、支那統治を斷念せざるを得なかつた。國內に既に強制移住になる農耕社會を發生せしめつゝあつたとはいへ、この支那統治の失敗は、畢竟契丹國內には當時高度に發展した支那の農耕社會を支配するに足るべき統治機構が樹立せられては居らず、また社會がそれまでに發展してゐなかつたことを如實に物語るものでなければならぬ。

大遼と號した會同十年即ち大同元年に、太宗は北支那の統治に失敗して北歸する途上突然死去した。ここに於て太宗に従つて南征の軍にあつた諸將相は、太宗德光の兄で、東丹王として渤海を治めた倍の

子兀欲を推戴して世宗となした。しかるに契丹内部ではこの世宗の擁立に反抗して太宗の末子李胡を擁立する北方の太后派の一黨が存し、ここに遼は南北兩黨に分裂した。太宗の崩御を廻つて生じたこの内紛が、單に王位繼承の問題に止つたのではなく、また當時遼國內部に生じつゝあつた二元的政治勢力の對立即ち北方契丹的遊牧勢力と南方官僚的漢人勢力との對立を示したものであるとして、遼の統治組織の發展上注目すべき現象であつた。而してよく北方太后派の策謀を制して南方派の世宗が即位し得たのは、畢竟漢人の官僚勢力が北方の遊牧勢力に對して勝利を得たことを意味したものであり、その結果は遼の部族制的統治機構の支那的官僚機構への急激な轉換となつて現はれたのである。

既に遼では太宗が石晉より燕雲十六州を奪つて支那内地に地盤を獲得した會同十年に、諸官制を改めて支那的官制を創め、尙書省以下三省及び御史臺等を設けたが、降將趙延壽をして燕雲十六州を直接支配せしめてゐた當時にあつては、これは單なる形式的整備に外ならず、もとより具體的内容を帯びたものではなかつた。しかるに世宗の時代に入るや、南方漢人官僚の勢力中にあつて夙に中原の文化を熱愛してゐた世宗は、切りに後晉の遺臣を重用して漢制を採用し、これを遼の中央統治機構の中に具體化せしめたのである。先づ世宗の即位した天祿元年（九四七）八月早くも中央の最高官廳として樞密院が新設せられた。これによつて從來の最高官廳たる大于越府は自ら廢止されたらしい。この樞密院は、云ふまでもなく唐の中期始めて宮廷内に設けられた内廷奏事の官であつたが、五代に至るや中央最高官廳として軍民兩權を統べるに至つたものである。遼の樞密院も亦五代のそれに倣つたものに外ならない。たゞこれが北樞密院と南樞密院と南北兩院に分かれたことは、契丹人の遊牧的部族制社會と漢人の農耕的州縣制社會とに各々異つた統治形態を行使せんとする意圖を早くも示したものと云はねばならぬ。即ち北樞密院（契丹樞密院）は從來の大于越府に代つて契丹民族の軍民一切を主宰する北面最高の官廳として、從來の部族に關する一切の諸官衙を悉くこの下に歸屬せしめたのであり、これに對する南樞密院（漢人樞密院）は、南面の最高官廳として漢人及び渤海人に關する民政を掌らしめ、尙書省以下漢制に倣つて立てられた諸官衙は皆これに統屬せしめたのである。たゞ軍政のみは遼國の機密に關することとして、最初より北院の總轄する所であつたものと見られる。而して今後政治が漸次複雑化するに従つて増設を見た諸官衙は、この兩院の何れかに附屬せしめられることとなつた。かゝる中央統治機構の二元化は、地方行政に於て、契丹人を主とする遊牧的部族制組織と漢人的州縣制組織とが明確な對立的立場を採るに至つた情勢の反映とも見られよう。

世宗の即位を廻る北方勢力と南方勢力との争は、遼をしてやがて一時領有した後晉の故土を失はしめた。かくて遼は世宗以降、もとの燕雲十六州の地のみを領有して、そのち北支那に興つた諸政權と對立することとなつたが、國內に於けるこの兩派の争は、世宗の治世を絶えず動搖せしめて、遂に世宗自らその渦中の人となつて、暗殺されねばならなかつたのである。これ、急速に遊牧封建制的社會より支

那的官僚制國家へ進展せんとした遼國の苦惱を表現するものに外ならない。この世宗及び、穆宗、景宗の三代の間は、この二元的政治勢力は絶えず相抗争して、遼は一見内紛に暮れてゐたかに見えたが、既に國初の如き華々しき國土の擴張も一應終りを告げた後は、兩者の政治勢力もやがて融合せられて次第に圓滿な二元的政治體系を發達せしめつゝあつたのである。而してそれは、景宗について立つた、遼朝一代の名君と稱せられる聖宗に至つて、完全な實現を見ることとなつたのである。

(Ⅲ) 遼朝に於ける二元的統治機構の完成

遼の聖宗即位の當初は、北支那の政權は、漢、周と廻つた後、宋によつて南北支那の統一政權が誕生してゐて、恰かもその三代目の眞宗の興隆期に當つてゐた。然し乍ら既に國內に存してゐた對立も漸く解消して統一化せられつゝあつた遼では、幼少の聖宗よく太后並に諸將相に援けられて、東は高麗を降し、西は西夏と結んで、遂に新興の途上にあつた宋に當り、その軍を破つて、統和二十二年(一〇〇四)有名な澶淵の盟約を結ばしめ、遼の國力を對外的にきびきび上げた。この盟約は歲幣の要求に止つて土地の割讓を齎らしたものではなかつたが、よく遼の國威を輝かして、聖宗、興宗、道宗といふ三代の遼の極盛期を招來したものととして重視されねばならぬ。遼の統治機構の完成及びその成熟は實にこの時代に

見られるのである。

この完成期に於ける遼朝の統治機構の二重體系の精神は、聖宗が嘗つて下したといふ「朕は國家に契丹漢人あるを以ての故に、南北二院を以て之を分治せしむ」といふ詔に、遺憾なく現はれてゐる。然しながらこの二重體系は、從來の如く相對立し、相抗争するものではなく、それは完全に融合せられた二重體系であつた。それには先づ遼朝の最高統治機關たる南北兩樞密院の機構の變遷を見なければならぬ。既述の如く北樞密院は最初は専ら契丹部族のことを管轄し、南樞密院は漢人渤海人等のことを管轄する官廳であつたが、契丹人は尙武的な遊牧民族として武事を得意とする所から、契丹人官吏によつて營まれた北樞密院は、自ら遼國全般の軍政權並にこれに關與する事務のみを掌握するやうになつたに反し、契丹人に伍し政治的に擡頭してきた文化的漢人は漢人の行政のみならず、從來北樞密院の主管してゐた部族の賦稅事務までも南樞密院に吸收するに至つて、兩院の主管事務に於ける從來の契丹人と漢人といふ種族的差違は解消せられて、軍政と一般行政との差違に變じたのである。かくの如く兩院がその職能に於て次第に融合せられると共に、最高官廳としての兩院の機構も統一化せられて、聖宗の太平十年以降は兩院は皇太子乃至皇太弟の兼領する所となり、ここに對立する二元的政治體制は、一應融合せられた二元的政治體制と變じた。遼の君主專制的官僚國家は、畢竟この融合せられた二元的政治體制の上に基礎づけられたものと云はねばならない。さてかゝる遼の統治機構を中央と地方とに分ち、更に

それを南面官（漢人）と北面官（契丹人）との對照に於て説明しようと思ふ。蓋し南北樞密院が右に述べた如く質的に變じようとも、南樞密院は漢人を以てし、北樞密院は契丹人を以てするといふ方針には何らの變りもなかつたからである。

(一) 中央統治機構

(A) 北面最高官廳としての北樞密院

これは契丹民族及びこれに準ずる諸部族の民政軍政を主管する官廳である。世宗の天祿元年八月の創設にかゝり、南面の南樞密院と相對して、初めは契丹部族の一切の行政事務を司つてゐたが、やがて主として軍事關係のことを一元的に總轄するに至つた模様である。しかし部族に關する行政についても、悉くこれを放棄したのではない。長官は北院樞密使と稱し、補助官として北院樞密使事、知北院樞密院事、北院樞密副使、知北院樞密副使事等の官がおかれた。國初よりの于越は、この北樞密院の設立により、實權を奪はれて、漢制の三公三師に似た無職の尊官と化した。この長官樞密使はもとより遼代聖宗の太平十年皇太子宗眞（興宗）が南樞密院使と共にこれを兼務するに及んで、皇太子乃至皇太弟の掌る所となつた。通じて常に契丹人特に名族を以て任じて居り、なほ樞密院の直屬の補助機關として官吏の

過犯を糾察する中丞司が存してゐた。これは南樞密院にも存し、併せて北南樞密院點檢中丞司事がこれを總轄した。以下述べる北面の諸官廳は、皆この北樞密院に屬して、その主管事務を分掌したものである。

(1) 北南宰相府 これは部族の行政を總轄する官廳で、北樞密院に屬するも、設立年度からみる時は、それより古く、太祖時代より存してゐたもので、北宰相府は國舅帳族及び諸部族（五院部以下三十二部）、南宰相府は皇族四帳並に諸部族（乙室部以下十八部）の行政一切を主宰する。長官は北（南）左宰相、次を右宰相と呼び、前者は國舅たる蕭氏より、後者は皇族たる耶律氏より世選せられるのを常とした。その下に總知軍國事、知國事、司徒、都監、刺史、郎君等の補助官が存する。

(2) 宣徽院 宮室の事務を主宰する官廳、南面宣徽院と對蹠的に造られたもので、實際は皇帝と諸部族との間の關係事務を總轄したものと想像される。長官を北院宣徽使、次を知宣徽院事といふ。

(3) 夷離畢院 刑獄の事を主宰する官廳、南面の官制の刑部乃至御史臺に相當し、金や元の大正府に當り、契丹貴族及び契丹王族の刑罰を掌つたものであらう。長官夷離畢の下に、左右夷離畢、知夷離畢、同知夷離畢等の補助官がある。

(4) 大林牙院 文書を主宰する官廳、南面の翰林院に相當するもので、専ら契丹文字による文書書寫等に當つたものではないかと察せられる。長官を都林牙といひ、その下に林房承旨、林牙、左右林牙等

の官がある。

(5) 敵烈麻都司 禮儀を掌る官廳。南面官廳の禮部に相當するもので、契丹王室舊來の禮法を保持した所ではなからうかと推定される。長官敵烈麻都の下に總知朝廷禮儀、總禮儀事等の官があつた。この外直接の中央行政官廳ではないが、帳族を統べる官廳として宮内官府が存してゐた。それを區分すれば次の如くとなる。

(1) 御帳の官府 侍衛司、北(南)護衛府、奉宸司、二班院、宿衛司、宿直司、硬寨司等が屬する。
(2) 皇族帳の官府 この中、二院皇族帳房は北南二王院によつて治められるが、他の三房一帳族は大内惕隱司によつて治められる。後者は長官大内惕隱の下に知惕隱事、都監あり、その管轄下に各族帳の常袞司、詳穩司、舍利司、親王國府、王子院、駙馬都尉府などの諸司を隸する。

(3) 諸帳の官府 遙輦九帳大常袞司、大國舅司(國舅帳族、國舅別帳族)、渤海帳司等がこれである。以上の如く北面の諸官廳が北樞密院によつて統一せられたに反し、これと對蹠的に構成せられた南面の中央統治機構に於ては、南面の諸官廳は、南樞密院を中心に次の如く構成せられた。

(B) 南面の最高官廳としての南樞密院

これは北樞密院と設立を同じうするもので、北院が契丹諸部族寧ろその軍事的行政事務を管掌するに

反し、ここでは専ら漢人渤海人に對する民政を支配し、更に契丹部族の行政にても徵稅及び官吏任用等純然たる行政事務もここで取扱ふに至つたのである。長官は南院樞密使といひ、聖宗の太平十年以降は北院と共に皇太子、皇太弟の總領する所となつた。それ以下の官員も、亦北院と同じく知南院樞密使事、知南北樞密院事、南院樞密副使等が具つてゐた。なほ北院と同じく百官の過犯を糾正する中承司の設けがあつた。この長官は前述の如く北院の中承司と共に皇太子乃至契丹人の重臣によつて任せられる北南院點檢中承司事の總轄する所であつた。この外南院には、支那の官廳特に石晉の遺制に倣つて、中書、門下、尙書の三省及び御史臺、翰林院等その他種々の官廳が設けられた。

(1) 中書省(政事省) 始めは政事省と呼ばれたが、興宗の時代に中書省と改めらる。長官は中書令(政事令)と呼ばれ、以下左右丞相、左右丞、參知政事等の補助官を具ふ。たゞこの場合、樞密院の所屬官廳としてのこの中書省は、果して如何なる行政事務を擔當するものであつたか、審かでない。南院が専ら文事を掌るやうになつてからは、南北兩面の上級官吏の任免はここで取扱つたやうである。しかし乍ら遼の三省の制は悉く五代の諸王朝殊に石晉の遺制に倣つたもの故、樞密院と中書省との關係は、必ずしも後世の如く明確な職權の區別が發達しては居らず、その關係はかなり曖昧なものではなかつたかとも疑はれる。

(2) 門下省 長官を侍中と云ひ、その下に侍郎、散騎常侍、給事中等の官屬を有する。これも樞密院

との關係はさだかではない。而して中書省と門下省との長官以外に、中書門下平章事の官をも設けられてゐるが、これらの長官が事實如何なる職權を行使し得たかは、不明である。或は津田博士が考へられた如く單なる名譽の官に過ぎなかつたのかもしれない。

(3) 尙書省 これは尙書令を長官とし、左右僕射、左右丞、左右司郎中、員外郎等を補助官とする。この下に尙書六部が存する。吏・戸・禮・兵・刑・工がこれである。この尙書省は中書、門下の二省に比して最も實務行政に當つたものらしく、遼國內の徵稅は契丹部族及び漢人渤海人たるを問はず、一切この省が管領したやうであるが、その他審かなことは不明である。

(4) 御史臺 長官を御史大夫といひ、御史中丞、侍御史等あり、行政監察及び司法のことを掌つたものと見られる。しかし南院北院に中丞司があつて百省の過犯を糾正したと云へば、これも亦單なる加官であつたらうか。

(5) 南宣徽院 これは北宣徽院に對應するものである。長官を南宣徽使といひ、その他の官屬は北宣徽院に等しい。これは恐らく燕雲十六州及びその他にある皇帝直屬の地からの收入を管掌したものでないかと想像される。

(6) 翰林院 これは北面の大林牙院に對應するもので、漢人の文化教育を司つた所であらう、この外内侍省、客省、太常寺、崇祿寺、祕書監、司天監、國子監、太府監等の諸官府が存した。この中名目的

なものが多く、外形的官制を組織立てたに過ぎぬものもあるが、また一面「遼史」百官志の粗雑な記述の結果、不明となつてゐる所も少くない。

中央に於ける北面及び南面の官廳の構成は、略ぼ上述の如く南北の樞密院によつて統轄せられ、北院は契丹人、南院は漢人によつて支配せられたとはいへ、この兩院を統一する南北樞密使は始めより契丹人の重臣であり、のちに皇太子、皇太弟に代へられた。國家の最高の機密がかくの如く契丹人の手中にあつたことは、遼朝を存続させる上からも必然的な條件であつた。また南面と北面との官制機構が、略ぼ對照的に組織立てられたため、寧ろ各自にとつて不必要と見える官廳迄設けられてゐたやうにも見受けられるが、然し時代と共に解消する運命におかれたものも少くないやうである。以上は南北兩院の對立によつて二元化せられた中央官制の姿であるが、それが一應北院は武事を司り、南院は文事を司ることによつて融合せられてゐたのである。然らば地方行政機構にあつてはどうかと云へば、それは截然たる區別を以て契丹人と漢人とを支配した點に於て二元的なるものであつた。寧ろ幾分形式的に整へられ、それが不完全乍ら融合せられた觀のある中央の統治機構よりも、地方行政の實情に於て、遼朝の二重體系はきき上げられたものでなければならぬ。

(二) 地方行政機構

先づ契丹人の諸部族は上述の如く帳族の外、太祖の時十八の部族的單位に分かたれて、從來の部族集團をなして行政單位を構成してゐたが、聖宗の時に至るや、各部族はその後の人口増加によつて著しく發展したため、更に舊部族より十二部族を分派せしめ、更に新規に二十二部を増置して、都合三十四の新部族を編制することとなつた。ここに於て遼國の部族的單位は、太祖の設置した十八部と新設の三十四部を加へて、五十二を算することとなつた。これらはその部族の人口の多寡によつて大小部族に區分せられ、迭刺部の分かれた五院部、六院部、乙室部、奚六部は大部族、その他品部以下四十八部は小部族と稱せられた。これらの行政一般を總轄するものとして、五院部には北大王院、六院部には南大王院、乙室部には乙室大王府、奚六部には奚王府が設けられた。この王府の長官は始め夷離董（即ち契丹語で君長の意）と稱せられたが、後に大王と改められ、その下に左右宰相及び太師、太保、太尉、司徒（惕隱）、詳穩等の官があつたと傳へられる。小部族には某部族節度使司があつてその行政を統べた。その長官を節度使と呼んだやうである。その下に司徒、司空、詳穩等の官があつたものと察せられる。これら最高地方行政單位としての部族は、更に小區劃即ち石烈（縣）彌里（鄉）等に分かたれた。石烈には令隱、麻普、牙書等の官があり、彌里には常袞等の官があつた。

この部族的單位をなした契丹人の行政區劃に對して、漢人、渤海人は既にその定着的農耕の性質より州縣制に編成せられてゐたことは前述の如くである。而してこれらは燕雲十六州を除いては、すべて契丹の遊牧地内へ強制移住せしめられて植民した結果發生した州縣であつて、その成立の過程に於て皇室の私有地乃至は權臣の封邑地となつたものが少くなかつた。前者の、后妃乃至國舅に屬して奉陵邑と稱せられたものを除き、後者即ち權臣に與へられたものは頭下軍州と呼ばれて、その所有者の一種の財産と化したものであつた。しかしこの頭下軍州は中央權力の發達と共にその權能を弱められて、一種の制限せられた領有權と化し、寧ろ中央の州縣と殆ど變りなくなつたのである。一方太祖以來のこの漢人の強制移住によつて、州縣次第に増置せられ、遼末には、五京、六府、一五六州軍城、二〇九縣を算した。遼では五京を中心として全國を五道に分つた。それは次の如くである。

上京道——上京臨潢府（滿洲國興安西省林東縣）

東京道——東京遼陽府（滿洲國奉天省遼陽縣）

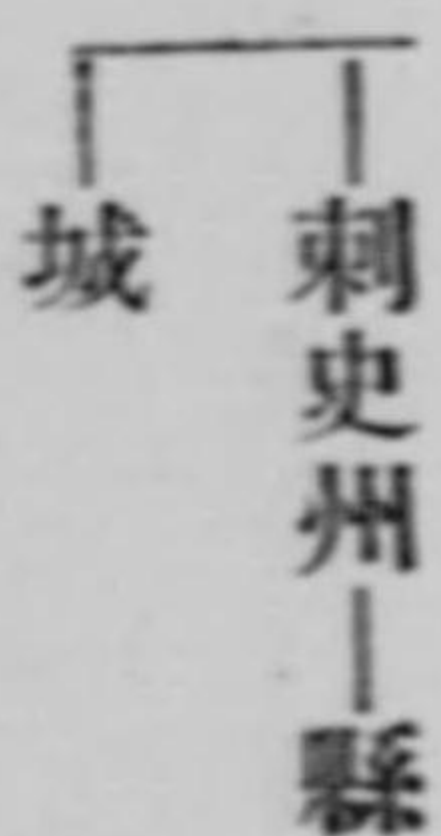
中京道——中京大定府（滿洲國熱河省大名城）

南京道——南京析津府（現今の北京）

西京道——西京大同府（現今の山西省大同縣）

この五京の中上京臨潢府は、遼の國都として政治の中心であり、中央統治機關の集る所であるが、そ

の他の中、東京、南京、中京の三京は聖宗の統和元年宰相府が設けられて、左相、右相、左平章政事、右平章政事等の官屬が具へられたといふ。百官志には見えぬが、恐らくはこの宰相府は、西京にも設けられたのではなからうか。即ち首都上京以外の四京にはこの宰相府を設けて、各道毎に漢人州縣の行政、殊に徵稅、治安維持等を行つた道統轄の機關ではないかと察せられる。上京鹽鐵使司とか、東京戸部使司とか、南京度支使司、南京三司使司等あるのは、これら諸京の宰相府の下にあつた各道の財政的諸官衙ではなかつたらうか。而してこの京を首都とする道には、一京の外に府、州軍、城、縣の行政區劃があつた。その關係は聊か不規則な統屬關係をなしてゐる。即ち州軍には二種あつて、節度使の治める州と刺史の治める州との區別が存する。而して府は刺史州と縣を統べ、節度州も同様に刺史州と縣を統べる。しかし刺史州には、府乃至節度州に屬するものの外に道に直屬するものも存する。縣は州（刺史州たる節度州たるを問はず）に屬する最小の行政區劃である。従つて道がその下位の行政區に對する所屬關係は次の如くとなる。



道制以下の各行政區劃の官廳としては、先づ道の首都たる京に留守司があり、その所屬廳に警巡院、處置司等が存して治安、司法、徵稅等の行政事務を分掌する。府には知府事、同知府事等の府の官屬あり、又州には節度使或ひは刺史があつてこれを支配する。その外特殊の州には防禦使、觀察使等を配してその州政を統べしめた。なほ城は邊境に設けられた要塞である。

一般に遼の州縣制度は、道の首都たる五京を中心としてここにその道内の徵稅、治安を司る行政廳があつて、その道内の州縣を統べたものと見るべく、それらが更に南樞密院下の三省及び御史臺に隸したのではないかと臆測される。この漢人の官僚制的州縣組織に對して部族制的行政組織を採つた契丹諸部族の大部族は、京乃至府に相當し、小部族は節度州乃至刺史州に相當したものと見て、各々取扱はれたであらう。而して部族制的行政は主として北樞密院に、官僚的州縣組織は南樞密院によつて管轄せられた。尤も部族制的行政に於ても、その徵稅など比較的複雑な行政事務は南樞密院の司る所であつたが、しかしこれは遼代の統治機構の二重體系の原則を破るものではなかつた。南北兩樞密院が漸次文事と武事とに分かれつゝあつたことは、この二元的對立を融合せしめつゝあつたといへ、一元化せられたことを意味するものではない。畢竟中央の統治機構にあつても地方行政機構にあつても、國家機構を一元

化する氣運は、燕雲十六州以上支那領土を獲得し得なかつた遼朝にとつては不可能のことであつた。それは来るべき金朝の登場を俟たねばならなかつたのである。

- (1) 遼史卷五十五儀衛志國輿、及び同史卷三十二營衛志、中、行營
- (2) 遼史卷三十刑法志上
- (3) 津田左右吉博士「遼の二重體系」(滿鮮歴史地理報告第五)
- (4) 若城久治郎氏「遼の樞密院について」(滿蒙史論叢第二)

第三節 金朝の統治形態

(I) 金朝初期に於ける女眞的官制

遼朝に對抗して現はれ、遂に之を倒して北支那の地に登場した金朝は、十二世紀の初頭迄北滿洲阿勒楚喀河流域で原始的採取經濟即ち漁撈狩獵によつて生活してゐた女眞民族の完顔部を中心としておこつたものである。由來遼朝は女眞民族を女直と總稱したが、東滿洲によつた女眞たる生女直と遼の治下にあつた女眞即ち係遼籍女直とに對してその統治機構を各々異にしてゐた。いま興起した完顔部は云ふま

でもなく、東滿洲の生女直の一部族であつて、遼朝の目をかすめつゝ、次第に東滿洲の生女直部落を統合して、更に勢力發展の期を窺つてゐたが、英邁な阿骨打が酋長に立ち、積極的にその勢力を係遼籍女直に及ぼさんとするに至つて、遂に新興女眞國と遼朝との正面衝突が発生した。この一一一四年の寧江州の決戦は女眞の君長阿骨打のうる所となつて、翌一五年には、かれは王位につき、國號を金と稱し收國と建元した。更にその年南北兩方面の係遼籍女直を經略し、或は遼の天祚帝の親征軍を大敗せしめ、または遼東半島の女眞部族をも併合して、全女眞民族を自己の傘下に糾合することに成功した。翌年天輔と改元したが、その五年(一一二二)遼金の交渉は破れて、金の軍は遼の國內に怒濤の如く侵入し、翌六年燕京をも陥れて、殆んどその全土を收めた。次いで天輔七年(一一二三)太祖阿骨打は陣中に歿したが、太宗吳乞買その遺業をついで經略をすゝめ、天會三年(一一二五)には遼の天祚帝を捕へて完全に遼帝國を壊滅せしめた。ここに於て新に女眞民族は、遼朝の故土であつた漢人、渤海人の住む州縣や燕雲十六州の地をも領有して、高度な農耕社會をなす支那民族をも包括する王國を樹立するに至つたのである。

金朝は、以上の發展に於いて、遼朝と衝突する以前、既に完顔部を中心として生女直部族の糾合を行ひ、部族制國家を造りつゝあつたが、寧江州の一戦によつて遼の勢力を粉碎するや、更に完顔部の勢力を確乎不動のものとして、他の諸部族の部族的機構を設備し、新なる軍事編制たる猛安謀克制を以つ

て、これを再組織化せんと企てたのである。

猛安謀克 猛安とは女真語で千の意であり、謀克とは郷邑の長の意である。而してこの猛安謀克とは古來女真民族の間にあつて有事の際に設けられた兵團の統率者の官名に過ぎなかつた。各部族の長即ち孛菴は、諸部族間の盟約に従つて自己の部族出身の兵を率ゐ、謀克と稱して出征したのであり、この謀克の大なるものを特に猛安と稱したのである。かゝる女真民族古來の軍事組織をば、太祖は新興國家の秩序ある行政單位として組織化せんと企て、即位の二年、一謀克を三百人、十謀克を一猛安と定め、先づこの新制度を自己直屬の部族より始め、次第に他部族にも及ぼして、從來の君長即ち孛菴の勢力を打破し、以て女真民族に中央集權的權力を浸透せしめんとしたのである。太祖は金と稱して遼よりの獨立を宣言して、漸く遼國內の女真部族即ち係遼籍女直をも領有するに至つた時、先づこの新猛安謀克制をこの係遼籍女直にも普及せしめて、金の勢力の發展を謀つた。然し乍らこの新猛安謀克制も遼内の州縣即ち漢人社會に迄及ばさんとするに至つて、破綻を見ざるを得なかつた。かれらはこの軍事的集團制度を以て律すべく餘りに高度に發達してゐたからである。その結果宗望らの建議によつて、太宗は天會二年（一一二四）漢人を猛安謀克制に編制するのを止めて、官僚的統治による舊來の州縣制度を復活せしめ、遼人にて金朝に降れるものを以て、漢人統治に當らしめざるを得なかつたのである。その際は先づ遼の故智にならつて、女真人には女真的官制により、漢人には漢人的官制に準據して統治を行ふとい

ふ方針を採つた。かくて金初には早くも二元的統治體系が成立したのである。その内容は次に説くが如くである。

孛極烈 先づ中央の最高統治機關としては、太祖即位の收國元年（一一一五）孛極烈制が設立せられてゐる。この孛極烈 (Boqilie) とは女真語で君長の意を有する孛菴 (Boqin) と同じ語源の語であるが、阿骨打は特にこの語を擇んでこれに中央集權國家に相應しい新たな意義と權能とを附與して官名としたのである。初め阿骨打が完顔部の君長となつた時、任せられたといふ「都孛極烈」といふ官職が、この孛極烈制成立の最初であつたらうが、これはやがて太祖の即位と共に廢せられて、收國元年七月（一一一五）には、皇帝阿骨打の下に、最高執政機關としての孛極烈制が出現した。それは當初諸版孛極烈、國論孛極烈、國論阿買孛極烈、國論景孛極烈の四孛極烈が設けられたのみであつたが、國論孛極烈は國論忽魯孛極烈と改められ、その外に國論乙室孛極烈等設けられ、翌年六月には迭孛極烈を加へて、次の七つの孛極烈を算へるに至つた。

- (1) 諸版孛極烈 諸版 (Amban) とは女真語で「大」の義で、大孛極烈の謂ひである。これは初め、皇弟にして、皇位を繼ぐべき吳乞買が任せられて以來、皇太子の任せられる所となつた。
- (2) 國論忽魯孛極烈 國論 (Gurun) とは女真語で國、忽魯とは統率する意で、つまり首相の謂である。殊に諸版孛極烈が皇太子の任せられる官で身分的に高い所から、この國論忽魯孛極烈が事實上孛極

烈官の最高位を占めて國務を總轄した。

- (3) 國論阿買字極烈 阿買 (Amai) とは女真語で「第一」の意で、つまり第一の國務大臣の謂である。
- (4) 國論昚字極烈 昚とは女真語で「第二」の意で、第二の國務大臣の謂ひである。
- (5) 國論移賚字極烈 移賚とは同じく「第三」の意で、第三の國務大臣の謂ひである。以上第一、第二、第三の字極烈は、國論忽魯字極烈の下に國事を審議したのである。

(6) 國論乙室字極烈 この「乙室」の意味不明であるが、多分天子の詔令を掌る國務大臣の意であつたらう、これも同じく國政の審議に加つてゐる。

(7) 迭字極烈 迭とは、「副」乃至「權」の意で以上の六字極烈に加へられたものであらう。

以上の字極烈も時と共に變化があつて、その中諸版、國論忽魯、國論昚等の字極烈の外は、一代限りで廢止せられ、またその後移賚字極烈とか、阿捨字極烈（小字極烈）の意が増置されたのであつたが、阿捨字極烈は設置後間もなく廢止されてゐる。従つて國論忽魯字極烈以下四字極烈が、皇帝の下にあつて、全國最高の政策を合議する統治機關の中心であつて、これらには宗族の人々が常に任命せられ、これらの字極烈によつて金初の國政は運用されたものと見られる。⁽²⁾

字董 これに對して地方行政に關しては、從來各部族の君長即ち字董を新たに地方官名と改めて、中央集權的統治機關たる字極烈の下にある中央の代行者たらしめんと謀つた。而してこれは完顔部の君主

權の伸張擴大と共に次第に實現されてきたものである。かくて東滿洲の生女直人はこの地方行政官化せられた字董、都字董の下に統轄せられるに至つた。しかしこの字董制はいはゞ舊女直部族の勢力と妥協せんがため用ひた暫定的方法であつた故、その後に至つて廢止せられた前述の猛安謀克制によつて新たに改編せられねばならなかつたのである。

都統司 ついで係遼籍女直に對しては、金朝はかゝる舊勢力の存在に毫末も憚る所なく猛安謀克の制を適用し、その上に都統乃至は軍帥と稱する軍事兼民政長官を任命した。この軍帥司の最初ものは、收國元年（一一一五）十二月の咸州軍帥司であつて、その後都統司に昇格せられた。これと對應して收國二年六月には遼東半島の平定を機に南路都統司が設けられた。更にこの都統司は増設を見て、天會三年（一一二五）に至る迄、前述の二つを併せて九つの都統司乃至軍帥司が設けられた。即ち泰州路都統司（鄭家屯地方）、曷懶路都統司（朝鮮咸鏡南道）、上京路軍帥司（遼上京臨廣府）、奚路都統司（熱河省南部地方）、西南路都統司（遼の西南路地方）、西北路都統司（遼の西北路地方）、南京路軍帥司（河北省の北部）がこれである。かくて猛安謀克に編成せられた遼の故土の民は以上の九都統乃至軍帥司によつて、統轄せしめられたのである。

樞密院 しかし金は遼の全土に猛安謀克制を及ぼすことにより、既に州縣政治によつて統治されてゐた漢人の反抗を招くことを見て、天會二年（一一二四）漢人に對しては從來の州縣政治の復活を認める

ことになった。この遼の州縣制度の復活は、やがて中央統治機構をも遼の如く支那的官制を加へて二元的に組織化せねばならなかつた。されば太祖は遼の燕京が陥ると、早くも遼制にならつて、遼の降人左企弓をして樞密院を創設して、燕京附近の諸州縣の撫定の任に當らしめたのである。尤も左企弓は平州に起つた張覺の叛亂のため、道を妨げられて任地廣寧に赴くを得なかつたが、この樞密院は太宗に至つて始めて確立せられた。太宗は即位の初め劉宗彥をして知樞密院事に任じ、張覺の亂平定の後、その治所を廣寧より平州に移し、更に燕京に置いた。劉宗彥の死後もこの長官知樞密院事には韓企先、時立愛等の漢人が相ついで任せられて漢人の州縣統治に當り、その治安、徵稅等を司つたのである。太宗は更に天會三年（一一二六）の天祚帝を捕へて遼朝の滅亡を確認するや、その故制を取入れて、禮制、曆制まで遼の南面制に變せしめ、廣く支那的官制を採用したが、更に天會四年（一一二六）にはこの樞密院の下に尙書、中書、門下の三省を設け、漢人を以て中書門下平章事以下各官に任じた。ここに至つて遼の南面官制は完全に復活せられた。かくて太祖太宗朝の金の統治機構は、一方には猛安謀克制による統治様式と他方には州縣制による統治様式とを並存せしめ、これを中央にあつては、前者は孛極烈制により、後者は樞密院以下尙書、中書、門下等の遼の南面官制によつて統轄したのであり、終局的には、孛極烈制がこれら全體を更に總べたと考へられるのである。即ち金初の統治形態は、女真的なるものと遼の南面制的なるものとの二元的對立を示したものと云ひうるであらう。しかしながら金朝が更に領土を支那

内地に擴大して、その支配圏を確保せんとした時、最早や孛極烈制の如き女真的統治機構を以て複雑な支那社會を支配すべくもあらず、遂にこれを支那的官僚機構に改編せざるを得なかつたのである。ここに金初の二元的統治機構は、始めて一元化しうることとなつた。それは金初に於ける支那侵略の事實に關聯して語らねばならない。

Ⅱ 中期に於ける支那的統治組織の成立

遼朝の覆滅に當つて金朝では初め宋の提議を諒として夾攻を策したが、金の國力侮る可からざるを見た宋は、その後漸く危虞の念を起して、金の國內の遼人の叛亂を助け、張覺の亂の如きを生せしめるなど、金に對して不信行爲をなしたため、金の太宗は、遼の天祚帝を捕へるや、直ちに兵を返し、宋に親征して、天會三年（一一二五）宋の國都汴に迫つて之を陥れ、宋の徽宗、欽宗を捕へて歸つた。この一戰の結果、金は今や遼の燕雲十六州の領有に止まらず、遙か黄河の以南迄をも自國の領土に併合するに至つたのである。

しかし乍ら當時なほ未熟な專制王國に過ぎなかつた金朝にとつて、この尨大な新領土を統治して行く能力も自信もなかつたことは、明かである。従つて一時は黄河以南の地を宋に返還しようなどといふ議

も行はれた程であるが、結局河南には藩屬國を設けてこの地を統治することとなり、先づ宋の太宰張邦昌をその皇帝となした。しかしこの邦昌は間もなく宋の康王のため廢黜せられたので、金では更に宋の東平府の知事劉豫を以て皇帝とし、齊と稱する藩屬國をつくらしめた。この齊の領土は黄河の河南及び陝西に至る廣大な地を占めてゐたが、もとよりその一般政治は全國の出先軍部の專斷する所であり、從つて皇帝劉豫も單なる金國のロボットたるに過ぎなかつた。畢竟この藩屬國の設立は、支那統治に自信なき金朝の暫定的處置であつた故、全國の内政組織が確立を見た熙宗の天會十五年この藩屬國は廢止せられたのである。更に熙宗時代には宋と争つて、東は淮水より西は大散關に至る國境線を協定することになり、かくて漸く金國の體制は内外ともに整へられるに至つた。

太宗は既に靖康の一戦によつて北支を併合して少からざる漢人を金朝治下に統治するに至つたが、直ちにこれの統治機關として、天會四年（一一二六）尙書省以下の三省を設け從來の樞密院の下に屬せしめた。これ遼の南面官制の再現であるが、その内容は整はず、到底これをもつて尨大なる新領土を包む大金帝國の中央官制となすには相應はしくなかつた。こゝに於いて太宗は晩年に中書門下平章事韓企先を上京に召して、尙書右丞相となして、舊來の官制に根本的な改革を行ひ新たな中央集權的統治機構を確立せんとしたのであるが、之を果さずして同年逝いたのである。

尙書省及び行臺尙書省 太宗の後をうけて熙宗立つや、亡父の遺志をついで金朝官制の全面的改革を

斷行し、強力な中央集權的統治機構を新しく樹立することに成功した。先づ國論忽魯孛極烈宗磐を尙書令太師、國論左孛極烈宗幹を太傅、國論右孛極烈宗翰を太保となし、この三師を國家の最高機關として三省即ち中書・門下・尙書の事を行はしめたのである。ここに於て從來の最高執政機關であつた孛極烈制は消滅して、三省制の支那官制が確立せられた。而もこの三省中、政務の實權はこれを専ら尙書省に集中して、宗磐を尙書令とし、從來の尙書左右僕射制を廢止して、尙書左丞相、右丞相以下平章政事、左右丞、參知政事等の新官制を設けて、完顏希尹を左丞相、韓企先を右丞相等に任じたことは、從來の尙書省の制を根本的に改革したものと見て注目せらるべきである。且つ從來天子の勅命を起草、審議、出納する官廳たる中書、門下の二省の長官たる中書令、門下侍中の職を獨立せしめず、この尙書左右丞相の兼官となさしめたのである。かくの如く尙書省官制に於ける左右僕射制の廢止、左右丞相並に平章政事（以上を宰相と呼ぶ）の創設といふ尙書省の全面的改革は、この省をして從來の三省制に於ける行政官廳たるに止めず、中央に於ける最高執政機關即ち内閣の地位に昇格せしめたことを物語るものと謂はねばならぬ。中書省、門下省はなほ廢止せられなかつたとはいへ、尙書左右丞相の兼務する所となつた以上、それは最早や名目的なものに過ぎない。尙書省の地位はここに完全に確立せられたと謂ふべきであらう。なほこの尙書省には、行政事務局として、吏・戶・禮の三部が設けられ、兵・刑・工を兼務して初めは尙書三部制を採つたが、のち舊來の例に従つて六部制に復活した。従つてこの尙書省は、行

政事務局を附屬する國家最高の執政機關即ち金朝の内閣となつたのである。この内閣たる尙書省の外に、軍事の最高機關としては、都元帥府が設けられ、長官都元帥以下左右副元帥、左右監軍、左右都監等の官屬が具備してゐたが、この官廳の権限は尙書省に次ぐ大きなものであつた。また行政監察並に訴訟斷獄のことを管掌する官廳として御史臺が設けられてゐる。長官を御史大夫、次官を御史中丞と謂つたが、多くの御史大夫は缺官で、中丞が事實上の長官であつた。以上が最も主要なる中央の三大官廳である。この外、皇室關係の司法を取扱ふものとして太宗正府あり、また諮問機關として諫院及び翰林院が設けられ、太常寺等の宮内官府もあり、略ぼ支那官制は熙宗の時代に整備せられたと見られる。⁽³⁾

たゞ遼の南面官制に於ける樞密院は、熙宗の時もなほ廢止せられず、燕京樞密院として存續してゐたが、これはその性質上尙書省の獨立と共にやがて消滅すべきものでなければならなかつた。而してそれは、從來藩屬國として河南に地にあつた劉豫の齊國の廢止と運命を共にする。即ち今や中央集權的機構を樹立して、黄河以北の北支那を統治する自信を得た金朝首腦部は、最早や河南の地に藩屬國の存在の必要を認めず、天會十五年(一一三七)これが廢止を斷行したが、これに代つて河南の地を治めしめるため、新たに汴京に統治機關を樹立する必要を認め、ここに尙書省の特別地方分廳とでも云ふべき行臺尙書省なる官廳を設けたのである。ここに於て從來南方の州縣の民政機關であつた燕京樞密院は、自ら存在意義を失つて、行臺尙書省の中に解體されることとなつた。この行臺尙書省は左右丞相、平章政事以

下、中央の尙書省と同様の官屬を具備して居り、その行臺尙書左右丞相は、常に尙書省の宰相等の兼官する所であつて、その権限も亦極めて大なるものであつたこと言ふを俟たない。

以上は熙宗の企圖し實現した一元的統治機構である。しかるに熙宗は間もなく從兄海陵王のために弑せられ、新たに海陵王が金の帝位についた。中原文化を熱愛した彼は、熙宗の官制改革を更に推し進め悉くこれを支那化せんと欲し、先づ國都を北滿洲の上京會寧府から南京即ち現今の北京に移したが、正隆元年(一一五六)には熙宗によつて定められた官制組織を更に集約して、既に形骸化した中書門下の二省を廢止し、尙書省一省を名實共に統一的中央官廳となした。また一時は行臺尙書省をも廢止して、金國全土を尙書省の一元的統制下に歸せしめ、都元帥府を樞密院と改めて、御史臺と共に中央の三大官廳となしたのである。ここに於て金國の官制は、全く唐制の延長たる五代乃至の遼の南面官制より獨立して、新しき集權的官制となつたものと謂はねばならない。

さて海陵は、北支那の地の外、更に南宋をも併合して、支那全土を金國の領土化せんといふ大計畫を懷き、水陸共に兵を進めたが、金國の人心は動搖して、戦は豫期の如く進捗せず、金朝内の契丹人またこの動搖に乗じて叛亂を起したので、金の社稷は一時甚だ危き状態に陥つた。この時東京遼陽府にあつた曹國公烏祿は兵を擧げて、海陵の帝位篡奪を責め、推されて帝位についた。世宗がこれである。かれは海陵を攻めこれを滅して燕京に入り、南宋と有利な條件を以て和平し、更に海陵によつて大改革せら

れた金國の統治機構を繼承してこれが整理に努力し始めた。この世宗は海陵と異つて寧ろ女眞の國粹主義を鼓舞し獎勵した皇帝ではあつたが、海陵の行つた根本的改革はこれを變ずることなく、寧ろ國權を統一化せんがため官制組織を更に整理して、統治機構を完備した。かくて世宗及びこれをついだ章宗の時代は、金國の極盛期として華咲いたのである。

Ⅰ 金朝統治機構の完成

(一) 中央統治機構

上述の如く金の中央の統治機構は、一般行政としては尙書省、軍事に於ては都元帥府(樞密院)、行政監察及び司法に於ては、御史臺が、それら最高官廳として存し、この三權分立の原則の上に他の殆ど一切の機關が統一せられてゐた明確な一元的形態である。

(1) 尙書省 これは全國最高の中央執政機關であり、いはゞ内閣である。この成立は太宗の天會四年に始つたが、その獨立は熙宗の即位せる天會十三年のことに係る。しかし當時なほ中書、門下二省に並ぶ一省に外ならなかつたが、海陵の正隆元年、中書、門下の二省廢止せられてより、一元的統治機構の

中樞をなしたものである。長官は尙書令といひ、尙書左右丞相各一員、平章政事二員、以上の四員を宰相即ち國務大臣とし、左右丞相各一員、參知政事二員、以上四員を執政官と呼び、副國務大臣とする。以上八員によつて最高國務は審議決定せられる。

この尙書省の補助機關として、左右司が置かれた。これは左右何れも郎中、員外郎等の官員を以て構成せられ、左司は、吏・戸・禮三部に關する奏事出納を、右司は兵・刑・工の三部に關する奏事出納を掌るものである。

(2) 尙書六部 これは内閣なる尙書省に屬せしめられた行政事務局である。六部は從來の如く、吏・戸・禮・兵・刑・工を含む。長官を尙書、次官を侍郎と云ひ、郎中、員外郎の官員を置く。その定員は、長官尙書一員を除くの外、六部によつて異り、戸部は事務繁雜なるため、官員の數最も多くして、侍郎二員、郎中三員、員外郎三員を數へ、吏部は之に次いで侍郎一員、郎中、員外郎各二員、兵部・刑部は、員外郎のみ二員にて他は一員、禮部は最も少くして總べて一員であつた。吏部は官員の任免升降を掌る所、兵部は兵籍、軍器、儀仗等を掌る所、この中軍事の樞密は都元帥府の掌る所であつて兵部の掌る所ではない。なほ附屬機關として天子の禁軍たる武衛親軍都指揮使司の外、四方館(驛馬驛舍の事を掌る所及び法物庫を有する。禮部は禮樂、祭祀、學校等を掌る所、これには太常寺等宮廷直屬の官府があつて、最も事務閑散であつた。附屬機關としては賣藥を司る惠民司が存した。刑部は刑獄を司る所、

行政監察は御史臺の統べる所で、刑部は單に司獄の一部の事務を取扱ふに過ぎない。萬寧宮提掌司、慶寧宮提掌司はこの附屬機關であつた。工部は營繕を司る所である、これには宮中營造を掌る修内司、都城の修理を司る都城所提掌司、宮中の諸種の工事を司る祇應司、石材樹木の事を掌る甄官署、苑園池沼種樹花本の事を司る上林署はこれに屬する官廳である。以上の五部に比して最も重要であつたのは、國家の財政を掌る戸部であつた。ここは事務が最も繁雜なるため、官員も特に多かつたが、そのため泰和八年には一時乍ら宋の制にならつて三司をおいて六部より獨立せしめたこともあつた程である。また熙宗が燕京に行臺尙書省を建てた時、燕京に特に三司を設け、上京鹽鐵司、雲中轉運司、中京度支司と相對立せしめたこともあつたが、燕京に首都が遷されてからは、この燕京三司は戸部の中に解消せしめられた。而してこの附屬官廳としては、榷貨務（專賣を掌る）、交鈔庫（交鈔即ち紙幣の事を掌る）、印造鈔引庫（交鈔の印造等を司る）、抄紙坊、交鈔庫物料場、平準務等の諸官廳が存する。

(3) 樞密院 國初これを都元帥府と稱し、征討の事ある都度設けられた臨時の機關であつたが、のち常設の軍政官廳となつた。海陵の時、一時樞密院と改められ、海陵の死後また都元帥府と復名せられたが、泰和八年以降は樞密院と最終的に定められた。都元帥府と稱してゐた時には、長官都元帥の下に前述の如く、左副元帥、右副元帥、左監軍、右監軍、左都監、右都監等があつたが、樞密院制が定められたからは、樞密使一員、樞密副使二員、簽書樞密院事一員、同簽樞密院事一員の官員が設けられた。も

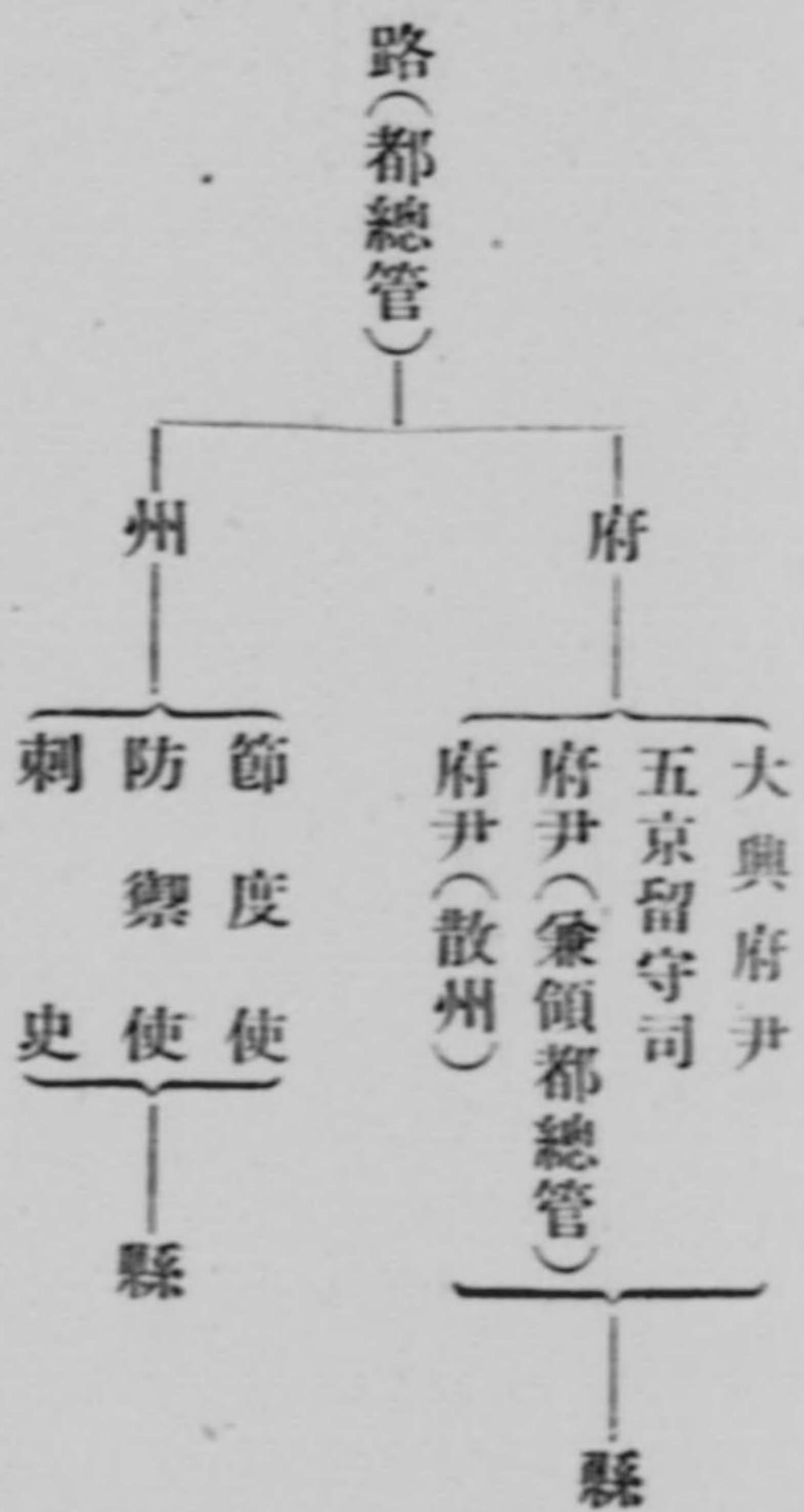
とよりこの樞密院は、遼の南面制に於ける樞密院とは、その内容を全く異にしたもので、宋、元に於けると同じく、尙書省に對立する完全な軍事的最高機關と變じたのである。

(4) 御史臺 これは行政監察及び司法の最高官廳である。内外の刑獄所は悉くこれに隸屬してゐた。長官は御史大夫、次官は御史中丞といひ、その下に侍御史二員、治書侍御史二員、殿中の監察に當る殿中侍御史二員の外、一般に行政監察のため、監察御史十二員を設けてゐる。

以上の三大官廳の外、なほ審官院が承安四年設けられ政務の得失、上諭の封駁を掌つて、御史臺官と共にそれを論列した。これは、從來の給事中の職制の獨立したものと見られる。しかしこれも、大安二年に廢せられ、また前述の如く尙書六部中の戸部を獨立せしめて三司となしたこともあつたが、何れもすべて一時的企劃に外ならず、この三大官廳制の原則を亂すものではなかつたやうである。この外、諮問機關として國史院、翰林學士院等あり、それら支那の官制に従つて設けられたものである。また遼の大内惕隱司に相當する大宗正府即ち宗室の刑法を司るもの、また宮廷に關する一切の事務を取ふ官廳即ち日本の宮内省に相當するものに宣徽院あり、尙衣、尙食、儀鸞、尙藥、内侍官廳の諸局、大醫、御藥等の諸院、各殿門の都監、洪衛直使、典衛、宮苑、侍衛の諸司、典客、尙醞の諸署等數多の宮廷諸官府を總轄した。その外宮廷内外の祭典を司るものに太常寺あり、その他、秘書監、太府監、少府監、軍器監、都水監等も歷朝と同様に設けられてあつた。

(二) 地方行政機構

先づ地方の行政區劃は路に分かたれた。これは遼の道に相當する金の最高地方行政區劃として次の
 中都(北) 南京(封) 西京(同) 東京(遼) 北京(熱河省) 上京(滿洲國濱江) 咸平府路(滿洲國) 河北東路(北
 省河) 河北西路(河北省) 河東北路(大同縣) 河東南路(平陽縣) 山東東路(益都縣) 山東西路(濟南) 大名府
 路(河南省) 京北府路(陝西省) 鳳翔路(鳳翔) 郵延路(延安) 慶原路(慶陽縣) の十九を算へた。この十九
 路中、五京即ち上京會寧府、東京遼陽府、北京大定府、西京大同府、南京開封府の治する五路には、留
 守司を置き、その他十四路の路治には總管府を置いた。即ち五京留守司並に十四總管府は金に於ける最
 高地方行政官廳と見ることが出来る。尙ほこの外、主なる十三路には徵稅財政を掌る地方官廳として轉
 運司がおかれ、また一路乃至二路を合して司法行政官廳として提刑司(のちに按察使と改稱せられる)
 が九所に配せられた。即ち金朝では路を最高地方行政區劃として、一般行政、財政、司法を獨立分割せ
 しめたのであり、これを夫々直接に中央の尙書省、御史臺に歸屬せしめたのである。更に路の下に府即
 ち路治のある京乃至總管府、散府、節度州、防禦州、刺史州、軍あり、更にこの下に縣、鎮等の最小の
 行政單位が存してゐた。即ち行政區劃は路以下府及び州と縣、鎮の三段階に組織せられてゐたと見られ
 る。その統屬關係を示せば、次の如くである。



金朝の地方行政區劃は遼制に比して整頓せられてゐるが、なほ中級行政區劃に於ては複雑なるを免れ
 なかつた。これ一面遼制を採用すると共に、宋の地方制度をも參酌したものであつたからだと考へられ
 る。

(三) 中央と地方との關係

(1) 軍制組織に於ける關係

金國を勃興せしめ、それを支持した國力の基礎となつたものは、女真民族の新制度として制定せられ
 た猛安謀克の制度であつた。これは金朝の成立と共に、謀克は三百戸、猛安はその八乃至十謀克の長と

して定められたのである。この女真民族の行政單位としての謀克は、またそのまま、軍事的編制の單位として七八十名の兵力を出し、猛安はこの八乃至十の謀克を率ゐて、平時は時に應じて徵發せられ、常備軍として京師州縣或ひは遠境各地の交替番戍に當つてゐた。特に帝室直屬の軍隊の母胎となつた猛安謀克は、合札猛安謀克と稱せられた。更にこの合札猛安謀克より五六千人に上る常備の侍衛親軍が選出せられて、金軍の最精銳を構成したのである。この合札とは女真語で「近」といふ意であるといふ。この侍衛親軍の外に、一般の猛安謀克より選出せられたる軍人を以て常備軍が構成せられたのであり、これらは更に邊境守備の軍事機關としての統軍司、招討司に屬したものである。統軍司とは金の南邊即ち南宋方面防禦の機關であり、招討司とは、北邊即ち西夏及び蒙古防禦の機關である。始め統軍司は大名に置かれ、招討司は西北面の烏古敵烈招討司と高麗方面の婆速路統軍司がおかれたのみであつたが、世宗の大定年間には、南面の統軍司は山東（益都）、河南（汴京）、陝西（京北）の三處に置きて、猛安謀克の兵を總べて、宋に對抗せしめ、北面には東北路招討司（烏古敵烈招討司を改めたもの、治所は泰州）、西南路招討司（豐州—應州）、西北路招討司（桓州—撫州）の三處の招討司を設けて蒙古方面を緩撫せしめた。⁽⁶⁾かくの如く猛安謀克制に組織せられた女真民族は、その行政組織に従つて常備軍を組織して、金朝の武力を支持したものであつた。従つて金朝の運命は、専らこの女真民族の社會組織なる猛安謀克制の消長によつて決定せられたのである。

(2) 財政に於ける關係

金朝では初め支那の地を占領した時、女真人、漢人を問はず、口二十五人に對し田四頃四畝を與へ、一方四十具以上の大土地所有を禁止して、北支那の地に歸農を命じ、耕地回復に努めて、租税の財源をつくらしめた。殊に女真民族はこれを猛安謀克制に編成して、南宋に對する防禦といふ軍事的意味からも、北支那の要地に屯田せしめたのである。金朝も亦支那に入つて農耕社會を國家の基礎となすに至つて以來、税法も亦この線に沿うて構成せられた。これには女真人と漢人との二系統に分かれる。もとより女真民族は國家成立の要素たる故、優遇せられて、僅かに牛頭税乃至牛具税と稱する課税を負擔せしめられたに過ぎなかつた。即ちその制は耕牛三頭を一具として、その一具に付き年に一石の粟を輸せしむるものである。これに對して漢人は、唐の兩税法制を施行せられて、夏税、秋税と稱する二期支拂の田租を收めしめられた。夏税は六月より八月まで、一畝につき粟三合、秋税は十月より十二月、一畝につき粟五升を輸せしむるのである。然るに國家の進展と共に財政膨脹を來したため、新たに物力錢の制度を定めた。これは人民の私有にかゝる田園、邸舍、畜類、藏錢等一般財産の多寡を驗し、それに應じて二十分の一の課税を行つたもので、これは田租と異なり、貨幣納であつた。時代がすすむに従ひ、この物力錢の外に軍須錢その他の附加税が加つて、漢人への課税負擔額は著しく増加してきた。而してこの物力錢を定める財産の評価は通檢或ひは推排と稱せられて、全國最高の行政官廳たる尙書省の管轄

の下に劃一的に行はれるに至つた。この通檢推排は大定十九年、二十六年、章宗の承安二年、泰和八年には全國的に行はれたが、この時には通檢使、推排使等が任命せられて、各路の地方官と共にこれを行つた。その後通檢推排は十年に一回行使する定めとなつたが、豪族は官吏と結托して財産を偽り、また官吏自ら虚偽の申告をなすなど、金國內の窮狀を回復せざるのみか、却つて人民をして金國政府より離叛せしむるに至つたのである。

なほこの外、歴代の支那王朝に倣つて、鹽、酒、茶、錫、鐵等の專賣收入、商賣に對する營業稅、權場貿易に對する課稅等が存してゐた。畢竟金國の財政機構は、田租を中心とし、その他は專賣收入及び貿易稅、物力錢等の貨幣收入の二面によつて支へられてゐたものである。而してこれが課稅を統べるため、中央の尙書省の下に、各地方の十三路には、各路に轉運司といふ特殊地方上級官廳が置かれて、一般行政官廳たる路の都總管の統べる各中級行政官廳たる府、州と連絡を保ちつゝ、財政事務に當つたのである。ここに於て財政關係に於ける中央の一元統制機構が確立してゐたと見るべきである。

(3) 官員構成に於ける關係

金朝の官制機構を構成する官吏の登庸任用の關係も亦、注目せらるべきものである。殊に支配階級に女真人を、被支配階級に漢人その他を含み、人種的に複合社會をなしてゐた金朝では、官廳を構成する官員に於て、既に女真人と漢人その他の登庸を異にしてゐた。凡そ官吏の任用法には世襲、蔭敘、科擧

等の方法があつた。金の宗室完顏部に屬するものは、貴族として女真民族の中心をなして居り、また女真民族の社會組織たる猛安謀克戸の長、猛安及び謀克は世襲的官吏としてこの特有の社會機構の維持に努めてゐたのである。然しながら一般官制及び漢人の州縣にあつては、もとより官僚政治が實施せられ一部の世襲貴族内に於ける蔭除の風の濃厚なるを除けば、多くは支那古來の試験によつて官吏が任用せられた。この科擧制度は支那官制が採用せられた太宗の天會十年に早くも始つてゐる。當時科擧は遼宋の制にならつて郷試、府試、會試の三段階に分けられ、先づ郷試で地方の儒生を選び、燕、雲中、汴の三箇處で府試を行ひ、更に燕京で會試を行つた。これには南選(漢人)北選(女真人)の二種があつて、各々その内容を異にした。然るに海陵はこれを改め新たに殿試を加へて四段階となし、府を六處に分ち、河北東西兩路及び中都路は大興府、臨洮會寧東京等路は大定府、西京河東南北兩路は大同府、大名路山東東西兩路は東平府、南京等路は開封府、京兆・鄜延・慶原・熙秦等路は漢中府にあつて、四人に一人を取り、會試は五百人を定員とした。そして南北兩選の別を廢して同一となしたのである。これがほゞそれ以後の金朝の世宗以下の定制になつたものである。かくて女真人も漢人もこの科擧によつて金朝の官吏となることとなつた。この科擧制によつた官吏の任用においても金國は支那的一元的官制を採用したと云ふことができる。

以上述べ來つた如く、金朝はその成立の當初、舊來の部族制度を改編した猛安謀克制を以て國家を組

織し、更に中央に於ては強力な君主権の下に勃極烈といふ中央統治機關を制定したが、遼人並に漢人の州縣を支配するに當つては、遼の南面官制を採用して樞密院を建て、尙書省以下の官制を布いて、以てこれを支配するといふ統治形態の二重體制を採るの餘儀なきに至つたのである。しかるに太宗に至つて北宋の政權を顛覆せしめて、淮水以北の地を獲得し、多數の漢人を統御するの必要に迫られると、金朝は從來の女眞的統治機構をたゞその政治的勢力の中樞に据えるに止めて、その他の一般的統治機構には明確な支那的官僚政治形態を採用せざるを得なかつたのである。而してこの支那的統治形態は、熙宗の時代に略ぼ作成せられたが、海陵の時代に更に強化せられ、世宗、章宗の時代には發展せしめられて尙書省、樞密院、御史臺といふ中央三大官廳による金朝の一元的国家體制が完成せられた。かゝる一元的国家體制がやがて、次に來るべき新政權によつて繼承し擴大せられた時、支那の統治機構には實に劃期的時代が將來せられたのである。

- (1) 三上次男氏「金代女眞の研究」第二編「猛安謀克制の研究」第二章「猛安謀克制の制定とその發展」その他「猛安謀克」に關する記述は總べてこれによる。
- (2) 三上次男氏「金初の字樣烈制について」(史學雜誌第四十七編第八號)
- (3) 大金國志卷九「熙宗孝成皇帝」一の條參看
- (4) 金史卷五十五「百官志」參看
- (5) 小川裕人氏「金代の物力錢について」(東洋史研究第五卷第六號)

- (6) 箭内互博士「金の兵制に關する研究」(蒙古史研究所收)
- (7) 小川裕人氏 前掲論文參看
- (8) 大金國志卷第三十五「雜色儀制」中「天會皇統科舉」並に「天德科舉」の條參看

第四節 元朝の統治形態

(I) 蒙古帝國の制覇とその統治形態

十三世紀の中期より十四世紀の中葉に互つて支那に元朝と稱する統一政權を樹立した蒙古民族は、北蒙古の一角オノン、ケルレン兩河の相會する草原地帯に住してゐた蒙古部族を中心にして勃興し、近隣の諸部族を同盟征服の過程を辿つて、一つの民族體に統合し結成した所のものである。遊牧民族としてかれらは遼朝を興した契丹民族と同様に、よき牧草と水とを求めて冬營地より夏營地へと季節的移動生活を行ひ、所謂「毛氈の帳幕」に住むを己が民族の誇りと感じ、土地に緊縛せられた農耕生活を寧ろいとほしきものとして蔑視してゐたのである。その社會組織は自らかゝる生活様式に制約せられて、一定の遊牧地を共有する父家長的氏族社會を形成してゐた。この氏族は本來血族乃至準血族集團と觀念せら

れたものであり、その長には氏族員中の最年長者が選ばれ、それが自己の氏族の遊牧地を定め、これを管理する義務を有してゐた。氏族員はその族長の管理の下に冬營地はこれを山陰に設けて、氏族全體が共同に用益し、夏營地には廣闊な草原を求め、同族毎に分散して、遊牧生活を營んでゐた。かゝる氏族は若干集つて更に部族を構成し、その長(可汗)はクリルタイと稱する部族會議によつて族長の中から選舉せられた。かゝる社會組織をなしてゐた諸部族は、蒙古政權の樹立以前より、蒙古沙漠の周邊に展開する遊牧に好適なる草原地帯を占めて、その地に遊牧してゐたものである。先づこれら諸部族を統一して支配階級となつた蒙古部族を除いて云へば、東方興安嶺の山麓にはタタール族、南方陰山山麓にはオングート族、更に蒙古部族の南隣にはケレイト族等の諸部落があり、西北蒙古にはメルキツト族、アルタイ山麓にはナイマンの大部族が控へてゐた。これらは互に相對峙しつゝ、自己の部族の發展を競うてゐたが、一方また南方農耕民族の上に打ち築かれた諸王朝例へば遼や金朝に抑壓せられて、漸く如上の内部關係に變化を來して部族と部族との間に激しい鬭争を招いた結果、氏族相互の間に從來見られなかつた所の隸屬關係を生せしめ、氏族社會はクラン制社會に變質し、同じ氏族に於ける階級分化が顯著に現はれて來た。かゝる情勢は遊牧社會に於ける貴族階級を發生せしめたが、それがやがて成熟して、專制的遊牧國家が建立せられた。即ちそれは蒙古部族の中に出現した貴族出身にかゝる成吉思汗の手によつて成し遂げられたのである。

一二〇三年成吉思汗は東蒙古の雄、ケライト部族を崩壊せしめて東蒙古を統一し、更にアルタイ山麓に八大部族をなしてゐたナイマン族を壊滅して西蒙古の地をも併せ、一二〇六年蒙古王國を現出せしめた。前者に於ける成吉思汗の制覇は、蒙古部族内の英雄としての名聲が向上するに伴ひ、かれの傘下に投じ來つた諸部族を糾合した部族國家の出現しか意味しなかつたに反し、後者のそれは明らかに部族國家の域を脱した遊牧的專制國家の誕生を示したものである。従つて蒙古王國の統治機構はこれより敘述せられねばならない。

一二〇六年成吉思汗はオノン河畔に部族會議(クリルタイ)を開いて、蒙古王國の誕生を宣言し、新しい國家秩序を決定した。即ちかれの下に糾合せられた諸部族は、從來の部族的關係より絶縁せしめられ、新しく千戸(Minggan)即ち略ぼ千の兵士を出しうる集團を基礎的行政單位とする國家組織に改編せられた。この千戸の數は九十五を算し、これを統轄する千戸の長に任命せられた者は、八十八人を數へる。この千戸制度は、從來遊牧民族の間に見られた十進的軍事編成の單位を整備してつくつた新行政組織であつて、長く蒙古帝國の礎石となつたものであつた。この千戸長には何れも成吉思汗の制覇に参加して勳功のあつた者を以て當てられたのであり、特に諾顔(Noyan)と稱せられて新王國の貴族階級を構成し、その千戸に對しては殆ど軍民の全權を有するものであつた。千戸は更に百戸、その下に十戸と段階的に細分せられ、各々百戸長、十戸長によつて統轄せられたが、これを總轄する最高の官は千戸長で

あつて、かれらは皇帝乃至諸皇子などに屬して、それより一定の遊牧地を指定せられ、自己所屬の千戸を統率して、その管轄支配に任じたのである。この意味に於て千戸長は一般遊牧民にとつては、從來の氏族の長に代つて現はれた新たな統率者であり、やがてその職が世襲せられ、封建的領有權たる投下を賦與せられるに至つた時は、明らかに封建的領主と變すべきものであつたのである。

この八十八の千戸は成吉思汗の家族の各員に分與せられて、各々汗國（ウルス）を形成した。皇子の朮赤には九の千戸、察合台には八の千戸、窩闊台及び拖雷には五の千戸が與へられ、弟の合撒兒には四の千戸、阿勒赤台には二の千戸、別勒古歹には一つ半の千戸、末弟幹惕赤斤には十の千戸が與へられた。かくの如く四十五の千戸が一族に分與せられた結果、成吉思汗の許に残つた千戸は四十三に過ぎない。たゞこの中別勒古歹の一千五百戸は、成吉思汗の許に併入せられてある故、成吉思汗及びその皇統を繼いだ帝室のウルス即ち也客魯思（Yelke Ulus）は四十五の千戸を數へた。この中一千戸の所在は不明であるが、他そのの四十四の千戸は、"Dosh Dörben Monggol"と稱せられて元朝が崩壞した後迄、支那並に蒙古の地にあつて、蒙古民族の根幹をなしたのである。(1)

この四十五の千戸は左右の兩翼に區分せられ、各々萬戸を置いて之を統轄せしめた。左手の萬戸は四萬二千戸、二十二の千戸を統轄したもので、蒙古帝國創業の宿臣木華黎が萬戸、納合牙が副萬戸に任せられ、右手の萬戸は三萬八千戸、二十三の千戸を統轄したものであり、同じく勳臣博爾朮が萬戸、博爾

忽爾が副萬戸に任せられた。(2) 従つて以上の千戸制度の構造を圖系化すれば、次の如くなるであらう。

皇帝 → ウルスの領主(皇族) → 萬戸 → 千戸 → 百戸 → 十戸

かゝる構造をもつた千戸制度を統合するため、成吉思汗はその貴族的分子である千戸長、百戸長の子弟を中央に糾合して、蒙古帝國の中心的勢力を結成せしめた。これが所謂怯薛歹（Keshik）と稱せられるものであつて、皇帝の身邊にあつてこれを護衛し、且つ皇室の事務一切を分擔する宮内儀仗官の集團をなしたものである。その人員を見るに、總數一萬人を算し、宿衛、侍衛、箭筒の三部分に分かれたてゐた。即ち宿衛は番士一千人、也客捏兀嘴これを率ゐて八班に分れ、箭筒士は同じく番士一千人、也孫帖額これを率ゐて四班に分れ、侍衛は番士八千人、幹格列、不合、阿勒赤歹、朶歹等これを率ゐて八班に分かれてゐた。これらはその所屬に従つて、宮廷内の諸事を司り、四班三日の交替制によつて宮廷に奉仕したのである。而して各班は四人の怯薛長によつて總轄せられてゐた。この怯薛長となつたものは、蒙古王國建設に勳功あつた博爾忽、博爾朮、木華黎、赤老溫の一族乃至はその子孫であつた。この蒙古王國の新貴族によつて構成せられた怯薛歹は、王國內に於ける蒙古可汗の絶對君主權の象徴であつて、將來蒙古王國の發展と共に蒙古政權の中樞を占め、蒙古帝國の專制的勢力の淵藪と化したのである。(3)

以上の如く蒙古遊牧帝國は、蒙古民族を千戸の行政單位に區分して統治し、その貴族分子はこれを中

中央の怯薛歹の中に凝結せしめて可汗の專制勢力の基礎となしたものと見られる。然らば中央にあつて本國の一般的行政支配を行ふべき統治構造は如何であつたらうかといへば、それは蒙古遊牧王國の特徴をよく表してゐるものであつた。回教史家はこれを次の如く傳へてゐる。

蒙古王國の創設の當時、太祖成吉思汗は先づ長子の朮赤に北方の狩獵民族の統治を委ね、蒙古王國の狩獵の大長官となし、次子の察合台は太祖の札撒 (Yasaghai) を奉せしめて、王國の也客札魯忽赤 (Yelchek Jarchuk) 即ち大斷事官 (監察官) に任じ、また回教徒の商人達と接觸の多かつた窩濶台は、財政の長官となし、末子の拖雷は也客諾顏 (Yelchek noyan) として行政、軍政の大權を統べしめたのである。かくの如く成吉思汗一族によつて掌握せられた蒙古王國の初期の統治機構は遊牧部族國家のそれを擴大し整備したものに外ならなかつたが、やがて周邊の文明國より亡命乃至投降してきた人々、殊に金人、西夏人畏兀兒人、回教徒、或ひは従前諸部族の可汗に事へてゐた南方の文化人が、この遊牧國家の政治機構内にその影響を及ぼすに至つて、やうやく蒙古王國の政治組織も複雑化し、且つ他の社會的諸事情とも相俟つて次第に專制的遊牧封建國家の態様を具へるやうになつた。かくして蒙古王國の官制は早くも初期の遊牧的組織を脱落するに至つたのである。かくの如く蒙古王朝初期の官制は、その後金國より支那官制の影響を濃厚にうけたため、その背後にかくれて明確な姿はとつてゐないが、しかし當初の官制は、畢竟從來の遊牧民族の部族組織の間に見られた諸種の官職を變形化して、それを新王國に相應しく改め

たものに過ぎないもののやうである。

さて遊牧王國の成立による遊牧民族の新たな編成、殊にこれに伴ふ階級的秩序の發生は、舊來の遊牧的經營様式の變化を齎したものであり、集團的な粗放遊牧經濟より個別化的な集約的遊牧經濟へ、換言すればウラチーミルツォフの云ふキュリエン式遊牧様式からアイル式遊牧様式へ移行せしめて、⁽⁵⁾ 諾顏を中心とする封建的遊牧様式が漸く萌芽を示し、そこに生じた社會的經濟的矛盾は、切りに多數の奴隸及び畜群を欲求するに至つた。かくてこの社會的衝動は、遊牧君主を驅つて南方の農耕社會への掠奪に赴かしめたのである。

先づ成吉思汗は一二〇五年より西夏への侵略を始めて、奴隸、畜群を掠奪し、また一二一一年より連年金國へ侵入して西滿洲の地を奪ひ、山西河北の地を掠めたが、一五年にはその首都燕京を陥れて多數の俘虜人口を遊牧地内に伴ひ歸つた。更に西アジアの雄國ホラズムと經濟的利害を異にするや、直ちにこれに向ひ、一九年より二六年に至る間、トルキスタン・イラン地方を荒掠し盡して、ホラズム國を潰滅し、同様に數多の人口を俘虜として歸つた。ここに蒙古王國は一躍して東はシホタアリン山脈から西はカスピ海に至る大領土を包含する古今未曾有の大帝國に變ずるに至つた。

然し乍ら當時の遊牧君主にとつて、この帝國の領地の擴大は、畢竟己が遊牧地の擴大の欲求を充實せしめたといふ大なる歡びに過ぎない。従つて寧ろその欲求する所は、先づかれらの生命とする遊牧經濟

の充實發展であつた。成吉思汗はこの要望に應へて一族並に特に勳功のあつた諸顔を選んで、これら戰爭によつて得た多數俘虜（殊に生産技術者）を分與したのである。この俘虜は諸皇子乃至諸顔の遊牧地内に定着せしめられて、その領主を中心とする遊牧集團を經濟的に負擔することとなつた。元代の文獻に散見せる「投下」とは、この遊牧集團の長なる諸顔に歸屬せしめられた俘虜よりなる植民集團の謂ひに外ならない。遊牧民族に於ける投下發生の過程は、また遼朝を建てた契丹民族にも見られた所である。かうして從來の遊牧經濟に於ける個別化的傾向は明らかに強化せられ、かゝる集團の分與をうけた千戸長は、帝國の行政官吏たる地位から早くも封建的領主と變貌しつゝあつたのである。⁽⁶⁾

これと同時に征服せられた南方農耕地帯に對しては、先づ皇帝の代官として達魯花赤が派遣せられ、その方面に於て歸順した豪族乃至軍閥と妥協しつゝ、徵稅治安に當り、探馬赤軍が配せられて叛亂の防止に當つた。當時戰火をうけて荒廢に歸した征服地に對する方策が立たず、従つて未だ分與の對象となり得なかつたためであらうか、成吉思汗時代にはこの方面は皇帝の直屬地としてその手に保留せられてゐたのである。而してこれらの征服地に配した達魯花赤を總轄せんがため、各方面に都達魯花赤が置かれたが、更にトルキスタン、イラン方面には、マヌード・ベイをしてこれらの都達魯花赤を總轄せしめ、また支那方面には、成吉思汗が西域征伐中、この方面の全權を委託した木華黎によつて既に燕京に於ては金朝の亡命政治家からなる統治機關が構成されてゐた。これは支那側の史料に燕京行尙書省と見

えてゐるものであつて、金制と等しく尙書令、尙書左右丞相以下多くの官屬が設けられてゐたと傳へられてゐる。以上の南方の文化的農耕地帯も亦その秩序が回復せられるに従ひ、蒙古民族の社會的發展に即應してその利益は民族並に勳臣諸將に配分せられねばならなかつた。而してそれは次の太宗の時代に入つて實現せられた。ここに遊牧的封建勢力は著しく擴大されたが、しかし一方發生しつゝあつた中央集權的官僚勢力の擡頭と衝突して、蒙古帝國はその發展の途上早くもこの二元的勢力の相剋に悩まされねばならなかつたのである。

太祖成吉思汗の後をうけて蒙古帝國の王位についた太宗窩闊台は、父によつて創設せられた大帝國の内容を充實し、更にこれも發展せしめんがため、粗放な統治機構を組織化し、且つ蒙古民族の多年の宿願たる金國討滅の業を完遂すべき任務を負うてゐた。先づかれは中央に於ける國家機構の樹立については、専ら金國の亡命政治家の意見を參酌して中央集權力の強化を謀つた。即位の三年には皇帝の諮問に應ずるに過ぎなかつた侍從の官を、金朝に倣つて、中書省として獨立せしめ、これを政務總理の機關となした。即ち中書令耶律楚材と左丞相粘合重山は支那關係の公文書を司り、右丞相鎮海は西アジア方面の公文書を司つて、相共に皇帝の諮問に應へて政務を執らしめたのである。稅制も同時に定められ、蒙古人に對しては單に畜稅を取るに止め、漢人に對しては戶數、西アジアに於ては人口を規準として貧富の懸隔なき一様な課稅が行はれた。かゝる稅制は未だ掠奪的貢賦の形態を十分に脱却したものではない

にしても、太宗の近臣別的の主張した如き「支那農耕地帯の牧場化」を避けたものであつて、これ、蒙古王國が既に一應の國家組織の確立に向ひつゝあつたことを示すものと謂はねばならぬ。

中央統治組織が定まると、太宗は河南に餘喘を保つ金國へ討滅の軍を動員して、その六年（一二三四年）これを亡して、淮水以北の地を蒙古政權の手中に收めた。また東方では高麗が將軍撒兒台の軍を受けて屈服し、西方では朮赤の子拔都の率ゐた大軍が南路から入つて歐洲の天地を脅かしつゝあつた。しかし何はさておき、金國の滅亡による河南の地の獲得は、蒙古帝國の發展に劃期的新局面を開いたものであつた。太宗はこの地を統治せんがために、札魯忽赤の忽都虎諾顔をして全領土の人口調査を行はしめた結果、總戸數は百十餘萬と査定せられた。この百十餘萬といふ戸數は金朝の極盛期の六百九十萬に比してその六分の一といふ激減であり、これ二十餘年に互る戦亂によつて如何に北支那の地が困憊してゐたかを物語るものでなければならぬ。しかしながら當時の蒙古帝國にとつてかゝる大量の定着農耕民の隸屬と廣大な北支那の併合とは、正にその遊牧經濟を無限に充實し、膨脹せしめるものと期待せられたのである。かくて支那の農耕民はまた遊牧民族の舊來の習慣に従つて、帝室の一族並に十投下としてこれに準ずるものとされた千戸長に分與せられねばならなかつた。されば太宗はその八年（一二三六）支那の土民人民の分與を實行したのである。かくて特に人口稠密であつた眞定や東平等は、幾多の民族動臣に細分せられた。これは既に進展しつゝあつた遊牧的封建制を更に一步進めたものと云はねばなら

ない。

元來支那の地は蒙古皇帝の代官たる達魯花赤及びその地方の豪族軍閥によつて統治せられてゐた。これらの土着の軍閥は蒙古軍の侵入をうけて生命財産を脅かされた人々に推戴せられて立つた豪俠の徒輩か、或ひは低級な軍官出身者の類であつて、蒙古政權に歸屬の後も、多數の人民と多大の土地とを所有して陰然たる勢力を擁してゐたものであり、太宗も亦これらの軍閥を萬戸長・千戸長に任じて、その地方の軍事行動に當らしめると共に、その地方の民政も便宜的に取扱はしめてゐたのである。太宗時代に於ける眞定の史天澤、順天の張柔、東平の嚴實、西京の劉黑馬、燕京の蕭也先等は、何れもかゝる意味の萬戸として、その地方一帯の軍民を總べてゐたものであつた。然るに太宗はいまこれらの軍閥に所屬してゐた支那の人民を、蒙古王族並に動臣に分與したのである。これは從來表面上は達魯花赤の命をうけつゝも、事實上の支配者であつた支那の土着軍閥に對して、蒙古の遊牧的封建勢力を浸透せしめやうとしたものであつて、畢竟積極的に支那の農耕地帯を支配せんとした蒙古民族の意欲の發現に外ならぬ。然しながら支那の支配に當つて眞定の史天澤を始め支那の土着軍の支配權力の存續は言ふに及ばず、この蒙古遊牧的封建勢力の増大も亦、やがて確立せらるべき蒙古帝國の中央集權的統治機構の發展を阻害するものであつたことは、明らかである。

金國の平定に伴つて、太宗は先づ耶律楚材を重用して支那的中央統治機構の樹立に邁進した。楚材は

中書令として支那統治の全權を帯び、専ら税制の根本的改革、戸籍上に於ける軍戸、民戸の區別、統治權に於ける執政權、統帥權、財政權といふ三權の分立に新政權樹立の目標を置いたのである。先づ税制の改革に於ては、從來の貧富乃至田土の瘦肥を無視した一定の税制を廢止して、土地税（税糧）はその所有田土の良惡に應じて、水田の外に上・中・下の三級に分つて税率を每畝五升、三升半、三升、二升半と定め、或は人丁を中心とする蒙古の制を取入れて、每丁一石、驅丁は五升等といふ丁税の制をも定め、税（科差）としては二戸につき絹絲一斤と毎戸四兩の包銀の制を定めた。⁽⁹⁾ 戸籍に於ては、先づ、軍戸と民戸とを區別し、所有田土四頃を以て軍費を自給自足しうるものを軍戸に編入し、それ以上乃至以下の者を悉く民戸に編入したのである。⁽¹⁰⁾ 更に執政權に於ける軍、民、財の三權分立は、耶律楚材が中央集權の強化と統治機能の確立とのために意圖した新政策の最大眼目であつて、當時皇帝の代官として派遣せられた達魯花赤の三權掌握による專制的傾向を抑制し、且つ軍民兩權を握る支那土着軍閥の勢力を削減せんとしたものであつた。即ちかれの所傳の中に、「諸路の長吏、軍民錢穀を兼領して往々其の富強を恃み、肆に不法をなす。公奏して長吏は専ら民事を理め、萬戸府は軍政を總べ、課税所は錢穀を掌らしめて、各々相統攝せざらしめんと。遂に定制となす」とあるは、これを物語るものである。即ち民政一般は達魯花赤が司り、軍事は萬戸府の長官萬戸が司り、課税は耶律楚材がさきに十路に設けた徵收課税所をしてこれに當らしめたのである。⁽¹¹⁾

しかしながら更に中央集權を強化するためには、遊牧的封建勢力の發展を強力抑制せねばならなかつた。これがため楚材は、さきに分與した支那の土地人民を單なる食邑として、その直接の支配及び徵税權は悉くこれを朝廷に收めて、派遣の官吏をしてこれを統治せしめ、五戸に一斤の絹絲を徵收してこれを食邑よりの收入として與へるに止めたのである。かくて分與せられた土地に對する遊牧領主の領有權は、遊牧地内に與へられた投下領と異り單に名目的なものに過ぎなくなつたのである。

かくの如くにして一時封建勢力のために脅かされた中央集權的統治組織は樹立せられた。しかし乍ら當時の蒙古帝國內の情勢は、未だ組織的に定着農耕民を支配するに足る中央集權的官僚國家を確立せしめ得たと云ふことはできない。未だこの專制國家を支持すべき地盤が十分成長せずして、遊牧封建勢力が中央集權的傾向に絶えず反撥してゐたからである。しかもこの遊牧的封建勢力は太宗の皇后脫列哥那の攝政時代即ち太宗の崩後から定宗貴由の即位に至る空位時代、中央勢力が衰微すると共に擡頭してきて、楚材が計畫した三權分立を破壊し、剩へ中央の財政は回教商人團の首領アブドル・ラーマンなるものの獨占する所となつた。ここに中央集權的機構は全く崩れて、遊牧領主は今や公然と支那内地の食邑を直接に支配して重税を課し、中央より嘗つて派遣されてゐた達魯花赤はその走狗と化した。支那農民はその壓迫に耐へかねて逃亡し、田地は荒廢した。この間に土着軍閥はこの窮民を集めて再び自己の勢力を伸張せしめた。やがて四年の空位時代を経て、太宗窩濶台の長子貴由が即位したが、この定宗は

この情勢に直面して即位後直ちに國庫に集を造つてゐた税制に於ける回教商人の勢力をくちき、更に封建欲求への支配權を強化したものの、空位時代に培養せられたその他の地方分權的封建勢力に對しては、彈壓の途に出ることができず、蒙古帝國內の状態は些かも好轉はしなかつたのである。

定宗が崩じて蒙古帝國の帝位は定宗の從弟蒙哥によつて繼がれた。拖雷の長子なるこの憲宗(蒙哥)の即位は、太宗並に定宗など所謂窩闊台黨の勢力の崩壞の上に成就せられたものである。即ち太祖成吉思汗の死後に生じた第三皇子の太宗窩闊台黨と第四皇子拖雷黨との抗争は、實に蒙古帝國の中心勢力を二分したものであつた。太宗、定宗はその兩勢力の妥協によつて漸く即位し得たのであつたが、定宗の崩御の後には、雌伏してゐた拖雷の諸皇子の勢力が、朮赤ウルの汗なる拔都の後援によつて窩闊台黨の策謀を巧みに抑へて蒙古の皇位を奪つた。かゝる經緯を経て帝位についた憲宗は、太宗窩闊台黨の勢力を排除するためにも、舊勢力を一新して新しき中央統治機構の確立に邁進せねばならなかつた。先づかれは拖雷家一黨の專制的支配の強化を謀つて、弟の忽必烈をして蒙古漢地の民政を司らしめ、同じく弟旭列忽に西アジアの民政を委ねたのである。即ち忽必烈及び旭列忽は、太祖及び太宗の時代に於ける拖雷の也客諾顔に等しい地位を占めたものと謂はねばならない。更に李魯哈をして中書省事を掌らしめ、忙哥撒兒を也客札魯忽赤として監察の權を握らしめた。その他首都和林の總督、各宗教の管長などを新たに定めた。更に地方の行政機關としては三行尙書省事が設けられた。一つは燕京等處行尙書省事で、燕

京(北京)にあつて支那の州縣を統べ、西域人牙刺瓦赤、蒙古人不只兒、斡魯不覲答兒が長官となり、西域人賽典赤、匿答馬丁がこれを輔佐した。一つは別失八里等處行尙書省事で、トルキスタン地方を總べ、別失八里(天山北路濟木薩近傍)乃至コーヂェントにあつて蒙古人訥懷・塔刺海、西域人麻速忽別乞が長官、西域人暗都刺大尊、阿合馬、也的沙がこれを輔佐した。一つは阿母河等處行尙書省事で、西域人阿兒渾を長官とし、西域人法合賽丁、匿只馬丁を以てこれを輔佐せしめた。これに對して統帥機關としては、三方面に都元帥府を設け、察罕、葉了干をして兩淮等處蒙古漢軍を總べ、帶答兒をして四川等處蒙古漢軍を總べ、和里解をして土番等處蒙古漢軍を總べしめたのである。

以上の如く行政全般に互つて新しい體制を整へた憲宗は、太宗の七年以來行はれなかつた人口の調査を行ひ、それに基いて從來紊亂してゐた税制を確立して、定宗時代に増税せられた包銀の負擔の輕減を計つた。また統治機構の確立と共に、遊牧領主に對してはその食邑に對する直接支配權を抑制して恣意的行爲を禁じ、中央の權限を承認せしめようと努力したのである。しかし乍ら一般的に云つて憲宗のこの官制改革も太宗時代に試みられた支那的官制を再び確立して、その間拖雷黨の勢力を伸張せしめたといふに止り、專制的官僚國家樹立に不可欠な強力な中央集權力の地盤は、遊牧的封建勢力のために妨げられて充分發展を見たとはいへない。なほ草原の遊牧地帯を政治的地盤として、遊牧封建勢力の妥協の上に立つてゐた憲宗時代の蒙古帝國は、畢竟遊牧的封建制國家の埒を一步も出たものではなかつたから

である。而してそれは支那全土を併合して政治的地盤を北支那の農耕地帯に所有するに至つた世祖忽必烈の時代において完成せられたのである。

- (1) 成吉思汗實錄卷十、四〇七頁
- (2) ベレジン露譯「ラシッド・成吉思汗」第十五卷、一三二頁—一五四頁
- (3) 箭内互博士「元朝法考」(蒙古史研究所收)
- (4) Barthold's: 'Turkistan down to the Mongol Invasion, p. 328. Hammer-Furgstall: Geschichte der Goldenen Horde, p. 326.
- (5) ウラヂーミルツォフ邦譯「蒙古社會制度史」第一章參看
- (6) 拙稿「元代に於ける投下の意義について」(蒙古學報一)
- (7) 黑韃事略及びその徐鑑の註參看
- (8) 元文類卷五十七「中書令耶律文正公碑銘」
- (9) 同右
- (10) 元史卷一四九郭寶玉傳
- (11) 元史卷二太宗本紀
- (12) 元史卷四定宗本紀

(I) 元朝の成立とその中央集權制の確立

憲宗が突如對南宋戰線で崩するや、皇弟忽必烈は支那領土を地盤とする諸勢力に推戴せられて上都開平(熱河省多倫諾爾)に於て、蒙古帝國の皇位に就いた。この即位に反抗して立つた北方和林を中心とする忽必烈の弟阿里不哥の叛亂は、いはゞ遊牧的封建勢力の南方農耕社會の漢人官僚勢力に對する一大反抗であつたと見ることが出来る。夙に支那の戰線にあつて漢人と接觸することの多かつた忽必烈は、兄憲宗の下に也客諾顔として支那の地を統治するに當つて、先づ漢人官僚による中央集權力の伸張に心を致してゐたが、いまかれは從來養ひ來つたこの勢力に擁せられて蒙古帝國の皇位を襲ひ、新帝國の政治的地盤を蒙古の遊牧地に求めず、これを農耕社會なる北支那に求めたのである。かくして忽必烈政權の誕生は、蒙古帝國の發展に劃期的新局面を開き、元朝といふ新國號に相應しい新政治體制の確立を促し、南宋と拮抗しうる十分の實力を備へるに至つた。やがて多年の宿望達成のため、かれは南宋討滅の軍を起し、一二七九年その領土占領に成功して、南北支那は完全に元朝の統一政權の下に收められたのである。しかし乍ら自然的社會的條件を異にするこの廣大な領土を統治するに當つて、元朝は先づ從來の如く一元的統治機構を以て包攝するの不可能なることを痛感せざるを得なかつた。されば既に築きつくあつ

た專制的政治機構を多元的に並存せしめ、これを絶對君主權の下に糾合せんと企てたのである。かゝる過程に成長した元朝の政治組織は、最早や單なる金朝や南宋朝のその模倣に止りうるものではない。それは明らかに大元帝國の編み出した統治機構に於ける新機軸に外ならないのである。然らばそれは如何なる経緯を辿つて如何に實現せられたものであらうか。

中統元年（一二六〇）世祖忽必烈は即位すると直ちに、中央に中書省を設けて禡々を左丞相、王文統を平章政事、張文謙を左丞、趙良弼を參議として天下の政務を總轄せしめ、地方は十路に分つて各路に宣撫司を設け、宣撫使を派したのである。その十路とは燕京（北京）、を始めとして、益都濟南、河南、平陽太原、眞定（河北省）、東平（山東省）、大名彰德、西京（山西省）、京兆（陝西省）、北京（熱河省）、であつて、なほ陝西地方は特別に鞏昌等處二十四城便宜都總帥を置いてゐる。この宣撫司とは、戦亂に荒廢した支那の地を宣慰安撫するといふのであつて、事實上、各路の徵稅、治安、勸農等の一般行政を司る地方行政官廳であつたと見做される。この地方の行政事務を分理する機關として中央に左右部が設けられたが、これは執政機關たる中書省に附屬せしめられて、中書左右部と稱せられ、更に吏禮・戸・兵刑・工の四部に分かれることとなつた。

以上の中央統治機構と共に國家財政の基礎をなす新税法に於いて戸籍法が定められた。即ち太宗の七年（一二三五）の調査にかゝる戸籍簿を規準として、それに記載せられた者を元管戸となし、後これに加へられたものを交參戸、當時の戸籍より漏れてゐたものは漏籍戸、老幼婦女等の戸を協濟戸と稱して、各々稅率を異にし、元管戸は最も重く、交參戸これに次ぎ、漏籍、協濟戸は最も少なからしめたのである。世祖はこの新戸籍別によつて稅糧並に科差の二種を課稅し、十路の宣撫司をして新戸籍法を實施せしめたのである。⁽²⁾この新戸籍法による稅制の改革は、創立當初に於ける元朝の國家財政を一應安固ならしめたものであつた。

かくして一先づ中央の政治體制を定めるや、世祖は直ちに蒙古帝國の舊都和林にあつて北方並に西方の遊牧封建勢力と聯盟しつゝ、自己の政權樹立に抗した阿里不哥黨に親征の軍を進めて、難なくこれを潰滅せしめた。これは南方農耕地帯を地盤として立つた新政權が、北方遊牧勢力に對して勝を制したことを意味するものであつたが、なほ遊牧的封建勢力は忽必烈政權に加はることを欲せず、これより分離して獨立したため、新政權は専ら蒙古及び支那一帯を領有するに止つた。然しながらこの情勢は却つて新政權をして中央集權力を強化ならしめ、急速の間に專制的官僚國家の樹立を成功せしめたものと謂はねばならぬ。

世祖は北方の遊牧封建勢力を瓦解せしめると共に、更に支那内地に於ける軍閥の勢力を清算せねばならなかつた。幸か不幸か山東を中心とする大軍閥李璫の叛亂の勃發によつて、軍閥清算の機會は與へられた。時しも北方に於ける阿里不哥の軍との交戰を終へた直後のことであつたが、李璫の叛亂に呼應し

て元朝に叛亂する軍閥が現はれなかつたことは、既に世祖の中央權力が可成り伸張せられてゐた結果とはいへ、元朝にとつて幸なことであつた。かくして一時恐怖せられた大亂も五ヶ月の騷擾に終つたが、世祖はこれを契機に、支那軍閥の勢力削減の政策を實行し始めたのである。先づ支那の軍閥といへば、太宗朝以來の宿將にて眞定(河北省正定縣)の史天澤、順天(河北省保定縣)の張柔、東平(山東省東昌縣)の嚴實、西京(山西省大同縣)の劉黑马等が數へられる。世祖は先づこれら四大萬戶府の勢力を抑制せんがため、悉くその世襲化せられた軍職を奪つたのであり、且つその他一般に軍政權と民政權との分離、軍戸と民戸、軍戸と奥魯との區別を明らかにし、萬戶府の權限の縮少を企圖したのである。かくて從來支那に於ける封建勢力としての萬戶府は、今後民政權を奪はれて、漢人より構成せられる單なる軍團と化するに至つた。次に行はるべきことは、これらの軍團を統轄する統帥機關の設置でなければならぬ。

かくして世祖は中統三年(一二六二)十二月、金の制に倣つて統軍司、都元帥府を山東(沂州)河南(汴京)陝西(鳳翔)に配して、山東統軍司は陝西より宿州に至る地帯に駐屯する軍團を統べ、河南統軍司は亳州より均州に至る地の軍團を統べ、陝西統軍司は四川陝西方面の軍團を統べしめたのである。而してこれら地方の統軍司都元帥府の統帥權を中央に歸一せしむべく、中統四年(一二六三)五月には執政機關としての中書省と相並んで、樞密院が設けられた。ここに於て一兵團と化した漢人の諸萬戶府に對する國家權力は明らかに強化せられた。而もこの際、中書省の長官中書令とこの樞密院の長官樞密

使とをして皇太子の兼任となさしめたことは、執政權と統帥權とを歸一せしめたもので、帝王權伸張のための萬全の策と稱さねばならぬ。

以上の如く執政機關としての中書省と統帥機關としての樞密院との設立と相並んで、つぎに監察機關としての御史臺が設立せられた。これは至元五年(一二六八)七月高智耀、張雄飛等の獻言に基いて建てられたもので、時の中書右丞相塔察兒タチヤールがその長官御史大夫に任せられた。翌年二月には更に支那領土を四道に分かつて、各道に御史臺の地方分署たる提刑按察司と稱する地方監察官司が設けられた。この御史臺の設立によつて、從來の監察官廳であつた札魯忽赤(斷事官)の權能が縮少せられて、大宗正府即ち元朝に於ける蒙古皇族及び一般蒙古人に關する訴訟を掌る官廳となつたことは、特に注目し得る事實である。かくて元朝の中央の政治機構は、金朝の尙書省、樞密院、御史臺といふ執政、統帥、監察といふ三權分立の政治機構を採用したものに外ならなかつたのである。然し乍らこの政治機能に於ける三權分立も、三大官廳の長官等の合議制によつて常に統一せられてゐたことは注目すべき現象であらうと思はれる。

さて世祖は以上の三大官廳を設置して中央の政治機構を整備する一方、阿里不哥を仆して遊牧封建勢力を挫き、更に山東の軍閥大都督李璿の叛の鎮定を機會として、漢人軍閥の勢力に一大鐵槌を下して、中央權力を地方に伸張せしめた。最早や漢軍萬戶府は統軍司の制令を奉ずる一兵團に外ならない。かく

の如く世祖は地方に中央權力を十分浸透せしめた後、地方行政機構の整備確立を企てたのである。既に設けられてあつた各路の宣撫司、その昇格せしめられた宣慰司を以ては、新事態に適應すべくもない。ここに新たに地方の大都會を中心にした新しい路の制が敷かれ、宣慰司に代つてその官廳たる總管府が登場する。即ち支那全土の十路の行制區劃は三十六に細分され、總管府は路を中心とする地方最高の行制官廳となつた。この總管府は中統末年より創められたものであつて、至元二年（一二六五）二月に至つてその條令が天下に公布せられた。⁽³⁾この地方行政に於ける路總管府は、地方軍閥に於ける萬戶府の地位に等しく、一方は民政權、一方は軍政權を掌握する官廳として兩者相統攝されることなく、共に中央官廳たる中書省、樞密院に管轄せられたのである。しかしながらこの地方行政權確立のための地方行政區劃の細分的傾向は、同時に、その上に立つてこれを地方的に統轄する上級官廳の必要を促した。ここに於て元朝では、既に至元元年（一二六四）八月より中書省の權限を地方に臨時的に出張せしめて所謂某某等處行中書省事と稱して、その方面の行政全般を總べしめたのである。しかし乍らこれは中書省の官員を派遣してその行政に與らしめた、いはゞ中書省の派出官廳とも稱せらるべきものであつて、決して定額の官員を有する獨立官廳ではなかつた。先づ路制が定められた直後、河南・山東・陝西の三方面に新條令による行中書省が設けられ、尙書省の平章政事趙璧、同じく廉希憲、中書左丞姚樞が赴いて、皇帝の權限を代表しつゝ、これが行使に當つたのである。かゝる性質を帯びた行中書省は、それが未だ

獨立的官廳でなかつたとはいへ、やがては元朝の地方行政組織を代表した獨立官廳へ移行すべき萌芽的なものと云はねばならない。かくして南宋の討滅並にその地域の占領によつて地方分權的行政組織が不可避となつた時、始めて獨立官廳としての行中書省が設立せられるに至つたのである。

この中書省と並んで論述せらるべきものは、元初に於ける財政官廳の獨立であらう。初め十路の宣慰司の下に監榷課稅所があつて、酒、鹽、鐵等の專賣收入並に商稅等を徵收したが、これは中統三年（一二六二）十二月轉運司に昇格せしめられ、中央には中書省の下に左右部の外、都轉運司が設けられて、^{アラマド}阿合馬がその長官に任せられた。それは更に國家の發展に伴ふ財政の膨脹に應じて至元二年（一二六六）正月には早くも制國用使司として中書省より獨立して、單獨に財政の全權を握るに至つた。これはやがて元朝獨特の財務の臨時官廳としての尙書省を出現せしめたことは興味ある事實である。

以上の如く、至元六年（一二六九）迄には中央には行政、軍事、監察といふ三大官廳の成立を見、地方にあつては、軍政・民政・財政との三權は、萬戶府・總管府・轉運司によつて分理せられることとなつたのである。世祖は更に行政機構の組織に對應して、法律の改定、人口の調査を行つた。即ち至元七年（一二七〇）全國に互つて人口調査を行つたが、これによつて、査定せられた總戶數は二百三十六萬、その中漢人は百九十三萬であつた。この戶籍は軍戶と民戶と匠戶と站戶その他に區分せられ、軍戶を七十二萬戶と定め、以て元朝の總兵力を決定したのである。⁽⁴⁾更に從來採用して來た金朝の泰和律はこの年を以て

廢止せられて、新たに元律が制定せられた。ここに元朝の中央集權的國家機構は名實共に確立したと云はねばならぬ。而して翌至元八年は支那の諸王朝に倣つて國號を易經の一節なる「大哉乾元」より採つて「大元」と定められたのである。この國號に現はれた世祖の儒教精神の採用こそ、大元帝國へ行くべき道を明示したものである。この意味に於て至元八年は元朝史上重視さるべき年でなければならぬ。

世祖は國內を充實する傍、多年の宿望たる南宋の平定を完成せんとして、對南宋戰線を強化した。南宋にあつては揚州、襄陽、重慶等に制置司をおき、江淮地方は専ら近衛の精兵を以て固め、荆湖並に四川方面は、生券軍、熟券軍と稱する募兵を以てこれに備へてゐたため、世祖は全國的攻撃の困難を悟つて、漢水の上流の襄陽より南宋への侵入を企てた。かくして至元五年より元軍の襄陽の包圍攻撃が始つた。この南宋最大の堅壘を誇る襄陽とその對岸にある樊城とを廻つて南宋軍と元軍との攻防戦は激烈を極めたが、至元九年(一二七二)の終に先づ樊城が陥つたため、襄陽の守將呂文煥も遂に元軍の歸順勸告に應じて下り、かくして南宋防禦線の一角は崩れた。ここに於て元朝側では、新たに南宋に對する全面的總攻撃の準備にとりかかつた。先づ從來の山東統軍司は正陽(安徽省壽縣)に移されて淮西行樞密院となり、河南統軍司は襄陽に移されて荆湖行樞密院となり、四川地方に設けられてあつた東西兩統軍司も夫々行樞密院(成都並重慶)に昇格せしめられた。中央の樞密院の權限の地方出張としてのこれらの行樞密院は、中書省の權限の地方出張としての行中書省と等しく、獨立せる常置の官廳ではなくして、今南宋總攻撃の準備

に當つて臨時的に設けられたものに外ならない。しかも元朝ではこの淮西及び荆湖行院の機能を更に強化するため、至元十二年(一二七四)三月行中書省に昇格せしめた。しかしながら荆湖淮西の二行中書省の對立は南宋作戰上、制令の不一致を招くといふ史天澤の上奏に従つて、淮西を行院とし、荆湖は行中書省として、統帥の全權を荆湖行中書省に集中せしめたのである、而して荆湖行省の左丞相には伯顔、史天澤の二人、平章政事には阿朮、右丞には阿里海牙(阿剌海牙)がそれと任せられた。これ、行中書省に中書省と同等の獨立の官員が設けられた最初であつて、行中書省の獨立を示すものと謂はねばならぬ。しかも興味あることは、行中書省を行樞密院より權限の大なる官廳として淮西行院をこの行中書省に分隸せしめたことである。即ちこの際に行中書省は明らかに軍政權も統帥權をも掌握したものであつたといはねばならない。今大軍を動員して南宋を討滅するに當つて、その軍政民政を分離せしめず悉く一元化したことは、作戰上から云つても當然な處置でなければならなかつた。やがて南宋の領土が平定されて、それを統治するに當り、この行中書省の制度は廣く適用せられ、一元的政治機構は多元化されて行つたのである。

至元十一年(一二七四)九月朔日元朝の南宋總攻撃の幕は切つて落された。荆湖行中書省左丞相伯顔、史天澤を始め平章政事阿朮、左丞阿里海牙等の諸將は、襄陽に相集うて先きに七十二萬戸に定められた軍戸より新たに召募した十萬の軍を加へて四十數箇の征行萬戸府を編成し、襄陽より出動を開始した。

正陽に於ける淮西行院にても塔出、董文炳等がこれに呼應して南下した。襄陽を出で、漢水を下つた伯顔の本軍は同年十二月揚子江に入つて、漢陽、鄂州（武昌）の堅壘を奪ひ、湖南方面には右丞阿里海牙に四萬戸府の兵を與へて經略を續行せしめて、己れは東へ向ひ、揚子江の流を下つて、黃州の陳巖、安慶の范文虎等の降を容れ、池州にては南宋の宰相賈似道が率ゐて邀撃し來る水軍を擊破して、十二年（一二七五）二月には早くも隊伍堂々建康（現今の南京）に入城した。ここに於て伯顔は董文炳等の率ゐる淮西行院の軍と相會して、いよいよ南宋の首都臨安を始め江淮一帶の攻略について慎重な計畫を講じ始めたのである。

折しも元朝は西北邊に於て憲宗の皇子昔里吉を中心として擡頭してきた遊牧的封建勢力の蠢動を抑止するため、伯顔を南宋戦線から一時召還したが、間もなく南宋戦線に歸還するを得た伯顔は、新たに策を建て、先づ建康に行中書省を開設し、伯顔自らその長官右丞相となり、阿朮は左丞相、阿塔海は右丞、董文炳は參知政事として江南一帶の全權を統べたのである。これは明らかに荆湖行省を建康に再現したものであつた。而して伯顔は一時歸還する以前に江淮地方の經略のため設置した鎮江の淮東行樞密院をこの機會に廢止して、これに代つて山東沂州より南下しつゝ、あつた淮東都元帥府の長官都元帥博羅歡にこの方面の經略を委ね、江西方面では宋都帶を都元帥、李恒を副都元帥として江西都元帥府下に軍を進めしめることとした。即ち江南の經略は荆湖行省に代つて新設せられた建康行中書省に一任せられたのである。

である。

十一月建康を發した伯顔の本軍は三道に分かれて南宋の首都臨安にと迫つて翌十三年（一二七六）二月臨安の郊外に到り、南宋の降服を受けて、三月臨安に入城した。臨安の陥落を聞知した江淮地帯の南宋軍は、意氣阻喪してやがてこの方面は淮東都元帥府の手中に歸し、江西にても宋都帶の軍は龍興を過ぎ早くも撫州に入つた。またこの建康行中書省と相並んで荆湖方面にては江陵に行中書省が設けられて、中書右丞廉希憲がこれに當り、阿里海牙の軍は潭州（長沙）を陥れて湖南方面を經略しつゝ、あつた。

先づ南宋の首都臨安と湖南の中心地潭州との陥落によつて、元朝は江南の行政機構の確立に着手して、建康行省並に江陵行省を改めて、至元十三年六月臨安及び潭州（長沙）に新行中書省を開いた。而して新たに宣慰司設立の條令が發布せられ、江南に於ける南宋の行政區劃であつた路が二道乃至三道に分かれたれ、各道に宣慰司を設けられたのである。これは以前の宣慰司とは異つた新しい官廳であり、行省の制令を奉じて道の行政權を掌るものとなつたのである。而もこの條令によれば宣慰司は行中書省官を以て兼任せしめたといふのであつて、いはゞ行中書省の派出官廳とでも云ふべきものであつたが、またその反面この新設の二行中書省が中書省より獨立した官員を有する最高官廳であつたことを窺はしめるものである。この宣慰司には更にのちに諸道都轉運使司乃至は都元帥府等が併合せしめられて、道の行政權は殆どこれを掌握するに至つた。然し漸く軍民兩權を區別せんとする中央の意向が決定せられた時、こ

の宣慰司には軍事上の要地に非ざる限り、内地に於ては軍政權は拒否せられることとなつた。

首都臨安を奪はれた南宋の殘存勢力は、その後には陳宜中、張世傑、文天祥、陸秀夫等に擁せられて、福建廣東地帯及びその海上に據を占め、復興運動を計つてゐたが、その努力も遂に空しく、至元十六年（一二七九）二月海上、福建方面よりは張弘範の水軍を、陸上廣東方面よりは李恒の軍の夾撃を受けて、遂に崖山の沖に潰えた。これを聞知した四川の南宋軍も軟化の色を示してやがて元軍の勢力に收められる。かくて南宋の全領土は元朝政權の支配下に歸することとなつた。

この物博地大で人口稠密な江南の地の併合は、一應整備せられつゝあつた元朝の政治機構に、更に新しい發展的時機を劃したものであつた。先づ尤大な人口を有する江南を支配し、政治組織を定めるに當つて考慮せらるべきことは、一般行政機構と共に軍事機構確立の問題でなければならぬ。ここに於てやがてこの地に適用さるべき行中書省の性質に興味ある發展過程を辿らしめるに至つたのである。

江南の地の行政的機構の樹立に當つては、先づ至元十五年（一二七八）六月、江南の地にも路制を布き、大都市を中心にして路總管府を配置した。その下に府、州、縣の制も江北と同様に適用せられたことと考へられる。これら道以下の行政區劃の制定によつて行中書省も漸く名實備はつた地方官廳と化して、續々と各方面に設立せられた。かくて江南には杭州乃至揚州を中心とする江淮行省、龍興（南昌）乃至贛州（江西省）を中心とする江西行省、福州を中心とする福建行省、鄂州（武昌）乃至潭州（長沙）を中心

とする湖廣行省が成立した。これらの江南の政治體制の整備に應じて、江北即ち内郡に於てもやがて汴梁（洛陽）を中心とする江北河南行省、京兆（西安）を中心とする陝西四川行省、甘州乃至寧夏中心の甘肅行省、咸平（開原）乃至北京（熱河省）（大寧縣）を中心とする遼陽等處行中書省等が造られ、また雲南には夙に雲南行省が設けられてゐたから、至元二十四五年前後には、略ぼ支那全土に十前後の中書省が建てられたわけである。ここに於て至元元年制定せられた行中書省の條令は、獨立地方の獨立の最高官廳としての行中書省に相應しく改められねばならぬ。かくして至元二十三年（一二八六）八月行中書省の新官制が發布せられた。即ち行中書省の長官は平章政事従一品二員と定め、その下に左右丞各一員、參知政事二員、僉行省事二員の官員を置いて、これを輔佐せしめたのである。⁽⁶⁾これを中書省の官員に比する時、左右丞相を缺き、官等の上から中書省の下位に立つものであつた。しかし乍らその管轄區域に對する行政については直接左右丞相の命令によらず、中書省とは別に新たに構成せられた内閣の決定に従つてその全權を總べるものであつたと考へられる。

なほたゞ重要と認められた江淮行省（その他の行省では臨時的に）は都省に準ずるといふ意味で左丞相一名が設けられたが、從來伯顔の荆湖行省乃至建康行省の設立にみられた如き左丞相二名または左右丞相一名といふ強大な權力を持つ行省の官制は、この條令によつて廢止せられたといふべきである。

行中書省は右の如き地方最高行政官廳として確立せられたが、從來荆湖行省乃至建康行省に見られた

如き軍政民政の兩權を管領する權限は一時縮少せられて、軍政權はやがて新設せられた行樞密院に奪はれ、行中書省は單なる行政官廳たるに止ることとなつた。然し乍らこれは行中書省の自然的な發展過程と見るべきものではなくて、寧ろ當時の江南の不安なる情勢に強制せられたものと見るべきであらう。南宋の勢力は既に崩壊したとはいへ、多年培はれた江南の地に於けるその勢力は、一舉にして覆へすべくもなく、その後もなほ南宋の系統を引く叛亂は止まず、江南の事態は必ずしも元朝に樂觀を許さなかつたのである。先づ至元十七年(一二八〇)福建の漳州を中心にして陳弔眼父子の叛亂が起り、征蠻都元帥府を設けてこれを鎮壓したかと思へば、至元二十年(一二八三)福建の建寧に黃華を首領とする畚族の大規模な叛亂が発生して、江西都元帥宋都帶がこれを殲滅した。この情勢に直面してその對策に苦惱した元朝は、遂に江南に行中書省より獨立した統帥機關の設立の必要を認め、至元十九年(一二八二)七月揚州と撫州に行樞密院を開設して、江南の軍備に當らしめたのである。然しこれは未だ軍政權の行政よりの分離を意味したのではなく、單に叛亂鎮定のため出動した軍團の統帥を掌つたに過ぎなかつた。

然るに江南の騷擾はなほ止まざるため、至元二十一年この方針は更に擴大せられて、行中書省毎に行樞密院を設け、江淮行省には建康(南京)に江淮行院を、江西行省にては撫州(江西省臨川縣)に江西行院を、荆湖行省には鄂州に荆湖行院を、四川行省にては成都に四川行院が設けられた。これを契機に盧世榮の奏上によつて至元二十二年(一二八五)四月都鎮撫司が設けられ、行政の軍事行政をも共にこの新設の行樞

密院に併入せられたのである。かくて一應江南の一般行政と軍事行政とは明確に區別せられて、前者は行省に、後者は行院の主管する所となり、行省と行院とはこれより官制上對立する地方官廳となつたのである。次にこれに關聯して地方軍團の狀況を述べよう。

南床の滅亡によつて一應江南を經略し終へた南下の蒙古軍並に漢軍の諸萬戶府は、各々北方の駐營地に歸還したが、元朝では國內の軍事體制確立のため、元朝の國族たる蒙古軍は除いて、從來の漢軍には新たに南宋の降服軍即ち江南新附軍を加へて新たに編成更へを行つて、至元二十二年二月管軍萬戶府設立條令が定められ、多くの管軍萬戶府が発生した。即ちこの管軍萬戶府は、達魯花赤がこれを總轄し、その下に管軍官として萬戶、副萬戶、鎮撫等の官員が配せられ、而もその萬戶府の包擁する兵員の多寡に従つて、七千人以上を上、五千人以上を中、三千人以上を下萬戶府として等級を設け、各萬戶府毎に所屬軍戶が定められたのである。而してこれらの萬戶府は、各々鎮戍地が定められて、駐營地より派遣せられて、江南の防備に當つた。今この江南に鎮戍した管軍萬戶府は、江南に新設せられた軍政官廳としての四行院に歸屬せしめられ、行院は都鎮撫司を通じて、諸萬戶府の統制を計つたのである。

江南に於ける行中書省と行樞密院との對立は、江南統治上、制令の統一を缺き、地方官によつて屢々その不便が奏上せられた。しかし乍ら當時の江南の情勢は未だ行樞密院を解消せしめず、却て強化せねばならぬ情勢にあつた。至元二十四年(一二八七)廣東に起つた鐘明亮を首領とする苗族の叛亂は、江

西、福建の地を蔽ひ、また湖南方面にても騷擾が絶えず生じて、不安な状態を現出せしめてゐたからである。しかしこれらの叛亂も世祖末年には漸く鎮定せられたので、成宗の即位せる元貞元年（一二九五）成宗は、宿臣伯顔の遺言によつて行院を廢止し、都鎮撫司を行中書省に併入せしめて、管軍乃至鎮戍萬戸府を支配總轄せしめて、江南統治體制の一元化を計ることとなつた。かくて行中書省は再び軍政民政を司る地方の最高政治機關となつたのである。

再び地方の最高行政軍事機關と確立せられた行中書省と相對立して地方に置かれたものに、行政監察機關としての行御史臺が存する。この行御史臺は腹裏の監察を行ふ中央の御史臺と相並んで、各々江南方面と雲南・四川・陝西方面とに設けられた。江南行臺は至元十四年江南平定後直ちに開設せられたもので、江南の三省を支配し、雲南・四川・陝西行臺は、至元二十七年中慶（昆明）に設けられて雲南行臺と稱せられ、大德四年京兆（西安）に移されて陝西行臺と呼ばれ、陝西・甘肅・四川・雲南の四省を統べたもので、行中書省に隸屬することなく相對立してその行政を監察するものとなつた。かくて行中書省はその性質上始めより行政監察を管轄し得なかつたものであることは明らかである。しかし乍ら司法權は夙に行中書省の司る所であつて、この意味に於ては一時行樞密院の獨立によつて軍政權を剝奪せられた時期を除いては、行政監察を除く外、悉く全權を集中して完全な獨立官廳となつたものと謂はねばならぬ。

以上の如く行中書省は初めは、特定の地方に特定の目的を以て設置せられた中書省の派出官廳に外ならなかつた。それが至元元年八月の行中書省條令によつてその行政權の内容が規定せられて、一應行政官廳の性格を有するに至つた。更に南宋總攻撃に際して設けられた荆湖行中書省に至つて、完全なる獨立官廳としての形態を帯び、戰亂の終了後は統帥權は樞密院に歸屬することとなつたため、その他の一般行政權を掌握する地方最高の官廳として成立した。その間行樞密院の設置によつて一時軍政權をそれに奪はれたこともあつたが、成宗の即位以後は、兩者を併せて、ここに元朝の行中書省官制が名實共に確立せられたのである。

行中書省の確立は、地方行政機構の確立であり、それは略ぼ世祖忽必烈の時代に完成せられて、成宗以後、元朝の政治機構は定められたこの軌道の上を進んで行つたに過ぎない。従つてこの節は世祖時代に於ける行中書省官制の確立を以て擱筆し、次に移りたいと思ふ。

- (1) 元史世紀本紀中統元年五月の條
- (2) 元史食貨志稅糧並に科差の條
- (3) 愛宕松男氏「元代都市制度とその起原」(東洋史研究第三卷第四號)
- (4) 元典章兵部軍籍の條
- (5) 青山定雄氏「宋元時代の社會經濟史料」(東洋學報第二十五の二)
- (6) 青木富太郎氏「元初の行省について」(史學雜誌第五十一編第五號)

(Ⅱ) 元朝に於ける統治形態の構造

世祖忽必烈によつて開かれた元朝政權は、政治的地盤を北支那に置き、經濟的地盤を南支那におく專制的官僚國家であつた。蒙古帝國時代より存続してきた遊牧的封建勢力の中大なるものは、阿里不哥の亂と共に元朝政權から離脱して獨立し、また滿洲東蒙古地方にあつて依然として強大な遊牧勢力を代表してゐた乃顔の黨は、西方の遊牧勢力と妥協して、至元二十四年（一二八七）元朝に抗したものの、間もなく顛覆せられて消滅し、元朝の領土となつた蒙古及び支那の地に於ては、皇帝忽必烈の絶対權力は明らかに強化せられた。從來の蒙古皇帝の権限を見るに、それは部族會國家の遺制たる選舉王制の習慣に従つて、宗族會議の變形した、クリルタイと稱する宗族會議に於て、宗族及び勳臣の合議的推戴を経て皇帝の地位を獲たものであり、⁽¹⁾従つて常に遊牧的封建勢力の調和妥協の上に成立したものであつた。しかるに既にこの舊例を無視した世祖の即位とこれに伴ふ遊牧封建勢力の失墜によつて、皇位即位の儀式をクリルタイと稱するに至つた。かゝるクリルタイそのものの變質化は、蒙古帝國に於ける皇帝權の伸張に伴ふ現象に外ならない。世祖はかゝる過程に於て樹立した專制君主權をば、更に支那的國家機構を採用することによつて強化しようと試みた。かくしてかれは從來蒙古民族の貴族分子によつて構成せ

られてきた怯薛歹を、皇帝の絶対權力の支柱として、新たに設けた官僚的國家體制の中に編入して元朝の世襲的官僚貴族階級を形成せしめ、以て漢人社會を支配すると共に、この世襲的官僚貴族に圍繞せられた皇帝の権限を絶対化したのである。かゝる皇帝の権限の絶対化の過程の中に、蒙古帝國の遊牧的要素と支那の專制的官僚要素とが巧みに一元化せられ、蒙古貴族を世襲的官僚群と仰ぐ專制國家組織が成立した。この意味に於て元朝の政治體制は明らかに一元的傾向を帯びたものであつたと謂はねばならない。然し乍ら南北支那の統一による異質社會は、人口の偏在と經濟的重心の壓力に妨げられてこの一元化的構造をその儘普遍化することを許容しなかつた。ここに於て地方にあつては、執政の全權を統べる行中書省が出現したのである。この行中書省は元朝に於ける地方分權機構を代表するものである。従つて元朝に於ける統治機構を見るには、先づ一元的統治機構たる中央の政治組織を検討し、且つ地方の行省との關聯に於て地方分權的實情を窺はねばならない。先づそれに先立つて皇帝並に皇室を維持した宮廷官府の内容を見たいと思ふ。

(一) 皇帝及び皇室官廳

元朝の皇帝は專制的官僚國家の絶対的支配者であり、従つて何ら制肘せられることなく、統治權を行使しうるものである。而してこの絶対者たる皇帝を繞つて構成せられた宮廷官廳は、元朝にあつては、

一般政治體制とは異つて明らかに二元的性格を帯びてゐたものと考へられる。それは則ち從來の蒙古的宮廷機構を新に採用せられた漢人的宮廷機構との併立である。前者は怯薛歹によつて代表せられ、後者は宣徽院以下の諸官廳によつて代表せられる。しかしながら並存とはいへ、必ずしも相對立してゐたものではなく、寧ろ交錯し補充し合つてゐたものが多いやうである。

(a) 蒙古宮内官制(怯薛歹)

怯薛歹とはその節の初めに説明した如く、太祖成吉思汗の時、千戸百戸等蒙古貴族階級の子弟を以て構成した宮内官の集團である。始めは定額一萬人であつたが、世祖の時は一萬二千人に増額せられ、更に至順年間一萬五千人に及んだこともあつたが、一萬人が定額とみなされた。この一萬人乃至一萬二千人は四怯薛に分かれたれ、各々怯薛長によつて統轄せられた。この怯薛歹の長として、第一の長は博爾忽爾諾顔の一族の者、第二の者は博爾朮諾顔一族の者、第三の長は木華黎諾顔一族の者、第四の長は赤老溫一族の者が世襲して、各怯薛歹を率ゐて三日四交替に宮廷に出勤した。その職掌は、元史百官志に冠服弓矢食飲文史車馬廄帳府庫醫樂巫祝之事を分つとあり、その官員には次の如きものがあつた。

- (1) 火兒赤・昔寶赤 (弓矢鷹隼を司る)
- (2) 札里赤 (聖旨の書寫を司る)
- (3) 必閣赤 (一般文書を司る)
- (4) 博爾赤 (天子の飲食を司る)
- (5) 云都赤・闊端赤 (帶刀弓矢を司る)
- (6) 八兒哈赤 (倉庫を司る)

- (7) 答剌赤 (酒庫を司る)
- (8) 兀刺赤・莫倫赤 (車馬を司る)
- (9) 速古兒赤 (衣服等を司る)
- (10) 帖麥赤 (駱駝を司る)
- (11) 火爾赤 (羊を牧する)
- (12) 忽刺罕赤 (捕盜を司る)
- (13) 虎兒赤 (音樂を司る)
- (14) 霸都魯 (勇敢な闘士)
- (15) 扯兒必 (家畜を司る)
- (16) 玉兒赤 (天幕を司る)

右に見るやうに怯薛歹の職官は極めて複雑多岐なものであつた。これが更に如何やうに統制せられてゐたかは不明であるが、この怯薛歹は單に皇帝のみではなく、また皇后、皇太子及びその他皇族にも分與せしめられてゐて、各々勤務したやうである。ともあれ、この怯薛歹の内部構造こそ、漢制化せられた環境内にあつて残存してゐた唯一の遊牧的官制であり、且つまた蒙古遊牧勢力の根源地帯として、將た元朝の貴族官僚の出身地として重要な役割を帯びてゐたのである。次にこれに對應する漢制による宮内官制を見よう。

(b) 漢制による宮内官制

(1) 宣徽院 皇帝並に怯薛歹の糧食及び皇室主宰の宴會等のことを司る。至元五年の設立にかゝる。官員は宣徽院使を長官として、同知、副使、僉院等が存し、皇慶元年以降長官院使(従一品)は六員、同知以下二員と定められた。附屬官廳としては、光祿寺(米麴の起運を司る官府)を始め尙飲局、尙醞局、柴炭局、尙舍

寺(共に大都と上都に各々存す)、尙珍署、尙牧署の外、淮東淮西屯田總管府及び所屬の各倉庫が存する。

(2)大禧宗禪院　これは神御殿、朔望、歲時、諱忌のことを司る。天曆二年會福、殊祥の二院を合して置く。官員は長官大禧宗禪院使(從一品)の外、同知、副使、僉院、同僉、院判あり、院使六員、同知以下二員である。附屬官廳は、佛教を尊崇した元朝のこととて極めて多い。隆禧總管府(南鎮國寺の官府)、會福總管府(大護國仁成寺及昭應宮の官府)、崇祥總管府(大承華普慶寺の官府)、隆祥總管府(大承天護聖寺の官府)、壽福總管府(大聖壽萬安寺の官府)等の五總管府の外、更にこれに附隨する數多の營繕司、營田提舉司、諸倉庫等を總轄してゐた。佛教寺院の維持が、元朝宮廷財政を如何に膨脹せしめてゐたかは、これによつて明瞭に窺はれる。

(3)太常禮儀院　これは宮廷の大禮、宗廟、社稷、封贈等の儀禮を主宰する。初め太常寺といふも、のち院に昇格せらる、官員は長官太常禮儀院使(正二品)、同知、僉院、同僉、院判あり、長官以下總べて二員である。これは太廟署、郊祀署、社稷署、大樂署等の四署を總轄する。

(4)典瑞院　寶瓊、金銀、符牌の事を主宰する。初め符寶局といふも、のち典瑞監、更に院に昇格する。官員は長官典瑞院使(正二品)、同知、僉院、同僉、院判があつて、長官は四員、同知以下二員。附屬官廳はない。

(5)大醫院　宮廷の醫事を主宰する官府、長官は大醫院使(正二品)、十二員、同知以下二員。附屬官府として廣惠司、御藥院、御藥局、大都惠民局、上都惠民局等がある。

(6)將作院　金玉、珠翠、犀象、寶貝、器皿、刺繡、段疋等、諸種の製造を司る。歷朝の將作院とは異つて宮廷官衙の營繕のことには關與してゐない。官員は長官院使七員(正二品)以下同知、同僉、院判各二員である。附屬の官府として、諸路金玉人匠總管府(正三品)、異樣局總管府(正三品)、大羅等路民匠總管府(正三品)等を總轄する。

(7)侍正府　内廷侍從の官府。至順二年に始めて置かる。長官侍正(正一品)十四員以下同知、參府、侍判各二員あり、附屬官府としては奉御二十四員が存する。なほ注目すべきは、この官府は四百人の速古兒赤を管領してゐたことで、これ蒙古獨特の怯薛歹と漢風による宮内官制と相交錯してゐたよき例であらう。

(8)給事中　皇帝の言動並に諸臣の奏事を記録する官府。長官給事中(二員正四品)歴代のそれと異り、起居注を兼修する。以下、左右侍儀、奉御、同修起居注各一員の官屬があつた。至順二年の創設にかゝる。

(9)太府監　宮廷内の錢帛の出納を主宰する。官員は長官太卿(正三品)・太監・少監・監丞あり、太卿、太監は六員、少監、丞は五員である。附屬官府は内藏庫及び左右二庫ありて、提點及び大使これを司る。

(10)章佩監　皇帝の御服、寶帶を主宰する。官員は長官監卿(正三品)五員、太監四員、少監二員、

監丞二員あり、附屬官府として異珍庫等があり、提點大使これを司る。

(11) 秘書監 宮廷に藏せられた歴代の圖籍陰陽の圖書を司る。長官秘書卿(正三品)四員の外、太監・少監・監丞各二員を有する。

(12) 度支監(利用監) 馬駝に芻粟を供與するを司る。至大二年の設立にかゝり、一時利用監と稱せらる。監卿(正三品)八員の外、太監・少監五員・監丞四員等がある。

(13) 中尙監 大幹魯朶位下の怯憐口の事務及び内府の帳房車輿等のことを司る。ここに云ふ大幹魯朶とは、成吉思汗の大幹魯朶ではなく、在位の皇帝の幹魯朶を指すものと解せられる。長官監卿(正三品)八員の外、太監以下二員を有する。附屬官府として資成庫があつて、帳房の製造を司つた。

(14) 經正監 皇帝直屬の納鉢ネトツク即ち遊牧地の行政事務一般を司る。長官を太卿(正三品)といひ、一員あり、その下に監以下二員を有する。

(15) 尙乘寺 皇帝の輿輦及び馬匹の事を司る。至元二十四年太僕寺より分離さる。長官は卿(正三品)四員、太監以下は二員である。資乘庫があつてこれに屬する。

以上の外、皇帝の遊獵供需を司る尙供總管府(正三品)、察罕惱兒行宮及びその營繕を司る需々總管府(正二品)等があつた。これらの諸院、諸監及び諸寺等は、從來の支那の王朝にも見られたものが多いが、また蒙古獨特のものも少なからず、そのため極めて官屬が多く、且つ複雑であつた。而もこの際注

目すべきは、これら支那風の宮内官府が多くは怯薛歹の出身にかゝる蒙古人であることで、語を換へて云へば、怯薛歹がこれらの官府に解消せられてゐたといふことができる。この意味では蒙古官制も支那官制も一元化せられてゐると言はねばならぬ。

(c) 皇后及び皇太子所屬の官府

(1) 中政院 これは中宮に關する一切の行政事務を司る官廳である。成宗の元貞元年始めて設けられて、中御府と稱せられたが、後に中政院に陞格した。長官は中政院使(正二品)と云ひ、七員あり、その下に同知、僉院、同僉、院判等の官屬があつた。附屬機關としては寶冊を司る中瑞司、營繕一般を司る内正司の外、御位下管領隨路民匠打捕鷹房納綿等戶總管府の中政院に移管せられて設けられた翊正司、南宋の宮廷財政の源であつた江浙方面の官田を沒收して中宮下に附屬せしめたため生じた江浙等處財賦總管府、また遼陽等處鐵冶都提舉司、或ひは各路に散存する怯憐口二萬九千戸を支配する管領本投下怯憐口隨路諸色民匠打捕鷹房都總管府があつた。即ち中政院下に屬する財政收入關係の官府は次の如くでもあつたらうと考へられる。

管領上都等處都色人匠都提舉司

(イ) 翊正司(正三品) 管領隨路打捕鷹房納綿等戶都提舉司

管領歸德亳州等處管民提領所

- (ロ) 江浙財賦都總管府(正三品)
 - (ハ) 管領大都等路打捕民匠等戶總管府(同右)
 - (ニ) 管領諸路打捕鷹房民匠等戶總管府(同右)
 - (ホ) 管領種田打捕鷹房民匠等戶萬戶府(同右)
 - (ヘ) 海西遼東哈思罕等處鷹房諸色人匠怯憐口萬戶府(同右)
 - (ト) 本位下怯憐口隨路諸色民匠打捕鷹房都總管府(同右)
- 以つて中政院の財政が豊かであつたことが容易に想像されよう。

(2) 儲政院(詹事院) これは皇太子に關する一切の事務を管掌する。初め詹事府乃至詹事府と稱せられ、官員も長官左右詹事以下副詹事、詹事丞、院判等があつたが、天曆二年儲政院と改められ、長官儲政院使(正二品)六員、同知・僉院・同僉・院判等二員によつて構成されることとなつた。たゞこの官府は常置のものでなく、皇太子が存する場合のみ置かれ、皇太子なき時は皇太后の位下に屬せしめられて徽政院と稱せられた。詹事院乃至儲政院としては、皇帝の例に倣つて家令司(皇太子の飲膳、庫のことを司る)、延慶司(佛事を司る)、典用監(内府供給の布、帛、寶物を司る)、典醫監(皇太子の侍、醫を司る)、典牧監(皇太子の馬、匹を司る)、儲膳司(皇太子の飲膳、庫のことを司る)、典寶監(皇太子の御寶、帶衣、服を司る)等が置かれた。即ち家令司は宣徽院、延慶司は太禧宗禋院、典用監は太府監、典醫監は太醫監、典寶監は章佩監乃至典端院、典牧監は尙牧監等に相當するものと思はれる。然るに詹事院が徽政院と改稱

せられた時は、家令司は内宰司に、延慶司は章慶司に、典醫監は掌醫監に、典用監は甄用監に、典寶監は掌謁司に、典牧監は群牧監にそれ〴〵改稱せられた。然し内容には別段變化はなかつたものと考へられる。この儲政院に所屬する財賦關係の官衙には次の如きものがあつた。

- (1) 管領怯憐口諸色民匠都總管府(正三品)
 - 管領大都怯憐口諸色人匠提舉司
 - 管領上都怯憐口諸色人匠提舉司
 - 雜造人匠提舉司
 - 上都諸色民匠提舉司
 - 金銀器盒局
- (2) 隨路諸色人匠都總管府(正三品)
 - 雲州管納色提領所
 - 大都等路諸色人匠提領所
 - 成製提舉司
- (3) 管領大都等路打捕鷹房膳粉人戶總管府
- (4) 管領本投下大都等路怯憐口民匠總管府
- (5) 管領諸路怯憐口民匠都總管府
- (6) 江淮等處財賦都總管府

(7) 汴梁等路管民總管府

これによつても、儲政院の財政の豊かさの決して中政院に下らなかつたことが察せられよう。
なほ中政院及び儲政院に屬する侍衛軍團として、左・右・中の威都衛の存在を擧げねばならない。至元十六年世祖は皇帝の侍衛軍團の組織に倣つて、東宮の侍衛軍團として一萬人を以て東宮侍衛親軍都指揮使司を設けた。これが成宗朝に入るや、詹事院の廢止によつて中政院に屬して左都威衛と改稱された。またこれと相並んで世祖の時五投下の軍を以て編成した蒙古侍衛親軍都指揮使司がこれとともに、隆福宮の右都威衛となつた。以上が中政院所屬の左右都威衛である。なほ中都威衛が仁宗朝の時初めて設けられた。これは世祖の時設けられた大同屯儲萬戶府が武宗の時侍衛親軍に改編され、更に仁宗朝に至つて徽政院に屬して中都威衛と名づけられたものである。しかし英宗の即位と同時に、忠翊侍衛親軍と改名し諸色目衛の中に編入されてゐる。

(d) 斡魯朶所屬の官府

元朝の帝室は前皇帝の後宮即ち斡魯朶 (Ordo) を保存して各々官衛を設けてこれを總轄せしめた。就中太祖成吉思汗の斡魯朶は尤大なことで著名であり、且つ元帝室の始祖の斡魯朶として極めて尊崇せられた。

(1) 太祖四大斡魯朶の官府

(イ) 内史府 (秩正二品)

管領保定等路阿哈採馬兒諸色人匠總管府 (第一斡魯朶の事務を司る)

管領打捕鷹房民達魯花赤總管府 (第二斡魯朶の官衛)

(ロ) 隨路諸色民匠打捕鷹房都總管府 (秩正二品)

管領隨路諸色民匠打捕鷹房等戶總管府 (第三斡魯朶の官衛)

管領隨路打捕鷹房諸色民匠怯憐口總管府 (第四斡魯朶の官衛)

以上の如く太祖斡魯朶は、所轄官衛も多く、且つこれを總轄する内史府は、内史 (正二品) 九員、中尉六員、司馬四員、諮議二員、記宗二員等の官員より成り、延慶司、斷事官司、典會司等を屬せしめ、北邊に派せしめられた諸王がこれを總べたのである。更に太祖以下太宗・定宗・憲宗三朝の斡魯朶については何等文獻に徴すべきものがないが、世祖以後については次の如くである。

(2) 世祖の斡魯朶——長信寺 (秩正三品)

(3) 成宗の斡魯朶——長慶寺 (同右)

(4) 武宗の斡魯朶——長秋寺 (同右)

(5) 仁宗の斡魯朶——承徵寺 (同右)

(6) 英宗の斡魯朶——長寧寺 (同右)

(7) 明宗の斡魯朶——章徵寺 (同右)

(8) 寧宗の斡魯朶——延徽寺(正三品)

右の中泰定帝の都魯朶を統べる官銜の名が見えないが、これは帝の死後に起つた皇位繼承問題の内訌に際して、泰定帝派が敗北してその跡を斷つたからであらう。なほ文宗の斡魯朶を統べる官銜としては、元史百官志には昭功萬戶都總使司(正三品)が存し、この下に宮相都總管府、管領諸路打捕鷹房納綿等戶總管府、繕工司等の官銜を總轄したと見えてゐるが、これは百官志が文宗時代に編纂せられた經世大典よりその當時の記載をそのまま、轉載したからであつて、やがてはこれも他の諸皇帝の斡魯朶の官銜と同様に縮少さるべきものであつたと考へられる。而してこれら斡魯朶の諸官銜は皇帝在位の時と同様に幾多の提舉司、長官司等を支配して、かれらに與へられた投下の人匠怯憐口を統べたのであり、その財政は中央より充分保證せられてゐたのである。従つてかゝる官銜は時代と共に増加し、それに伴うて官廷の財政も膨脹して行く運命にあつた。元朝の財政は實にかゝる官廷財政に老大な部分を奪はれなければならなかつたのである。⁽³⁾

以上皇帝の外、皇后皇太子及び諸斡魯朶の宮内官制を概観するに、何れも漢制による官府以外に怯薛歹が附與せられたのであつて、この點遊牧的生活を營みつゝ、農耕社會よりの收入に依存した蒙古社會の二重性を反映して、未だ内部生活にあつては支那的に十分に一元化せられなかつたものと見られねばならぬ。

(二) 中央統治機構

元朝の統治組織は皇帝の大權の下にあり、その機能に於て行政、軍事、司法監察の三方面に分かれたれ、中書省が行政權を、樞密院が軍政、軍令權を、御史臺が監察權を管掌した。即ちこの省・院・臺は中央の最高官廳として存立し、この三權分立の下に天下の萬機は決裁せられたのである。この外になほ臨時的ではあつたが、財政省としての尙書省の存在も注意されねばならない。以上の一般官廳の外に、中央特別官廳として、宣政院、太宗正府、大司農司、通政院、都水監、司天監、回々司天監、太僕寺、武備寺、崇福司などが存し、また諮問機關としては集賢院、翰林兼國史院、奎章閣學士院などが存した。而して合議制の最高執政機關としての元朝の内閣とも云ふべきものは、中書省を中心として、樞密院、御史臺の中央三大官廳の外に、諮問機關をも加へて構成せられたのである。

(1) 中書省

中書省は長官を中書令(正一品)と云ひ、その下に右丞相、左丞相各一員、平章政事二員(以上は皆從一品)があつて宰相と稱せられ、右丞、左丞各一員(正二品)、參知政事(從二品)二員はこの宰相を輔佐するものとして副宰相と呼ばれる。この中書省は世祖忽必烈の即位した中統元年五月の創設にかゝり、舊々が右丞相、王文統が平章政事、張文謙が右丞に任せられたが、當時は定員はなかつた、そののち、

地方に行中書省を出張せしめて、その方面の軍事行政一般を統轄せしめるに及び、中書省の官員を増して、これに當らしめたため、左右丞相が一時五員に上つたこともあつたが、至元二十三年七月の官制組織令の發布によつて、行中書省官制が完全に中書省より獨立することとなつて、中書省官制は右の如く定められたのである。

長官中書令は樞密院の長官樞密使と共に歴代皇太子の兼任する所であつた。これは世祖忽必烈が皇太子眞金（裕宗）を兼任せしめたに類する。従つて中書省の實権はやがてその下の左右丞相に移つた。左右丞相の中、左より右を尊ぶ蒙古人の習慣に従つて右丞相が左丞相より上位に置かれて、右丞相が宰相の首班としての實権を握つた。この左右丞相の下に平章政事がおかれて中書省事を分任したが、これは一般の平章政事即ち後述する議事平章とは區別せられて特に中書平章政事と呼ばれた。議事平章も中書平章政事と共に官制上は中書省に隸屬せしめられてゐたが、最高合議機關を構成する一員たるの地位を占めた點に於て中書平章政事とは區別さるべきものである。この議事平章の外、更に平章軍國政事をも加へるときは、平章政事の定員は五員となる。以上は中書省を構成した宰相である。これを輔佐する副宰相は、左右丞各一員と參知政事二員の四員であるが、ここに於ても丞相の場合と同様に右丞が左丞より地位が上に置かれた。右丞はのちに二員に増員され、その中の一員は議事右丞として副宰相を代表して閣議に參與したのである。

中書省は元朝の内閣とも稱すべき最高合議機關を組織する権能を有し、且つその審議決定を経た政策を皇帝の宣命並に勅牒として、樞密院、御史臺及びその他の官廳に之を傳達し、また所屬の行政事務局たる六部に對してその執行を命ずる機關である。この外凡そ國事に關する上奏はこの中書省の掌る所であり、また正六品より從四品までの官吏の任免權をも有してゐたのである。従つて中書省は執政機關としてはその機能の一部を有するに過ぎず、寧ろ中書六部を支配した意味に於ては、最高行政官廳と見做すべきものであらうと思はれる。

中書省は亦下級官廳の天子への上奏を司る機關として、その下に參議府を有する。これには參議中書省事（正四品）四員があつた。更にその下には左右司が存した。これには門下省なき元朝では、初め宋の門下省制に屬した給事中及び中書舍人の職能をも併入したが、主として六部の奏事を検討して、中書省へ連絡したものと考へられる。最初は左右司は一司であつたが、至元十五年以後左司と右司とに分かれた。各々郎中（正五品）、員外郎、都事各二員によつて構成せられて、左司は吏禮房・知除房・戶雜房・糧房・銀鈔房・應辦房に分かれ、右司は兵房・刑房・工房に分かれた。

行政事務局としての中書六部は、地方の各地の行省を統轄し、且つ便宜的に中書省管轄下の腹裏の行政をも總べるものである。これは始めは左三部、右三部に分かれ、左右部と總稱せられて、中書省より獨立した行政事務局であつたが、至元元年改めて最高執政機關としての中書省に屬せしめられ、更に吏

禮・戸・兵刑・工の四部に分つて行政事務を擔當した。しかるに至元二十三年七月の官制組織令によつて、歴朝の如く吏・禮・戸・兵・刑・工の六部に復活せしめられたのである。各部は何れも長官を尙書（正三品）といひ、三員によつて構成せられ、次官を侍郎（二員）といひ、官屬には郎中、員外郎各二員あつてこれを輔佐する。この元朝の六部長官の三員制は、中央の行政事務に於ける多數長官制であり、かゝる六部の合議制的組織は、元朝に至つて始めて現はれた事象で、元代官制の普遍的特徴と見なさるべきものである。

吏部は官吏の任免黜陟等の事務並に法規を取扱ふ行政事務局であつて、官制上從七品以下の官員並に吏員の調補を行ふ。正六品以上より從四品までは中書省がその任免に當り、正三品以上は、皇帝の直接の任命大權に屬する。この吏部には附屬機關は存しない。

禮部は國家の祭祀、禮樂、朝廷の儀式宴會等を掌るもので、その職掌は太常禮儀院と幾分交錯してゐる。附屬機關としては侍儀司（即位册后建儲等の朝令を司る）、拱衛直都指揮使司（儀仗の控鶴戸、六官を司る）、儀鳳司（樂工供奉祭饗の事を司る）、教

坊司（承應樂人及び興和の者を司る）の外、會同館（外國使臣の謁見所）、白紙坊、掌薪司、儀從庫、廣樂庫等があつた。

戸部は國家收入の出納、紙幣の印造發行等を掌る事務局で、その附屬機關としては、國家收入の保管をする都提舉萬億庫即ち資源（紙幣）、廣源（香藥）、綺源（諸種の布帛）、賦源（絹絲）の四庫、紙幣の印造を行ふ諸色寶鈔提舉司等あり、後者は更に寶鈔總庫、印造寶鈔庫、燒鈔東西兩庫を有した。この外、便宜的に腹裏

内の諸種の稅務局乃至漕運局をも總轄してゐた。即ち大都宣課提舉司、大都酒課提舉司、京畿都漕運司、河西務都漕運司、檀景等處採金鐵冶都提舉司、大都河間等路都轉運鹽使司、山東東路都轉運使司、河東陝西等處都轉運鹽使司はこれである。

兵部は交通、通信、兵籍、屯田等の事を司る事務局で、兵部とはいふものの、統帥權、軍事行政權は委ねられてゐない。なほ通政院が建つに及んで交通機關の管轄はこれに移つた。兵部には大都陸運提舉司の外、哈贊大王、別吉、定王等の三つの本位下打捕鷹坊等都總管府が屬してゐた。これは兵部が所轄事務の閑散なために附帶せられた便宜的な所屬に外ならない。

刑部は刑法の制定、大赦令の發布、犯人の沒收財産の處理、獄具の規定等を司るもので、いはゞ司法の附帶事務を司つたに過ぎない。これには腹裏内の司獄司、司籍所が屬する。

工部は諸官衙及び諸寺院の營造關係一般事務及び官府所管の各種の工場等を管掌するもので、附屬機關としては、諸色人匠總管府（灶像提舉司、銅局、木局、鑄鐵局、油漆局、田蠟局提舉司、銀局、石局、瑪瑙玉局等々）、諸司局人匠總管府（大都鑄局、大都染局、提舉左右八作司（内府關係の柳貨柳器漆器及び都局院造作の鑄鐵銅局））、大都人匠總管府（綉局、紋錦總院、涿州羅局）、隨路諸色民匠都總管府（仁宗潛邸の時造人匠）、茶迭兒局總管府（諸色人匠造作）等あり、その外なほ數十に及ぶ皮貨所、織染提舉司を管掌した。

以上の六部の中、吏・禮・戸は左三部、兵・刑・工は右三部として各々檢校所を有し、左右部共通のものとして各々照磨所あり、左右部架閣庫はその文書を保管した。

この六部の内容を概観するに、左三部にては國家財政を掌る戸部が、附屬官廳も多く極めて事務繁忙であり、右三部に於ては諸官衙の營繕の外、各種の政府管轄の工場を管轄する工部が負擔最も過大であつた。その他左三部の兵・禮、右三部の兵・刑の四部は、この戸・工二部に比する時、事務閑散であつて、元朝の六部は戸部と工部とを中心に構成せらるべきであつたと言はざるを得ない。⁽⁶⁾されば世祖は始めより中書六部の分立を認めず、左右二部制を採用したのであるが、やがて四部制となり、至元二十三年以降儒者の懇請を容れて舊來の如く六部制となしたものである。しかしかゝる行政各部の形式的整備は、行政事務の整理乃至改革を意味したものでなく、従つてその結果、戸部及び工部等はその主管事務を吏員たる所屬の官吏に行はしめ、その繁忙な附帶事務を處理するに當つては數多の附屬官府を設くるの餘儀なきに至つたものである。かくの如き附屬官府の多き六部制は、やがて明清に至つて六部に於ける清吏司の如き直屬の分局分課即ち各曹の復活を促したものであり、元朝のそれはいはゞ明清の六部制へ變化すべき素地をなしたものと認められる。

(2) 樞密院

樞密院は長官を樞密(院)使(從一品)といひ、この下に知(樞密)院(事)(從一品)六員、同知(樞密院事)(正二品)四員、樞密(院)副使(從二品)二員、僉(樞密)院(事)(正三品)二員、同僉(樞密院事)(正四品)二員(樞密)、院判二員等が存する。この樞密院は中統四年五月の創設にか、

るもので、更に初めは樞密副使二員、僉書樞密院事一員を置くに止つたが、やがて宋の制に倣つて知院・同知・院判を置き、至元二十三年には樞密知院の外、同知樞密院事一員、樞密院副使二員、簽樞密院事二員樞密院判一員と定められたが、その後延祐年間に至つて前記の如く定められた。

長官樞密院使は中書令と共に皇太子の兼任する所であり、従つて實權は自ら知院に移つた。世祖忽必烈の時、これに任せられたものは、伯顔のみである。然るに樞密院にはこの外執政機關たる中書省との關係に於て、平章軍國重事(從一品)といふ官職が設けられ、樞密院より中書省に赴いて、樞密院事の上奏に與つた。世祖朝に於ては、史天澤、耶律鐔等がこれに任せられてゐる。この平章軍國重事は年と共に權力を増大して、やがて錄軍國重事と改められ、知院に代つて、樞密院の事實上の長官の地位に昇るに至つた。即ち武宗は即位の初めこの樞密院の機構を擴大して、平章軍國重事を二員に増員したが、その後間もなく錄軍國重事(從一品)なる官職を新たに設けて從來の平章軍國重事に代らしめ、これを今後樞密院の事實上の長官として、軍國重事即ち元朝最高の統帥權を掌握せしめたのである。この錄軍國重事は樞密院を代表して、従前の平章政事と同様に内閣の一員を構成することとなつた。なほ四怯薛からも一員が選ばれて樞密院の官員に任せられてゐるが、これは怯薛等に軍政に關與せしめようとしたもので注目に値する。⁽⁷⁾

樞密院は最高統帥機關として、天下の軍令權、軍政權を掌握する。たゞ地方にあつては軍政權は行中

書省に委ね、腹裏に於てのみ軍政權をも掌握した。しかし統帥權は常に樞密院に集歸せしめられてゐたのであり、たゞ國家非常時に際してのみ、樞密院の官員が地方に出張して行樞密院を開いたのである。この行樞密院の最初のもものは、樞密院の設けられた中統四年十月に置かれた成都の四川行樞密院であらう。また江淮方面にても至元年間に入つて山東、河南統軍司が行樞密院に昇格し、且つ四川方面も成都と重慶に西川行院、東川行院が設けられて、四行院が並び立つたことがあつたが、やがて整理せられて、江南の平定、行中書省制の設立と共に、全く消滅した。しかるに至元十九年江南の叛亂鎮撫のため、再び行中書省から軍政權を奪ひ、統帥權をも委ねられて、新たに建康、鄂州に江南・江西の兩行院が設けられ、さらに湖廣・四川の二行院が増立されることとなつた。かくてこの新たな行樞密院は、行中書省と相並んで恒久化せられんとしたが、地方に於ける統治機關の二元化は避くべきであるとの伯顔の獻言により、成宗の元貞元年に行樞密院は全く廢止せられ、軍政權を悉く行省に併合し、統帥權は樞密院に歸屬せしめ、今後は行樞密院はたゞ非常の際にのみ臨時的に設けらるべきものと定められた。成宗の元貞元年以降、この行院の設けられた場合は、四つ程數へられる。一つは仁宗の至大四年、從來敵對關係にあつた西方の察合台汗國が元朝に歸屬したため、西方に防備に當つてゐた軍兵を撤廢するため甘肅に設けた甘肅行樞密院であり、一つは致和元年權臣燕鐵木兒の一派が武宗海山の子文宗を擁し當時上都にあつた右丞相倒剌沙の擁する泰定帝の皇子天順帝阿速吉八黨を打倒せんとした時、かれらによつて

汴京に建てられた河南行院であり、一つはこれに關聯して生じた雲南の叛亂鎮定のため設けた天曆元年の雲南行院である。最後の一つは、元史百官志に見える天曆二年の嶺北行院であつて、知院以下獨立の官員が設けられたといふが、これは蒙古の地を元朝肇國の地として特に重視した結果、半ば恒久的官廳たらしめたものでもあつたらうか。

腹裏の軍政權を統べるものとして樞密院は京畿の侍衛軍團二十數營を始め、蒙古人の諸軍團、腹裏内の管軍諸萬戶府等を管轄した。侍衛軍團は侍衛親軍都指揮使司と稱せられて、皇帝並に宮城護衛に當るものであつて、特に蒙古軍、漢軍、色目軍中最精銳が集められてゐたのである。而してこれは左・右・前・後・中の五衛及び武衛を加へて六衛をその基本的軍團とし、更に各人種毎に編成せられた諸色衛二十數營が存してゐた。この各衛は長官を都指揮使（正三品）、副都指揮使、僉事によつて構成せられ、その定員は衛の大小によつて三員以下一員迄定められてゐた。

この侍衛軍の設立は中統元年に始まる。即ち世祖は即位後直ちに支那的官制に倣つて親衛軍を設け、都指揮使に董文炳、李伯祐を任じてこれを支配せしめて、武衛親軍都指揮使司と稱したが、至元元年には侍衛親軍都指揮使と總稱し、漸次その兵員を増強して至元八年には三萬を數へたため、これを右・左・中の三衛に分つた。更に江南を平定した後には江南の、精兵一萬を加へて至元十六年前後兩衛を加へ、ここに五衛を設立して侍衛軍の基本的軍團を編成した。更に至元二十六年、五衛より一萬人の兵を選ん

で武衛一衛を造りこれを専ら宮城修築に當らしめてゐる。

この六衛の外に、主として支那に入つた西アジアの各種の人種より成る諸種の兵團が侍衛軍團に改編せられて、元朝の最強の兵團を構成するに至つた。これは時と共に増加せられてやがて二十衛を數へた。世祖時代に設けられたものには、西夏人を以て組織した唐兀衛、欽察人を以て組織した欽察衛、漏籍の僧・道・基督教徒を以て編成した貴赤衛があり、成宗の時代には西域衛、虎賁衛及び蒙古侍衛軍を改編して作つた左右翊蒙古衛あり、次に武宗の時代には康里人^{カンリ}を以て構成した康里衛、海口屯儲衛、阿速人^{アス}を以て編成した左右阿速二衛あり、仁宗の時代には隆鎮衛、左右衛率府二衛が組織され、英宗の時代には宗仁衛、文宗の時代には世祖時代の欽察衛を分つて左右二衛の外に龍翊衛が設けられ、また東路蒙古軍は侍衛軍に改められた。寧宗時代には韓羅思人^{ハンロス}を以て宣忠扈衛が生じ、順帝時代には寧夏萬戶府を宣鎮衛となしてゐる。

以上二十六衛の中、寧夏にある宣鎮侍衛及び遼西方面にあつた東路蒙古侍衛を除けば、京師近傍にある侍衛軍は二十四衛の多きを算したのである。

この外樞密院は蒙古軍團を管轄してゐた。蒙古軍は、至元十六年以降、元の駐營地に歸還したが、各々その居住地に於て萬戶府に編成せられて、軍籍に附せられた。これらの蒙古萬戶府は更に四大都萬戶府（正三品）によつて總轄せられた。それは次の如くである。

(イ) 山東河北蒙古都萬戶府(所在地 沂州)

左手萬戶府(千戶所 九翼)

哈答萬戶府(千戶所 八翼)

右手萬戶府(千戶所 七翼)

蒙古回々水軍萬戶府(千戶所 八翼)

拔都萬戶府(千戶所 六翼)

玘都哥萬戶府(千戶所 七翼)

(ロ) 河南淮北蒙古都萬戶府(所在地 洛陽)

八撒兒萬戶府(千戶所 十翼)

脫烈都萬戶府(千戶所 九翼)

札忽兒台萬戶府(千戶所 七翼)

和尙萬戶府(千戶所 六翼)

(ハ) 河東陝西等處都萬戶府(所在地 鳳翔)

甘州萬戶府の外は不明である。

(ニ) 四川蒙古軍都萬戶府(所在地 成都)

八忽答兒萬戶府

唆不蘭萬戶府

禿魯歡萬戶府

脫兒都萬戶府

以上の中、山東河北都萬戶府は至元二十一年の設立にかゝり、大德四年大都督府に昇格し、囊加歹及び阿剌罕の孫が長官都萬戶達魯花赤となつた。河南淮北都萬戶府は至元二十四年の創設にかゝり、達魯花赤は奥魯赤の子孫の世襲する所であつた。河東陝西都萬戶府も亦至元二十四年の設立にかゝり、達魯

花赤は速哥の子孫の占める所であり、四川都萬戶府は至元二十六年の設立で、也速答兒の子孫が世々長官の地位にあつたのである。

以上の侍衛軍團及び蒙古軍團の外、樞密院は腹裏内の管軍諸萬戶府例へば史家の眞定上萬戶府、張家の保定上萬戶府、鄭家の平陽太原の上萬戶府等も管領してゐたものと考へられる。

(3) 御史臺

御史臺は最高行政機關としての中書省と最高統帥機關としての樞密院と相對立して存立する最高の行政監察機關である。省・院・臺は統治機能に於ける三權分立とはいへ、寧ろ御史臺は監察といふ職掌から云つて、中書省及び樞密院の二省と對立するものであつた。従つてまた御史臺は内閣を構成する權能を除けば、最も地方分權的色彩の多い官廳である。蓋し行政監察は最も普遍的なことを要するからであらう。

御史臺は至元五年七月の創設にかゝる。長官は御史大夫(二品)二員とし、以下中丞(從二品)二員、侍御史二員、治書侍御史二員の官屬を有する。この官制は至元二十三年七月の官制組織令によつて定められ、始めは長官御史大夫は一員であつたが、のち二員にされた。補助機關としてなほ殿中司と察院とを有する。殿中司は宮廷内の朝儀の監督をするもので、殿中侍御史二員より成り、察院は監察御史三十員を置いて適宜に地方に派出して行政監察に當らしめた。

御史臺は中級官廳として道を中心とする監察官廳たる提刑按察司を設けた。而もこれに地方行政の監察のみならず、勸農といふ教化事業をもその事務に加へたことは注目されねばならない。従つて提刑按察司は上級の監督官廳として御史臺及び中央特別官廳としての大司農司を有して居り、また下級官廳に對しては路以下州縣の行政を監察すると同時に、その勸農事を管掌し、且つ地方行政廳の吏員を推擧する權能を有してゐたものである。これは至元六年二月山東東西、河東陝西、山北東西、河北河南の四道に置かれたのを始めとして、やがて六道となつたが、至元十三年一時廢止せられて行中書省に併合せられた。しかし間もなく復活して十四年江南にも行御史臺を揚州に置くに及び、江南を八道に分つて提刑按察司を配置し、更に道を増して二十二道を算するに至つた。その間至元二十七年正月には雲南行御史臺が中慶(昆明)に設けられ、その後大德二年十一月陝西の京兆(西安)に移されて、ここに御史臺は内臺(腹裏)、南臺(江南)、西臺(西部)の三方面に分かれたれ、各々八道、十道、四道の提刑按察司を總轄するに至つた。この提刑按察司は教化事業及び政務監察の趣意に相應しきやうに二十八年には肅政廉訪司と改稱せられ、廉訪司毎に廉訪使(正三品)二員、副使二員、僉事四員によりて構成せられることとなつた。これを圖にて示せば次の如くである。

内臺(中臺)——内郡八道肅政廉訪司

御史大夫二員 中丞二員

殿中司 殿中侍御史六員

察院 監察御史三十二員

御史臺 南臺(江南行臺) 江南十道肅政廉訪司

御史大夫一員 中丞二員 察院 監察御史二十八員

西臺(陝西行臺) 陝西四道肅政廉訪司

御史大夫一員 中丞二員 察院 監察御史二十員

右を見るに内臺の外、南臺及び西臺には殿中司がないが、これは専ら宮中内の儀禮の監察糾彈に當つたもの故、行臺になきは當然であらう。南臺はその治所を杭州、江州、建康と移したが、後には揚州と定め、雲南行臺ものに陝西の京兆(西安)に移された。この行御史臺は至元二十一年突如廢止せられたことがあつたが、丞相安童の上奏で復活してゐる。これは恐らく盧世榮一派の策謀に基くもので、當時行臺に制肘せられることなく、財政收入増加のため竦腕を振はうとしたからでもあつたらうか。

(4) 元朝の内閣と省・院・臺の合議制度

元朝の内閣とも稱せらるべき合議體としての執政機關は、中書省の首班たる左右丞相及び平章政事を中心として、樞密院の長官錄軍國重事(それ以前は平章軍國重事)乃至知院・同知、御史臺の長官御史大夫乃至御史中丞、及び中書省の議事右丞の外、諮問機關の代表者たる集賢院の集賢大學士、昭文館大學

士(正二品)を加へて構成せられた。而してこの内閣を構成するものは左右丞相及び錄軍國重事を除くの外、皆商議中書省事と呼ばれた。この省・臺・院の三大官廳の首腦部を集めて、最高國務決定の場合、約會即ち合議せしめたことは元朝の初期より行はれてきたことである。一般官制組織上に於ける合議制的傾向と相俟つて、合議制を愛好した蒙古人の特徴をなすものであらうと思はれる。

この内閣の中心部をなすものは、云ふまでもなく唐宋以來發達し來つた平章政事の制である。この平章政事は、一般中書省事即ち行政機能を管掌する中書平章政事とは區別せられて、平章政事商議中書省事と呼ばれ、議事平章と略稱せられた。この議事平章は中書堂(中堂)に赴いて、中書左右丞相の下に院・臺の長官の外、臨時に商議中書省事に任せられた者と國事を審議したのである。この議事平章の設立は、箭内博士が看破せられた如く、財政兼企劃省として設立された尙書省の廢止と密接な關係をもつてあるらしく思はれることは、この者の性質を研究する上からも興味あることである。しかしこの關係は目下の所はさだかではないが、要するに企劃省としての尙書省の尙書平章政事が、尙書省の廢止と共に議事平章として議決機關に轉じたものである。これは至元二十九年の尙書省の廢止後直ちに生じたものでもあらう。つまり始めは中書省、樞密院、御史臺の合議制が次第に變化して、この平章政事を中心とする合議制を發達せしめたもので、企劃省としての尙書省の廢止、尙書平章政事の存廢に伴うて具體化せられたと見るべきであらうと思はれる。商議中書省事に任せられたものは、なほ中書右丞二員の中

一員があり、また六部の長官尙書にてもこれに任せられた例あり、また御史中丞も商議の權能を與へられてゐて、必ずしも一定はしてゐなかつたやうである。ともあれ唐宋以來の中書門下平章事の制度がここに繼承せられ、金朝にて、發達した行政長官としての平章政事の制をも取入れて、元朝獨特の合議制的特徴を發揮せしめる機關となつたものと考へられる。

(5) 尙書省

中書省と樞密院と御史臺との三大中央官廳は既述の如く元朝中央官制の骨格をなすものであつたが、なほこの外元朝特有の官廳として尙書省の重要性を看逃がすことはできない。これは財政省兼企劃省とも稱せらるべきもので、國家非常の際、特に財政の逼迫に對應せんがため設立せられた臨時的官廳である。この尙書省の設立を見たのは、前後三回を數へる。その一つは世祖忽必烈の初年即ち至元七年正月より九年正月迄の二年間で、これは専ら南京討伐の軍事費調達のために設けられたものであり、一つは同じく至元二十四年閏二月より同二十八年五月迄の約四年の間であり、南宋の平定による領土の擴張、江南の叛亂鎮壓乃至海外遠征などで著しく膨脹した財政難の對策を講ずるためである。最後は武宗海山の時至大二年八月より至大四年正月即ち武宗の崩御に至る迄で、當時武宗の放漫な財政政策によつて諸物價騰貴してインフレ的傾向が漲つたため、この危急を救ふべく設立せられたものである。

元來宋朝にあつても金朝にあつても、財政の膨脹は單なる六部の一部なる戸部を以て包括することが

できなかつたため、三司の如き機關を設立したのであるが、元朝の尙書省はそれを更に擴大したものと見られる。即ち初め諸路の稅課所を總轄する諸路都轉運司が設けられたが、國用の増大に伴ひ、やがて至元三年正月制國用使司に昇格せられ、更に戰費の増大による國家收入捻出のために、至元七年遂に尙書省となつて中書省と相並ぶ獨立官廳として、遂に財政權と企劃權とを有するに至つたのである。而も尙書省はこの財政上の企劃を成就せんがため、中書省より行政權を奪ひ、中書省は單なる皇帝の宣勅並に上奏を司る機關たるに止め、尙書省自らが行政六部を總べ、且つ地方に出張せしめた行中書省も、尙書省の出張として、行尙書省と改稱してその制令を奉せしむることとした。かくてこの尙書省の平章政事となつてその全權を掌握した阿合馬は、當時の財政收入の最大部分をなしてゐた差發の稅に注目してその増加に力を致し、四萬五千錠の増稅を企て、九萬錠より十二、三萬錠への歲入増加に成功したのである。

尙書省の成立に伴ふ官制上の異變は、相當廣範圍に互つたものであつた。先づ尙書省には長官平章政事(從一品)二員以下、左右丞、參知政事各一員とを設けたが、尙書令はもとより左右丞相も設けられず、従つて官制上中書省の下位に立つものであるが、事實に於ては中書省をして無力な官廳としたわけである。本紀八年六月甲午の條に、「樞密院に勅して軍事は直奏すべく、錢糧は尙書省と協議すべし」とあるは、尙書省が中書省とは異つて上奏の權能なき一時の財政企劃省であることを物語るものと思は

れる。

第一回の尙書省はその財政補填の目的の達成と共に廢止されたが、第二回は至元二十二年(一二八五)四月畏兀兒人桑哥によつて設立せられた。かれは前任者盧世榮の努力によつてもなほ不十分であつた増税政策を強化して、商税並に官業収入の全般に互つて倍額に近い増税を行ひ、至元鈔の濫發を行つて當時百萬錠に上つてゐた赤字財政を鮮かに克服し去つたのである。この時設立せられた尙書省も前年のそれと等しく平章政事二員を長官とし、左右丞及び參知政事を置いたが、尙書令及び左右丞相は置かれず、中書省との關係に於ても變りはなかつたことと思はれる。

第三回の尙書省は武宗の至大二年八月の成立にかゝるもので、既に成宗時代からの赤字財政に加ふるに、武宗海山の浪費的性癖によつて累積せられた二百萬錠に上る巨額の赤字の消滅に苦惱した結果、それを乗り越えるためのものであつた。これは世祖時代の尙書省に比する時、遙かに権限も擴大せられてゐて、尙書省の長官として尙書令が置かれて皇太子が兼任し、その下に脫虎脫、三寶奴を尙書左右丞相となして、全く中書省に異らざる官廳たらしめたのである。たゞこの際勅牒は中書省をして司らしめ、宣命は尙書省に司らしめるといふ如く、尙書省に可能な限りの全權を附與したものと見られる。その財政政策として行はれたものは、例の如く第一には増税であり、第二には鹽引の釣上げ政策であり、第三には紙幣濫發の政策であつた。しかしこれも武宗の崩御と共に廢止せられ、尙書省を中心とした一黨の

ものは、天下を騷擾せしめた廉を以て處刑せられて終つた。而してその後元朝の崩壞する迄、再び尙書省は設けられることはなかつた。元朝の尙書省は、以上の如く極めて興味ある歴史を持つ官廳であつて、元朝財政史上注目さるべきものである。

(6) 中央特別官廳

中央特別官廳即ち中央の一般官廳と異り、特定の行政權限を賦與せられた官廳としては、太宗正府、宣政院、通政院、大司農司、都水監、司天監、回々司天監、太僕寺、武備寺、崇福司などが擧げられよう。これらについて概観を試みたい。

(イ) 太宗正府(從一品) これは宮廷關係のみならず蒙古人一般の裁判、訴訟を司る官廳で、その點支那歷朝の太宗正府とは異つてゐる。⁽¹⁰⁾別に下級官廳はないが、恐らく蒙古の行政單位である千戸以下は千戸でその訴訟を裁いたのである。太宗正府はそれ際上訴審乃至は千戸同志の比較的大なる事件を取扱つたものと考へられる。その官員には札魯忽赤(Jarughci)と稱せられる官員によつて構成せられ、その定數も時によつて増減があつたが、のちに四十二員と定められ、補助官として郎中、員外郎各々二員が存してゐた。

(ロ) 宣政院(秩從一品) これは佛教並に西藏に關する軍事政治一切を司る官廳。初め總制院と云ひ、總制院使、同知總制院といふ官員が置かれ、國師が長官總制院使に任せられてこれを總べたが、至

元二十五年宣政院と改稱せられ、院使・同知・副使・參議等の官員を置き、天曆二年功德使司も併合してより院使十員、同知以下二員と定められた。また西藏に事ある時は分院を設け、また大征討のことあれば樞密院と之を合議した。また元統二年所屬の廣教總管府十六處をやめて杭州に行宣政院をおき、院使二員を置いて之を治めさせた。また至正二年には崇教所を置いて僧侶の訴訟を司らしめてゐる。この所屬官府として次の三都元帥府、軍民元帥府、軍民安撫司等があつた。

吐蕃等處宣慰司都元帥府(從二品 宣慰使五員)

禮店文州蒙古漢軍西番軍民元帥府

朶甘思田地裏管軍民都元帥府

碣門魚通黎雅長河西寧遠等處軍民安撫司、烏思藏・納里・速古魯孫等三路宣慰使司都元帥府

(ハ)崇福司 これは基督教徒なる也里可溫人を管領するもので、長官司吏四員以下同知、副使の官屬を有する。延祐年間院に昇格されて、のち也里可溫掌教司七十二所を管領したが、再び司に降さる。

(ニ)大司農司 これは農業政策を司る官廳で、至元七年二月の創立にかゝり、始めは司農司と稱せられたが、同年十二月大司農司となり、御史中丞李羅が兼任した。十四年一時廢止の運命に遭つたが、二十年務農司或は司農寺置かれ、二十二年には再び大司農司の復活となつた。官員は長官大司農(正二品)四員、卿、少卿、丞各二員より構成さる。この地方官廳としては始め巡行勸農司を配置したが、の

ちこれを廢止して廉訪司に併合し、ここに僉事二員を増して之を掌らしめた。即ち大司農司は肅政廉訪司の勸農事務を監督する上級官廳であつたと云ふことができよう。

(ホ)通政院 帝國內の驛站を司る官廳。至元七年に兵部所屬の官廳として諸站都統領司が創立せられて漢地の驛站のみを管轄したが、至元十三年通政院と改稱せられ、廣く蒙古站及び漢站を司つた。更に十四年には大都及び上都に兩院がおかれ、江南には二十九年分院がおかれた。然るに仁宗の即位せる至大四年四月長官の廢止と共に罷められて兵部に併合せられたが、同年閏七月再設せられて蒙古站のみを司ることとなり、延祐七年には再び漢站をも支配して、爾後元末に及んだ。長官院使(從二品)四員以下、同知、副使各二員の屬官を有する。

(ヘ)都水監 これは治河堤防等を司るもの、長官都水監(從三品)二員の外、少監・監丞各二員等の官員が存する。

(ト)漢人司天監及び回々司天監 これは云ふまでもなく曆象の觀察を司る者で、前者は長官提點(正四品)一員以下司天監三員、少監五員、監丞四員よりなり、後者は提點(正四品)一員以下、司天監三員、少監二員、監丞二員よりなる。兩者はその觀象技術を異にするもので、前者は漢人、後者は回々人によつて構成せられたのである。

(チ)武備寺 軍器を造作保管する所で、長官卿(正三品)四員以下同判六員、少卿四員、丞四員によ

つて構成される。至元五年始めて軍器監が建てられ、至元二十年武備寺に陞格さる。壽武庫、利器庫及び廣勝庫等の武器庫の外、武器を造る各路の軍器局乃至軍器人匠提舉司は、皆この武備寺の總括する所であつた。

(リ)太僕寺 これは天下の馬政を掌るもので、特に皇帝の馬匹のこのみを掌るものは、尙乘寺と稱せられてこれと區別せられてゐる。太僕寺は始め尙牧監と稱せられたが、後に太僕院に陞格せられ、再び太僕寺となつた。長官卿二員(從二品)以下少卿、丞等によつて構成される。

(7) 諮問機關

諮問機關としては集賢院、翰林國史院、奎章閣學士院等が數へられる。これらは著名なる儒者を以て構成せられて居り、教養なき遊牧民族たる蒙古人朝廷に於ける、唯一の支那的思想の發源地となつたもので、殊にその故その代表者は中央三大官廳の長官と共に最高合議機關を構成したのである。

集賢院は儒教、道教並に天下の教育を司る所で、初めは翰林國史院と併合せられて一官廳となつてゐたが、至元二十二年兩院が分置せられてより官制が整へられ、皇慶二年以降は、院使(正二品)六員以下同知等の官あり、その外大學士(從一品)五員、學士(正二品)、侍讀學士(從二品)、侍講學士(從二品)、直學士(從三品)各二員と定められた。この下に國子監及び國子學が置かれ、前者は國子監祭酒(從三品)一員司業二員によつて構成せられ、四怯薛及び朝官の子弟の教授せられる大學であり、後者は儒人の教

授せられる所で、博士(正七品)二員以下助教等あつて、共に儒學教授の庠序となつたものである。

翰林兼國史院は集賢院が儒・道を司つて天下の教育を管掌するに對して、朝廷の國史の編纂、勅牒の起草などを司る所で、承旨(從一品)六員以下學士(正二品)、侍讀學士(從二品)、侍講學士(從二品)、直學士(從三品)、等各二員によつて構成される。なほこれには回々國子監及び同國子學が屬してゐた。これは漢人國子監及び國子學と等しく構成せられ、回々文字即ちペルシヤ語・アラビヤ語を教授して、回々の通譯を養成してゐたものである。

蒙古翰林院は勅書その他公文書の蒙古文字の書寫等を司り、且つ蒙古文による教育を管領した。官員は翰林兼國史院と等しく、承旨(從一品)七員、學士以下は二員に定められてゐた。所屬官廳には蒙古國子監(從三品)及び蒙古國子學(正七品)等があつて、漢人國子監並に國子學と等しく前者は祭酒・司業あり、後者には博士・助教・教授等あつて、蒙古文字の教育に従事してゐた。

奎章閣學士院は皇帝に經史を進講するもので、天曆二年の創立にかゝる。官員は、大學士(正二品)、侍書學士(從二品)、承制學士(正三品)、供奉學士各二員によつて構成せられる。

藝文監は儒書の蒙古語への翻譯乃至校合を行ふ官衙で、太監、少監、監丞各二員がある、この官員の外に特に監書博士があつてこれを司つてゐた。これは翰林兼國史院に所屬してゐる時が多かつたやうである。

(三) 地方統治機構

中央官制にあつては、最高の合議制的執政機關を除くの外、行政の機能によつて最高行政官廳としての中書省、統帥並に軍政官廳としての樞密院、司法・監察の官廳としての御史臺の三權分立の原則が樹立せられてゐたが、地方の統治組織にあつては行政監察權を除くの外は、行中書省といふ一地域を中心として地方最高行政官廳の中に統治機能の殆ど全部が統合せられてゐたのである。

行中書省は本來中央に於ける執政官廳の中書省の地方出張の意であり、事實に於ても中書省の官員を以て臨時的に地方に派遣せしめ、直接皇帝の宣勅を奉じてその方面の行政軍政を管掌したものであつた。しかし州縣制の整理確立と共に地方に於ける上級行政官廳設置の要を認めて、至元二年行中書省條令を發布して、その行政權能を規定し賦與することとなつたが、これも未だ行中書省を完全に獨立した官廳と變せしめたものではなかつた。寧ろ行中書省の獨立は、至元十一年(一二七四)に南宋討滅のため襄陽に設けられた伯顔の荆湖行中書省に始まるものと考へられる。而してこの荆湖行中書省は荆湖行樞密院から昇格したもので、以前の行省とは設立事情を異にしてゐたものではあるが、ともかくこれが行中書省として獨立な官員をもち得た最初であつた。南宋の平定による領域の擴大は、やがてかゝる行政官廳としての行中書省の制度を恒久化せしめることとなり、至元二十三年(一二八六)七月に至つて官制

組織令が發布せられるに及び、始めて行中書省は中書省より完全に獨立する官廳になつたのである。

獨立官廳としての行中書省は、一定の管轄區域を有し、その管轄區内の行政全般を總轄するものとして某某等處行中書省と呼ばれ、又略して某某行省ともいはれる。この行中書省は世祖の晩年には腹裏を中心とする中書省の外に、河南(汴京)、陝西(京兆)、四川(成都)、甘肅(甘州)、遼陽(遼陽)、江浙(杭州)、江西(龍興)、湖廣(武昌)、雲南(昆明)の十省が定められ、次いで武宗の時に至つて西方ウルスとの和平が成つて蒙古地帯にも嶺北行省(和林)を置くこととなり、以上十一の行省を數へることとなつた。尤もこの間福建行省、泉州行省、征東行省の如きものが設けられてゐるが、何れも外國征討のため臨時的に設置せられたに止り、やがて他の行省の中に併入せしめられた。

行中書省の官員は至元二十三年七月の官制令によつて定められ、平章政事(從一品)二員を長官となし、左右丞(正二品)各一員、參知政事(從二品)等の補助官を有する。たゞ特に重要視せられた地方、例へば江浙行省及び嶺北行省には、平章政事の上に左丞相(從一品)が設けられたこともあつたが、通常は中央の中書令との權限の比重大なるを恐れて、平章政事を長官となすを通例としたのである。

行中書省は既述の如く管轄地域における民政、軍政、司法の三權を統べる地方最高の行政官廳である。而して中央の中書省に對して統屬關係に立つことなく、直接皇帝に直屬するものであつた。この點元朝の官制は地方行政機構に於て新機軸を開いたものと謂はねばならない。先づ民政に於てはこれを司る附

屬機關として右左司があつた。これは行中書省が獨立せざる至元十年前後から見受けられるもので、郎中（正五品）員外郎等によつて構成せられる行中書省の上奏機關並に行政事務局であつたと言つてよいと思はれる。

次に軍政權は、行樞密院が成宗の元貞元年以降獨立地方軍政官廳としての存在を廢棄して以來、行中書省の權限に歸した。軍政權とは行省内に駐營し乃至鎮戍する軍團に對する管轄權であつて、行省は都鎮撫司を通じてこれらの諸萬戶府の鎮撫所に命令を下して諸萬戶府を支配したのである。この都鎮撫司は始め軍團統制に於ける上級命令の連絡機關として、伯顔によつて荆湖行省に始めて設けられたもので、大小四十數箇の萬戶府を統率してゐたのである。⁽¹¹⁾この都鎮撫司は都鎮撫（正五品）並副都鎮撫各一員によつて構成せられる。これは行省に直屬してゐたとはいへ、行省官は容易に軍政權に關與し得たものではない。軍政權は行省の長官平章政事二員にのみ許容せられた特權であつたのである。

行中書省はまたその管轄區域内の司法權を掌握する。その機關として理問所が存した。これは理問（正四品）二員、副理問二員によつて構成せられる。行中書省の司獄所その他民事訴訟はすべてこの理問所によつて處理せられた。たゞ刑事訴訟のみは肅政廉訪司の手に委ねられたやうである。

以上の左右司、都鎮撫司、理問所は行省直屬の機關であるが、本省に附屬する機關としては、教育機關、醫療機關、徵稅機關等が存する。教育機關としては儒學提舉司（從五品）があつて、提舉副提舉に

よつて構成せられ、行省内の州縣の學校事務一切を掌る。また江浙、江西、湖廣の三省には蒙古提舉學校（從五品）があつて蒙古文字の普及に努めた。醫療機關としては官醫提舉司（從六品）あり、提舉、同知提舉、副提舉によつて構成せられ、河南、江浙、湖廣、江西、陝西の五省に置かれた。

徵稅並に稅を解運する機關として各處の都轉運鹽司（正三品）があつた。例へば河南行省に屬する兩淮都轉運鹽使司、江浙行省に屬する兩浙都轉運鹽使司、福建等處都轉運鹽使司及び海運運糧萬戶府、江西行省に屬する廣東鹽課提舉司、湖廣行省に屬する廣海鹽課提舉司、四川行省に屬する四川茶鹽轉運司等々は即ちそれである。

行中書省は以上の如くその管轄區域内の全權を統べるものであつたが、その下に於ける中級並に下級官廳の組織は極めて複雑多岐であり、且つ不規則な態様を示してゐたのである。先づ一般に行中書省の管轄區域は一道から四道を含んでゐた。行中書省はこの場合一道を直轄地域として支配し、他の道には宣慰司をおいてこれを統治せしむる方針を採つた。例へば河南江北行中書省は汴京を中心とする河南江北道と揚州を中心とする淮東道と中興を中心とする荆湖北道の三道を包含してゐたが、行省の所在地たる汴梁を中心とする河南江北道のみ行中書省の直屬の地となし、他の二道には夫々宣慰使を置いて之を統治せしめたのである。この宣慰使とは至元十三年六月の設立條令によれば、「諸路宣慰司を設け、行省の官を以て之を爲さしめ、並に相銜を帯びしむ。それ行省を立つるものは、宣慰司を立てず」とあるの

は、この宣慰司を以て行省の下に於ける分署となさしめたことを物語るものであつて、行省と宣慰司との關係は日本の縣廳に對する支廳に等しいとなす見解が最も妥當なやうである。なほこの宣慰司は軍事上の要地に置かれた場合は、都元帥府乃至管軍萬戶府を屬した。例へば江浙行省は江南浙西道と浙東道、福建道等を含むが、慶元を中心とする浙東道、福州を中心にする福建道には宣慰司都元帥府がおかれ、江南浙西道は杭州を中心として行省の直屬地となつてゐたのである。また宣慰司が管軍萬戶府と併合せしめられたのは、雲南行省に限られる。例へば烏撒烏蒙等處宣慰司管軍萬戶府、羅々斯宣慰司管軍萬戶府等はこれである。更にまた邊境には宣撫司、安撫司、招討司が置かれてゐる。

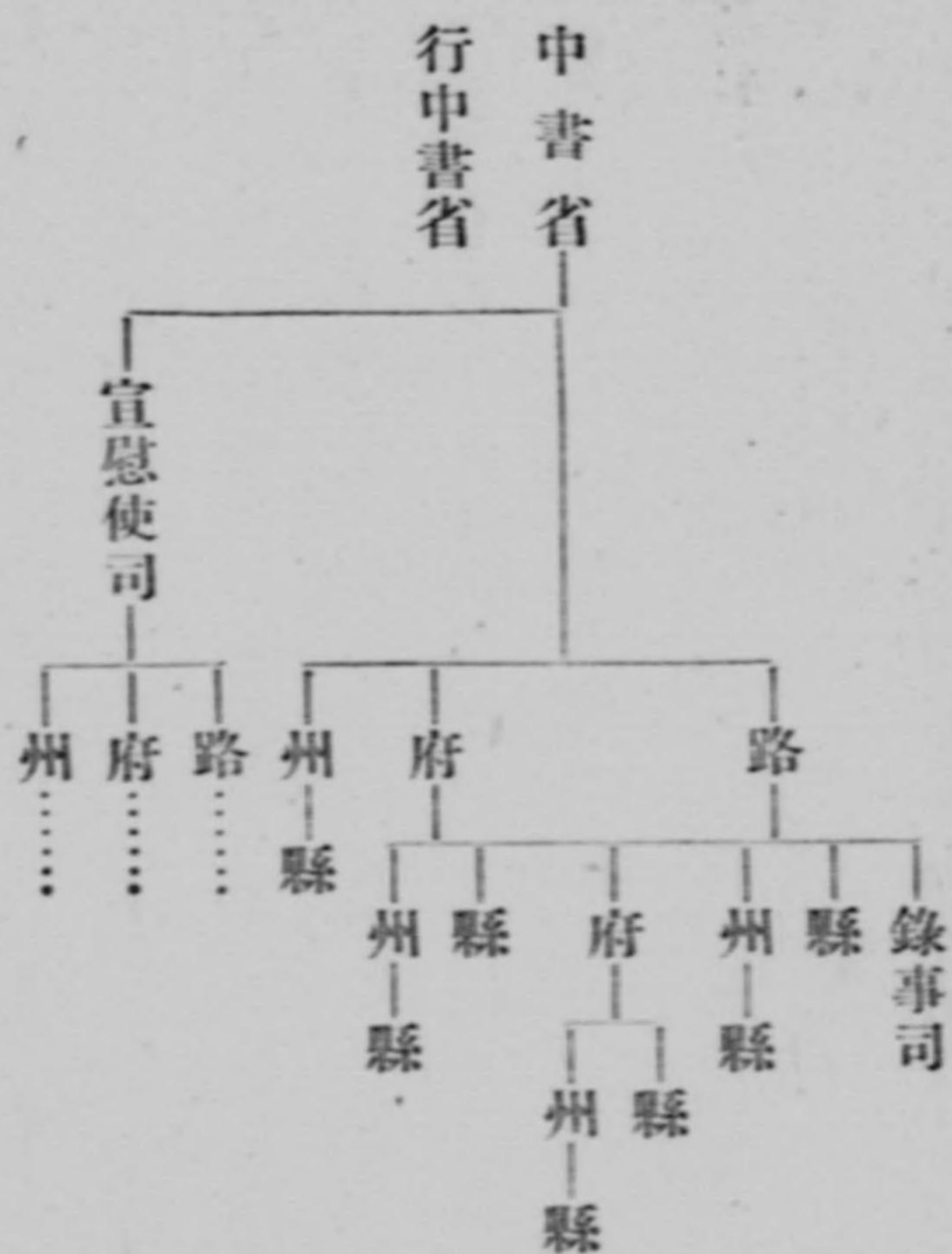
この宣慰使司は宣慰使（從二品）三員以下同知（從三品）一員副使一員等よりなり、始め行省官の派遣によつて設立せられたが、のちには獨立の官員が置かれたものと考へられる。しかしこれは行省と異つてその管轄する道に對しても獨裁權を有せず、寧ろ行省からの政令を以て自己所屬の州縣に傳達して之を統治するに止つたものであり、従つて左右司、都鎮撫司（都元帥府が附せられてゐない場合）、理問所等は附屬してゐなかつたものと見える。殊に内地の宣慰司は完全な獨立官廳と見ることはできないやうである。

次に行省の下に管轄せらるゝ下級行政官廳については、元朝では極めて不規則な態様を示してゐる。即ちそれには路・府・州・縣の四等の等級があり、路は大率府・州・縣を統べ、府は州・縣を統べ、州

は縣を統べた。しかし乍ら府には必ずしも路に屬せずして行省乃至宣慰司に屬するもの（散府）あり、州には路や府に屬するもの（屬州）と行省、宣慰司に直屬するものもあり、また屬縣を有するものと有せざるものが存した。而して縣は、屬縣を有しない州と共に、最下級の行政單位を構成したものである。更に、元朝は歷朝と異り、特に路總管府の設けられた大都市をば、その附廓たる縣の支配權から離脱せしめ、これに現今の市役所の如き錄事司といふ官廳を設けて、その行政を司らしめた。従つて元朝では路・府・州・縣及び司といふ五種類の地方行政區劃が設けられたわけである。

たゞ以上の地方行政區劃中、元朝では首都たる大都と上都及びそれを包括する大都路、上都路は、これを特別行政組織下に置き、大都路、上都路はそれら都總管府を設け、その城市には錄事司の代りに留守司を置いて統治せしめた。即ち大都では留守司並に路の都總管府の行政を總轄せしむるために、大都留守司達魯花赤兼少府監事（正二品）を置き、留守六員、以下同知・副留守・判官等を配した。留守司に所屬する官衙として、修内司（大都城内の宮殿の修造を司る）、祇應司（城内の諸王の邸宅及び寺觀の管轄を司る）、器物局（京城門戸乃至官署の建築、位下の帳房を司る）、大都城門尉（大都城門の開閉を司る）、廣誼司（和順和買）及び大都城内並に路内の警備に當る大都兵馬都指揮使司（正四品）あり、これは路内の司獄司並に大都城内の警備に當る左右の警巡院を總轄してゐた。これに對して上都にあつても上都留守司本路都總管府達魯花赤（正二品）が設けられて、大都と同様に修内司、祇應司、器物局、僕衛局、兵馬局、警巡院及びその他稅課提舉司、その他諸種の倉庫を總轄してゐた。この

大都・上都の二都の外は、地方行政官廳の統屬關係を示すと、次の如くなるであらう。



地方官廳の組織を見るに、先づ一般の路には總管府がおかれた。これは至元二年二月路總管府設立條令によつて、始めてその制が確立せられたもので、人口十萬を標準として上下に分ち、共に達魯花赤（正三品乃至從三品）一員の外、總管一員があつて路政を總べ、その下に同治、治中、判官、推官等あつて事務を分擔し、推官は特に刑獄を司るものである。路の附屬官廳としては、儒學提舉司、蒙古提舉司、醫學提舉司、司獄司、織染局、惠民藥局、平準行用庫、雜造局、稅務提領所及び路治の官衙たる錄事司

が存してゐた。

府以下は別にその官廳の名稱は定められてゐない。府の官員は達魯花赤（正四品）の外、知府（乃至府尹）、同知、判官、推官等があつた。州は人口によつて江北では一方五千戸以上を上州、六千戸以上を中州、それ以下を下州として上中下の三級に分ち、また江南では五萬戸以上を上州、三萬戸以上を中州、それ以下を下州と定めた。この官員には達魯花赤（從四品乃至從五品）の外に知州（乃至州尹）を長官として同知、判官等の補助官がおかれてゐる。縣は達魯花赤（從六品乃至從七品）の外、縣尹、縣丞、典史、主簿があり、また捕盜官として縣尉がおかれた。また要地には巡檢司がおかれて捕盜を司つた。

次に錄事司は至元二年二月路總管府の獨立と共に設置せられたその路治の行政を司る官廳である。かくの如く都市行政を縣政の從屬から獨立せしめたことは、支那官制史上創めて見る現象であり、元朝地方政治の一大特徴といはねばならない。至元三十年現在にて錄事司のおかれたもの百三に及んだが、これらの百三の都市に獨立の都市行政が行はれたのである。これは獨立せしめられたとはいへ、もとより規模の小さかつたことは争へない。従つて官員も達魯花赤（正八品）を除くの外、錄事、縣判等が置かれたに過ぎなかつた。⁽¹³⁾

さて路以下の行政機構に於ける官制を概観するに、何れも達魯花赤が置かれ、これと相並んで總管（路）知府乃至府尹（府）知州乃至州尹（州）縣尹（縣）錄事（司）が配せられ各々その管民長官として行政

に臨み、その下に置かれた補助官たる同知、治中（州以上）主簿（縣）は管民官としてこれを輔佐し、推官、判官（州以上）縣尉（縣）等は刑罰捕盜を取扱つて捕盜官をなしたものである。管民官は恐らくその官廳の主管事務たる徵稅、勸農等を司り、驛站、倉庫等はこの管民官に屬する雜職と稱する屬吏が行つたものと考へられる。所謂種族的階級制度によつて蒙古人を尊び、色目人をその次に位せしめ、漢人南人を蔑視したといふ元朝に於て、特に蒙古人を以て任じたといふ達魯花赤がこれらの管民官に對してその執政機能を掌握し上級官廳に對して責任を有した地方行政廳の執政官であつたといふことは、興味深い。身分に於て俸給に於て達魯花赤と相並ぶも、その職權に於ては、執政機能を有せずして、たゞ管民長官として存した總管、知府、州尹、縣尹の如きものには、漢人や南人が任せられて、民族官を總轄した單なる行政官に過ぎなかつたのである。しかしかれらはその官廳の行政長官として、判署官乃至正官と稱せられた。而してこの正官並に補助官はまた管站官、管匠官、管軍官等と稱せられて、各々その職掌を處理した。而してこの行政官員の下に吏員即ち令史、書史、典史などが存して、官員の命をうけそれに當つた。この官員、吏員を通じて、元朝に於ては特に行政審議に與かることなくして、文書の收授書寫等の事務のみを管掌したものは首領官と呼ばれた。これには提控案牘、經歷、知事等があつた。以上は首領官員であるが、これに對して首領吏として、更にこの下に都目、吏目、典吏の如きものが存してゐたのである。

してゐたのである。以上の如く下級官廳に於ける官吏の構成にあつて、執政官たる達魯花赤と行政官たる總管、州官等と文書を取扱ふ首領官との三種の區別があつたことは、一應了解して置く必要があらうかと信ずる。

- (1) 箭内互博士「蒙古のクリルタイ制度について」(蒙古史研究所收) 青木富太郎氏「蒙古のクリルタイについて」(歴史學研究三ノ四)
- (2) 箭内互博士「元朝法考」(同上)
- (3) 箭内互博士「元朝幹魯朵攷」(同上)
- (4) 元史武宗本紀至大二年九月辛亥の條參看
- (5) 元史卷一四九郭寶玉傳
- (6) 秋澗先生文集「中堂事記」
- (7) 箭内互博士「元代の官制と兵制」(同上)
- (8) 肅政廉訪司の設置せられたものは次の如し。

内都八道肅政廉訪司	淮西北道(廣州)
山東東西道(濟南)	江北淮東道(揚州)
河東山西道(冀寧)	山北遼東道(大寧)
燕京河北道(眞定)	陝西四道肅政廉訪司
江北河南道(汴梁)	陝西漢中道(鳳翔)
山南江北道(中興)	河西隴北道(甘州)

- 西蜀四道(成都) 江南湖北道(武昌)
 雲南諸路道(中慶) 嶺南廣西道(潯江)
 江南十道肅政廉訪司 嶺北湖南道(天臨)
 江南浙西道(杭州) 海北廣東道(廣州)
 江東建康道(寧國) 海北海南道(雷州)
 浙東海右道(福州)
 福建閩海道(福州)
 江西湖東道(龍興)
 (9) 秋澗先生文集「中堂事記」
 (10) 歷代職官志卷十八「御史臺」の條
 (11) 秋澗先生文集卷四十八「大元故宣武將軍千戶張君家傳」
 (12) 元典章吏部卷一と元史百官志とは記載の年代が異なる故、建てられた宣慰司乃至宣慰司都元帥府の數も異なつてゐる。今元典章に從つて掲げて見る。
- 各處宣慰使 各處宣慰使司都元帥府
- | | |
|------------|-------|
| 山東東西道 廣東道 | 福建道 |
| 河北山西道 廣西道 | 八番順元道 |
| 淮東東西道 四川南道 | 海北海南道 |
| 荊湖北道 遼東道 | 安南道 |
| 湖南道 沿邊溪洞道 | 廣西兩江道 |

- 各處宣慰司兼管軍萬戶府 大理金齒
- | | |
|----------|---------------|
| 廣南西道 | 土蕃等處 |
| 烏蒙烏撒等處 | 烏思藏、納憐、懷古魯孫等處 |
| 羅々斯等處 | |
| 曲靖等處 | |
| 臨安廣西元江等處 | |
- (13) 愛宕松男氏「前掲論文」
 (14) 元典章吏部六

(III) 中央と地方との關係

蒙古政權の主體たる蒙古民族は遊牧民族として、農耕社會たる支那全土を支配するに至つても、なほその遊牧的生活様式を放棄し得なかつた。寧ろこの遊牧的諸要素は宮廷を廻る諸官府の中に集結して、自己の民族の活力を保持すると共に、この下に複雑な專制的官制機構を築き上げて支那統治に當つたのである。即ち元朝の國家機構は、遊牧的社會を支配階級となし、農耕社會を被支配階級として、この異質的な二種の社會の結合の上に成立したのである。この上更に帝國創立初期に於ける西アジアのオアシス地帯の併合によつて、この異質的社會に更に西アジア的要素が混入せられた。この意味で元朝は蒙古

人、西域人（色目人）支那人（漢人と南人）といふ人種的にも社會的にも相異なる三要素からなる複合社會（Plural Society）であつたと稱することが出来る。かゝる複合社會にあつては政治的階級に於て種族による明確な差別が生ずることは、蓋し必然な事實でなければならぬ。即ち元朝の政治原理として採用せられた蒙古人、色目人、漢人、南人の四種よりなる種族的階級制度は、この結果に外ならなかつたのであり、これ元朝が低級な文化しか有せぬ少數の自國民を以て高度にして複雑な國家社會を保持して行く限り、採らざるを得なかつた主體的條件であつた。

次に客體的條件として元朝の含む政治的領域の内容の複雑性が考慮せられねばならぬ。漠北時代の大蒙古帝國の領域は、西方の諸ウルスの離叛によつて、オアシスの農耕地帯は元朝政權から脱落したといへ、元朝の領土はなほ蒙古、滿洲、北支那、南支那といふ廣大な地域を包括してゐた。蒙古の遊牧地帯が南方の支那の農耕地帯と社會環境に於て異なることは云ふを俟たない。しかし乍ら同じ支那の農耕地帯に於ても南北に於て儼然たる差違が存立してゐたことは看過すべからざる事實である。北支那の黃土地帯が寒冷で乾燥せる氣候に支配せられてゐるに反し、南方の揚子江の流域は溫暖で濕潤な氣候に恵まれてゐるといふ自然的條件はもとより、唐代以來の南北の政治的對立は社會的條件に於ても兩者を截然たる相違あらしめたのである。五代及び遼代はともあれ少なくとも一百年餘に互る金朝の支配をうけた北支那は、女真人部落の集團たる猛安謀克による屯田の開發によつて自作農的經營が比較的發達して

ゐたに反し、元來濕潤にして高度な農耕技術を要求する南支那の土地は、南宋の支配下に於て大規模な莊園的經營を發達せしめ、就中嘉興松江の如き揚子江下流域のデルタ地帯では大地主の勢力が壓倒的であつたことは、當代の文獻の立證する所である。而もこれを人口の密度よりみる時、元朝の總戸數千三百餘萬中、北支那の地にあるものが、僅かに二百萬を超加しないのに反して、南支那の戸數は實にその六倍に當る千百萬以上を算してゐたのである。これを更に部分的に云ふならば、揚子江下流域、湖南の湘江の下流域等が人口最も稠密な地帯をなしてゐたが、就中揚子江デルタ地帯と福建地方を含む江浙行省の地域は、戸數六百餘萬を算して、元朝治下の全人口の半數を占め、北支那の總戸數の三倍に當つてゐたのである。

かゝる人口の偏存と經濟的重心の壓力とは、遺憾なく元朝治下の社會の複合性を物語るものであるが、その上に立つ元朝の政治體制は自らこれによつて規定せられて、統治機構は多元化されざるを得なかつた。元朝に於てかゝる傾向が次第に成長した過程は、既に僅か乍らも言及してきたが、これが中央と地方との關係に於ては如何に現はれたか、以下官吏法と財政と軍事との三方面に於て概観してみたいと思ふ。

（一）官 吏 法

ここに官吏法とは便宜的に官吏任用法に現はれた諸規定全般を指すこととする。先づ元朝に於ける官

吏は、品官と吏と人吏とより成る。官員とは現今日本の高等官に當り、吏員は判任官、人吏はそれらの資格なく臨時に雇はれる雇員である。官員は更にその身分職能に於て、正三品以上とそれ以下とに區別せられ、正三品以上の品官の任命は皇帝直接の大權に屬し、宣慰司以上の上級官廳の主任官をなすものであり、正三品以下正五品以上の品官は中書省の任免にかゝり、中級官廳の主任官乃至は上級官廳の補助官をなすものである、次いで吏部の任免にかゝる所の從六品以下の者は、一般に下級官廳の主任官となつた。この正二品以上の官員によつて構成せられる上級官廳は、凡て合議制官廳をなし、長官は多數制である。かゝる上級官廳に於ける多數長官制は、權限を分散せしめる趣旨に出でたものとして、支那官制上の一般的特徴と見做されるが、就中元朝にあつてはこの傾向が著しく、行政事務局たる中書六部に於ても、宮廷官府に於ても主任官は常に多數であつて、獨任制的官廳は全く見られなかつたと言つても過言ではないのである。

しかるに正三品以下の主任官によつて構成せられる中級官廳以下に於ては、かゝる合議制的色彩は一應抑制せられ、上級官廳に對して政治責任を執る執政官が設けられた。元朝特有の達魯花赤 (Dargachi) 制が即ちそれである。この達魯花赤は當時漢譯して監臨官、啓監、總轄などと呼ばれたが、地方行政官廳にあつては「監郡」乃至「監縣」の語が適用された。⁽²⁾これは地方の行政官廳のみならず、亦地方の軍事官としての管軍万户府等にも皆この達魯花赤が配せられて、この執政官たる達魯花赤の下に正官と首領官

とが設けられた。次に正官は判署官と稱せられ、達魯花赤の監督下に行政事務を處理(判署)するものであつたが、ひとしく判署官でもその職能によつて管民正官、管軍正官、管匠正官等に類別された。達魯花赤は行政長官たる正官と對立してこれを監督し、且つこれと共に署押して政務を處理するものであつた。首領官はこれらと異り行政事務を審議する權限なく、たゞそれに關する文書の起草出納等を司るもので、提控案牘、經歷、知事等の階級が存してゐた。以上は品官の制であるが、吏も亦正官に屬する吏と、首領官に屬する吏とがあつて、前者は令史・書吏・司吏の外、譯吏・通事・知印等の附屬吏員が數へられ、後者には都目・吏目・典吏等が存してゐたのである。

次に官員の登庸法について述べる。これには文官と武官との別あり、文官にても一般行政官と特別官員(例へば學官の類)とに分かれてゐた。一般に文官については、蔭敘と科擧との二種があつた。蔭敘とは前大官の子弟にて父兄の勳功によつて科擧を経ることなく直ちに任官せしめられたものであり、家族制度を重んずる支那古來の風であるが、特に科擧即ち試験による官員の任用の少なかつた元朝では官吏登庸法として最も重要なものであつたと見なされる。この蔭除には怯薛歹出身者と然らざる漢人大官の子弟との別が存した。皇帝に近侍した怯薛歹出身者は、大抵は中央の宮廷官府に採用せられ、速かに立身して中央政界で重要な地位を占めたものであり、後には蒙古貴族のみならず、色目人即ち西アジア人或ひは漢人の大官の子弟も怯薛歹の内に收容せられるやうになつたが、やがて漢人は排除せられてか

る怯薛歹の特權を剝奪せられた。一般にこの蔭除の規定は、正一品より從九品迄十八等の官員によつて夫々區別せられ、至元四年の規定によれば、正一品より從二品までの子弟は正七品、正三品の子は從七品以下、正從五品の子は從九品と定められたが、大德四年には正一品より從二品迄を更に細目に分かち、正一品の子弟は正五品以下、從二品の子弟は從六品と一級昇格せしめた。而してこの特權を與へられるものは、大官の嫡長子乃至それに準すべき者一名で、二十五歳以上と定められてゐた。⁽³⁾この際、かの種族的階級制度の原理が適用せられて、蒙古人、色目人は特に右一般規定より一級昇格せしめられたのである。思ふにこの一級昇格の優遇制度は、單に蒙古色目人といふには止まらず、怯薛歹出身者に與へられた特權ではなかつたかと推定される。

科擧は試験による官員登庸制で、仁宗の延祐元年よりその詳細な規定が定められて實行せられたものである。それ以前にも科擧實施の議があつて試みられたこともあつたが、殆んど永續を見ず、やがて元朝も半ば過ぎた頃始めて儒教の擁護者であつた仁宗によつて採用せられたのである。試験は三年に一回施行せられて郷試、會試、御試（殿試）の別あり、郷試は八月二十日より二十六日迄、各路府州縣司の秀才が省城にて受けるもの、會試とは郷試の合格者たる擧人が翌年二月一日より五日迄京師に赴いて受くべきもので、更にその合格者は三月七日天子の御前で御試を受け、合格して進士以下の稱號を與へられて官員に登庸せられた。試験科目は集賢院によつて定められ、蒙古人色目人を第一部、漢人南人を第

二部として、夫々儒教の經典による試験を行つたが、漢人南人の受験する第二部の方が負擔が加重せられてゐたことは云ふ迄もない。而してその合格者は郷試にては蒙古人、色目人、漢人、南人各々七十五名、合計三百名で、會試合格者は各々二十五名で合計百名、御試合格者は各々十四名で合計五十六名であつた。⁽⁴⁾以上は一般人士に對して行はれたものである。

次に元朝では特に國子學出身者に對しては特典として郷試をうける必要なく、會試及び御試のみ受験すべきものと定めた。ここでは毎年四十名の卒業者を出し、從つて三年に一回施行の會試には百二十名に及んだものであるが、御試合格者は蒙古人六名、色目人六名、漢人南人合せて六名、合計十八名に限られてゐた。而も國子學出身者は一般擧人に比して一級上の資格を與へられたが、この際も同じく蒙古人色目人の國子學出身者は漢人のそれより優遇せられて、蒙古人は從六品、色目人は正七品、漢人は從七品と定められてゐたのである。

文官の科擧制に對して、武官は承襲と稱して世襲制が實施せられた。⁽⁵⁾これは専ら武力保持のための政策と考へられる。たゞこの場合の武官とは、中央の侍衛親軍都指揮使や、地方の都萬戶府乃至萬戶府、千戶所、百戶所等の管軍官の意であつて、執政官たる萬戶府の達魯花赤及び中央の官員は全く含まれてゐない。これらには一般文官と同様な規定が適用せられたのである。

また特殊の官員たる學官即ち儒學教授、陰陽教授、醫學教授などは、夫々儒戶、陰陽戶、醫戶等より

各道の廉訪司の推薦を経て、集賢院乃至翰林國史院の試選をうけて任用せられた。しかしこれにも當然蔭敘の制が適用せられたであらうと思ふ。

吏員には品官とは全く異なる採用法が行はれた。初めはその地方の豪族の縁者乃至舊來の下級官吏が吏員となつてゐたが、弊害があるといふ所から、のちに各道の肅政廉訪司にて、各路總管府乃至散府、散州の推薦者で「法律に通明し、吏業に熟嫻せる四十五歳以下の行止廉慎なる者」を選んで、省部に進達することに定めた。これを歳貢といふ。⁽⁶⁾上路では三年に一回、歳貢二名(儒吏一名、一般吏一名)下路では二年に一回歳貢一名を吏員に任命した。かゝる歳貢法で不足する時は、四十五才以上で吏業に通達した人吏を採用すべしと規定したのである。なほ人吏等は各官廳の自由採用に委ねられた。

一般に元朝の官吏任用を通観するに、支那傳來の正統的官吏任用法とせられた科擧は、元朝では仁宗の治世から行はれ、當時壓迫せられた被支配階級たる漢人に、官途に就くの希望を與へたものであるが、これとて遙かに人口の寡少なる蒙古人、色目人と同等の人数しか合格せしめられなかつた點に於て、種族的階級制度が巧みに實施せられてゐるのを知ることができ。しかのみならず、元末に於ける蒙古至上主義の發展は、この儒教精神の眞髓たる科擧制度を一時的乍ら廢止せしめたることもあつた程で、形式的にはともかくも、實質的には蔭敘によつて樞要な地位を占める者が多く、科擧による立身者は寥々たるものであつた。漢人官吏にもまた吏員出身にて官員に陞るもの多く、元末の或る歳に於て吏員で官に補せ

られたるもの七十二員、科擧では僅か三十餘人しか數へないといふ有様であつたと傳へられてゐる。⁽⁷⁾元朝の官吏任用に於て科擧制度の占める意義が、以て如何に貧弱であつたかを察知しうるであらう。これ畢竟種族的階級制度の下にあつた元朝の政治の當然の歸結でなければならぬ。かくして元朝の地方行政は、寧ろ多くその土地の出身者よりなる吏乃至人吏によつて行使せられたのであり、中央にては蒙古人色目人の大官が政權を獨占し、地方に對しては中央の統治權を浸透せしめるため達魯花赤といふ執政官制を設けて、これを中央に統合したものであつた。しかもこの際慎重な考慮を廻して、執政官たる達魯花赤は、常に蒙古人を以て之に當て、行政長官たる總管には漢人を配し、同知には色目人を任じ、相互に制肘せしめる方針を採つたのである。これは地方の行政官廳に於ても軍事官廳に於ても、一貫して用ひられた儼然たる政治方針であつた。實にこの達魯花赤の制こそは元朝官制の特徴をなすものであつて、これを政治の面より見れば、地方官廳に於ける蒙古人の支配勢力の浸透を物語るものであり、行政技術の面よりみれば、地方分權的傾向の強い元朝官制組織に於て、地方官廳を中央に統合する楔子となつたものとして注目されるのである。

(二) 財 政

次に財政上に於ては中央と地方とは如何に構成せられてゐたかを調べてみよう。

漠北政權の時代の國家財政の確立は、太宗の乙未七年の規定に始つたものである。太祖時代は服屬國乃至占領地より不定期的に貢賦を要求したもので、これは蒙古語で「撒花」と稱せられてゐる。然るに

太宗の即位と同時に賢相耶律楚材によつて一應乍ら獨立國家たるに相應しい税制體系が造られた。

その税法の内容を見るに、蒙古、支那、西藏の三地帯に分かれ、遊牧生活を營む蒙古人には、部族制國家時代から存續してゐた食糧賦役の制を改めて、牛馬羊各百頭を有するものから牝馬、牧牛、羚羊各一頭を徵收すべく定め、河北地帯の漢民には戸計、西域の人民には人丁を以て課税單位として、前者には租即ち税糧として粟二石を、庸調に當る差發として絹布絹絲を納めしめた外に、商税酒税等も定め、また後者に關してはトルキスタンでは金オンスより十五オンス迄、ペルシャでは銀一デイナールから七デイナール迄を課したといふ⁽⁸⁾。而してこの税法實施の具體的状況は知るべくもないが、恐らく蒙古人にはその支配者たる千戸長を通じて行はれたものであらう。漢地に對しては楚材の提言で十路に各々徵收税課所を設け儒者二人をしてこれを行はしめたといひ、西域では各オアシス城市の達魯花赤が徵收官を派遣してこれを行つたものと考へられる。

ともあれ右の如き税法も中央機構の確立せられざる當時にあつては、如何程迄實行され得たかは疑はしいが、ともかく漢地からの税收入は、粟四十萬石、帛八萬斤、銀五十萬兩（一萬錠）に上つたと傳へられてゐる。而もその後戰爭相繼いで軍需費膨大した結果、各方面に互つて倍額程に増税が企てられ、金の

滅亡の直前なる太宗の五年には、銀は二萬錠、絹絲も城市の民、田園の民、豪農と分つて夫々二十五兩、五十兩、百兩等、米納も二石より四石と上げられてゐたといふ⁽⁹⁾。

やがてその翌年なる甲午の年即ち一二三四年には、金の政權は顛覆せられて、淮水以北の地は蒙古政權下に收められるや、新統治機構が確立せられ、税制にも新局面が開かれた。しかし乍らこの新領土の支配形式たる遊牧的封建領主に對する分割政策は、幾多の投下領を發生せしめて、税制に於ても一般中央に對する税制と投下に對する税制との二種類のもの的發展せしめたのである。

先づ新税法は税糧と科差とに分かれる。税糧即ち租は田土の瘦肥に應じて陸田は毎上田畝三升中田二升半下田二升、永田はすべて五升と定めたが、科差に於ては、係官税と投下税とに分かれ、前者としては二戸に一斤の絹絲を、後者としては五戸に一斤の絹絲を納めしめたのである。その際この投下税は五戸絲（阿哈探馬兒）と稱せられた。以上の一般税の外に營業税としての商税は三十分の一と定められ、鹽價銀即ち鹽の專賣税としては一兩四十斤と定められた。

以上は太宗時代に設けられた税法であつて、その初年に設定した税法に比して遙か細目に互つて合理的に規定せられたもので、實にこの時の税法が蒙古帝國の漠北時代の税法の基礎となつたものである。

國家財政の完全な運用は、中央集權的統治機構の完全さによつてのみ期待せられる。然るに當時の蒙古帝國は投下領の設置によつて生じた遊牧的封建勢力がその推戴にかゝる皇帝の權限に反撥して、中央

集權が衰微した時には投下領は完全な私的領有地と化し、その上當時西アジア方面から來つて蒙古帝國内に新しく勢力を獲た回教徒の商人團が遊牧領主と妥協結託して、更に蒙古帝國の經濟的地方分權勢力を強化せしめたのである。而してこれら商人團の最も利潤追求の對象となつたものは、諸ウルクスの所有する南方農耕地帯より上る貨幣收入に外ならなかつた。これがかれらにとつて商業高利貸資本として最も流動性に富み、利潤豊かなものであつたことは、いふまでもない。さればかれらは切りに諸ウルクスの領主に接近して、その食邑の收入徴收の請負ひ乃至は資金の流通を行つて、その私的經濟を賄うたのである。太宗の晩年生じた回教商人團に對する國家の貨幣收入の買撲の許可は、就中その尤なるものであつた。當時數多の有力な回教徒の商人團は、帝室内の回教人の政治家鎮海と結託し、租税の買撲即ち入札による請負税を許可せられんことを願つて猛運動を續けてゐたが、遂に太宗の晩年その特權が、當時二萬二千錠に上つた貨幣收入を四萬四千錠にせり落したアブドール・ラーマンなる者の手中に歸したのである。かゝる個人商人による貨幣收入の買撲は中央統治機構の破壊しか齎らさない。これを危懼した耶律楚材の懸命な阻止運動も、徒らに遊牧的封建領主の怨恨を招いたに止つて、太宗の晩年より定宗の即位に至る六年間、蒙古帝國の國家財政は回教商人の運用に委ねられ、その下にあつて支那農民は完全に打ちのめされ、幹脱と稱する回教商人の高利貸に救ひを求めた結果、却つて貧窮のどん底に陥つて逃亡するものが續出したのである。

回教商人による租税請負制は、蒙古帝國の中央統治機構の確立を妨げ、封建勢力の擡頭を助長した。太宗末年から定宗の即位に至る四年の空位時代は、この意味に於ても、最も封建勢力の伸張した時代である。されば定宗は即位後、この弊害を矯正せんがため、買撲制を廢止したが、空位時代に伸張せられた遊牧的封建勢力は抑制せらるべくもなかつた。

やがて定宗に代つて即位した憲宗は、太宗の晩年以來回教商人によつて紊亂してゐた國家財政を立直すため、回教商人の勢力の根源たる丞相鎮海以下定宗以來の諸臣を悉く排して拖雷黨の重臣を新たに用ひ、人口の調査を行ひ、新戸籍を造つて、これを基礎として税制を實施し、包銀を六兩より四兩に引上げ、二兩を銀納、他を現物に折色せしめるなど、税法を明らかにし、人民の負擔輕減に幾分努力してゐる。しかし未だ確乎たる徵税制度と官僚制度が成立せざる前にあつては、新なる税法の實施は徒らに人民を苦しめ、逃亡を促すに過ぎなかつた。これがため責任を問はれた地方長官にて借財を負ふもの少なからず、政府も亦これを免除せざるを得なかつたのである。以上の漠北政權時代は畢竟國家機構そのものが、遊牧的封建勢力の妥協の上に立つてゐたため、財政機構も動搖を免かれず、畢竟中央集權的統治機構の確立といふも、それは名目的以上のものに出でなかつたといはねばならぬ。

世祖忽必烈の即位と蒙古帝國の政治的中心地の農耕地帯への移動は、遊牧的封建勢力の失墜と、支那を地盤とした官僚階級の發生といふ二つの結果を生み、中央の國家機構が確立せられ、財政組織も漸く

中央集權化せられた。即ち各路にあつた十路監榷稅課所は新設した行政官廳たる宣撫司に屬せしめ、その徵稅を確保したが、更に中統三年十二月これを宣撫司より獨立せしめて轉運司となし、中央には都轉運司を設けて、地方の徵稅並に鹽、酒醋等の專賣收入を總轄せしめた。かくて至元初年に於ける地方行政制度の確立即ち路制の制定と共に、地方行政に於ける軍、民、財の三權が分立して、それら管軍萬戶府、路總管府、轉運司によつて代表せられ、而して中央にあつてこれらは樞密院、中書省及び都轉運司によつて統轄せられることとなつたのである。

最高行政官廳としての中書省と最高軍事官廳としての樞密院と相並んで、この財政官廳としての都轉運司の獨立は、從來より財政機關に根據を構へてゐた回教商人の勢力の伸張の結果と見られる。既に西方の遊牧的封建勢力の脱落は、回教商人團の勢力の失墜を促進したが、帝室内に止つた回教商人は阿合馬を中心として財政機關内に勢力を固めて元朝の政治面に控頭してきたのである。それはこの都轉運司が至元三年正月制國用使司に昇格し、更に至元七年正月中書省と相並ぶ尙書省へと獨立した過程に遺憾なく現はれてゐる。

さて世祖は稅制を定めるに當つて、戶を分つて元管戶、新收交參戶、漏籍戶、協濟戶の四等を設けた。この戶籍別は食貨志によれば世祖即位の中統元年に創められたやうに見えてゐるが、恐らく正式に決定せられたのは、至元七年の戶籍調査の結果によるものと思はれる。即ち至元七年始めて元朝としての戶

籍調査に際して軍・民・匠・站及び僧道等の戶籍別を行ひ、軍戶並に站戶は田土四頃以上に課稅し、それ以下は軍事費の自己負擔のため課稅を免除することとし、匠は多くは係官匠戶として政府の直接の管轄下にあり、僧道は一般に免稅し、従つて民戶のみを専ら課稅負擔者となしたのである。更に民戶は、元管戶、交參戶、協濟戶、漏籍戶の四級に分れて、それら稅額を異にした。元管戶は太宗の七年(乙未)と憲宗の二年(壬子)の戶籍調査によつて原住所に籍せられたものであり、交參戶とは不明であるが、恐らく流民にて田土を與へられて附籍せしめられ、未だ六年を経ざるものであり、協濟戶とは寡婦、老男等完全な戶を形成せざるもので協濟して一戶の機能を果しうるもの、漏籍戶とは從來原籍も附籍もなき不明な戶籍で、新たにまとめて附籍した戶を云ふものであらう。この四等級の戶籍別によつて先づ稅制の基礎が定められたのである。

至元十一年より南宋總攻撃が始められて、十三年一月南宋の首都臨安は陥り、十六年二月にはその殘勢力も崖山の沖に潰えて江南の地が併合せられるに及び、この地を統治し、且つ新稅制を布く方法を考究せねばならなかつた。しかし乍ら元朝は江北とは全く經濟的條件を異にしてゐる江南の實情を無視して江北と同様の稅制を布くの無暴なることを知つて、内郡即ち江北には唐の兩稅の制を用ひ、江南には宋の兩稅の制を用ふべく決定したのである。これ、各々その地の特殊性を認識して實施せられた元朝稅制に於ける二重體制であつたと謂はねばならぬ。

内郡に於ける税制は、至元十七年に至つて最終的に定められたものである。即ち唐の兩税法に倣つて地税に當るべき税糧に於ては、元管戸、交參戸、漏籍戸、協濟戸の四等級にも貧富に應じて種々の差違を設けたもので、それを元史食貨志によつて示せば次の如くである。

丁税 地税

元管戸	全科戸	每丁粟三石	每畝粟三升
	驅丁粟一石		
減半科戸	每丁粟一石		

交參戸 第一年五斗 第六年丁税即ち粟三石となる。
 協濟戸 每丁粟一石 每畝粟三升

この税糧と並んで戸税に當るべき科差(差發)としては絹絲と包銀の二種に分かれ、等しく四等級の戸籍に應じて次の如く定められた。

絲銀全科係官戸	係官絲	一斤六兩四錢
	包銀	四兩
全科係官五戸絲戸	係官絲	一斤
	五戸絲	六兩四錢

元管戸

減半科戸	包銀	四兩
	係官絲	八兩
	五戸絲	三兩二錢
	包銀	二兩
止納係官絲戸	係官絲	一斤(乃至一斤六兩四錢)
	係戸絲	一斤
止納係官五戸絲戸	五戸絲	六兩四錢

每石帶納鼠耗 三升分例四升

交參戸	絲	銀	戸	係官絲	一斤六兩四錢
			包銀		四兩

漏籍戸	止納	絲	戸	係官絲	一斤六兩四錢
	止納	鈔	戸	包銀	一兩五錢——四兩

協濟戸	絲	銀	戸	係官絲	十兩二錢
	止納	絲	戸	包銀	四兩
	止納	絲	戸	係官絲	十兩二錢

(附)俸鈔の科
 全科 戶 一兩
 減半科 戶 五錢

右の表中に於て係官絲とあるのは官に納むべき絹絲の謂であり、五戸絲とは本位下(乃至本投下)に納むべき遊牧領主の食邑の收入であつて、兩者の比率を見ると、係官絲は二戸にて二斤、五戸絲は五戸にて二斤で、前者は十分の七、後者は十分の三となる。その外多くは包銀の制と稱して表示した如き銀鈔が納付せられたが、これは遊牧封建領主とは直接關係を有しない。これによつても遊牧封建領主の投下領に對する財政的權限が元朝になつてからは名目的のものになつてゐたことを知るべきであらう。その納税の法並に會計の法に關しては、至元二十八年の至元新格の發布によつて決定せられ、税糧では十月、十一月、十二月の三限の時期が定められ、科差では絹絲は八月、包銀は八月、十月、十二月の三限の時期が定められた。

次に江南に於ける税制は至元十九年一應定められ、更に成宗の元貞二年決定せられた。江南では専ら宋の兩税法の制が適用されて、秋税としては田租、夏税としては木棉、絹布等の納付が規定せられた。この中秋税に於ては、一石を三貫と定めて、納税額の三分の一は鈔にて折色せしめることとした。更にこの江南の折色法にて注目すべきは、その地方の實情に應じて差等が定められてゐたことで、折色の際、一石を三貫、二貫、一貫七百、一貫五百、一貫と差違をつけ、最も肥沃な江浙行省の揚子江デルタ地帯

より婺州路に至る地帯と江西行省の龍興一帶とは三貫と定め、江浙行省にても紹興路乃至福建省漳州方面は一貫五百、泉州方面は一貫と定められた。以上は主として江南に於ける江浙、江西(福建をも含む)の二省の制であつて、湖廣行省は阿里海牙の統治以來全く別な税制が布かれてゐた。即ちここでは門攤と稱して毎戸一貫二錢の戸數割の納税を要求せられてゐたのであるが、それは江浙、江西に比する時、五萬錠の多額に上つたといふ程の重税であつたため、大徳三年より夏税に改められ、毎石三貫四錢として鈔を納めることとなつた。しかしなほ重税であつたと謂はねばならぬ。この外、當時は未だ支那化せられてゐなかつた雲南の特別地域には、また特別な税法が單獨に行はれてゐたことも注意しておかねばならぬ。

如上の一般の税法外に、元朝も歴朝の如く官營專賣制度及び營業收益税等の制を設けた。官營の專賣制のものとして、鹽、酒醋、茶、竹木、礦物等が存してゐた。このうち、元朝で最も重視したものは、鹽の專賣制である。これには食鹽法(官營專賣法)と行鹽法(官營民賣法)とがあつて、兩者交々行はれたが、その収益は專賣收入中の最も大なるもので、元朝後半期には元朝財政の總收入の八割を占め、實にその制度の如何は元朝財政を左右したものであつた。次に酒醋であるが、これは民釀官賣で私釀は禁せられ、鹽課に次ぐ大なる收入を得たものであつた。茶は江南及び四川に限られるが、これは民營官賣であつた。これらには何れも竈戸、酒戸、茶戸等があつて行政上一般民戸とは異り、その地方に設け

られた提舉司の管轄をうけて各職業に従事し、その生産額を政府に納入して鹽引、茶引、酒引などの工本を受け、官に赴いてその工本に相當する金額を與へられたものである。この外に竹木礦物課或ひは額課外と稱する雜稅(曆日收入契本稅、河泊稅等)もあつたが、その收入は大したものではない。なほ營業稅として商稅は、これは一般に營業所得の三十分の一の課稅で、これもまた財政收入上相當の地位を占めてゐる。これには稅提領所が各都城にあつて、その徵稅に當つた。

これらの專賣收入を徵收し、これを中央に運搬するの地方官廳として、元初には監榷稅課所が各路の宣撫司の下に設けられた。これは間もなく轉運司と改められて、行政官廳から獨立し中央の都轉運司や制國用使司、またはその昇格した尙書省に直屬したが、尙書省の廢止と共に再び路の總管府に併合せられた。しかし領土が江南に及ぶと、行政技術上からも行政官廳より獨立の必要が認められ、特に元朝財政の大宗をなした鹽課、茶課等を中心とした特別官廳として都轉運司の設置を見るに至つた。即ち鹽課に關しては河間等路鹽課都轉運司を始め、福建・山東東道・陝西・兩淮・兩浙に都轉運司が設けられた。なほ各鹽課提舉司や廣東鹽課提舉司は便宜上市舶司(稅關)の關稅收入事務をも兼務して鹽課市舶提舉司と稱してゐる。また茶に關しては、江南三省の茶課を徵收するものとして、江州(九江)等處榷茶都轉運使司が設けられて、各所の榷茶提舉所を總轄した。しかるに酒醋課はこれらと異つて、江南にあつては一般行政官吏をして司らしめてゐる。商稅に關しては各都城に稅提領所が設けられ、特に大都には宣

課提舉司、上都には鹽課提舉司等の官廳があつて、これらを總轄してゐた。

一般にこれらの專賣收入及び商稅に關する徵收機關は、路以下の中級地方行政官廳から獨立してゐたものであり、従つて一般官廳は直接には一般の租稅のみしか關係し得なかつたものと考へられる。しかし乍らこれらの特別官廳と雖も地方最高行政官廳としての行中書省に對しては、完全にその統轄をうけたものであり、この意味に於ても行尙書省はその權限が可成り大なるものであつたと謂はねばならぬ。財政の危機に際して財政企劃廳として尙書省が設立せられた時は、この行中書省もその制令下に屬して尙行書省と改められねばならなかつた所以もまたここに存する。

(三) 軍 制

元朝は廣大な領土を支配するに當つて、その客體的條件即ち異つた社會的環境に由來する南北支那の對立といふ條件に規定せられて、宋朝の如く單なる強幹弱枝といつた中央集權的軍事制度を保持するを得なかつた。寧ろ地方分權的に兵權を地方に分散して、兵備を整へねばならなかつたのである。

元朝の兵團は一般に萬戶府といふ單位によつて構成せられる。萬戶府は蒙古民族の部族國家時代に於ける遊牧的軍事單位であり、後には遊牧民の行政單位ともなつたが、蒙古政權がやがて金國や西アジアの諸國を侵略して、多くの降人降將を容れた時、これらの降人をして等しく萬戶、千戶の制度を適

用してこれらを統轄したのであつた。尤もこの制度は太祖成吉思汗の時代は、未だ安定せざる暫定的な制度に過ぎなかつたが、太宗が即位して國家機構を確立するや、漢人の軍閥に對して萬戶府と稱する兵團を確立せしめて、ここに漢人による兵團が成立した。この最初のもは、眞定(河北省正定縣)の史天澤、燕京(北京)の粘合重山、西京(山西省大同縣)の劉伯林の三萬戶府である。これらの萬戶府は三十六の千戶所を統べ、千戶所は若干の百戶所を統べた。而して萬戶府の長たる萬戶は、極めて大なる勢力を擁して、莫大な人民に對して軍民兩權を統べてゐたものであつた。これに對して耶律楚材等中央の政治家は軍・民・財三權の分立主義に則してその權限を抑制しようとなつたが、寧ろかゝる軍閥の封建勢力の存在は當時にあつては一種の不可避的現象であつたと見做さねばならない。然し乍ら當時もなほ既に軍戶と民戶と匠戶との三大區別を認めて、軍戶は土地四頃を有する中戶を以てこれに編入し、それ以上乃至以下のものは一般民戶としてこれに課税したなど、戶籍による軍役の規約が定められてゐたが、詳細なことはもとより不明である。

これらの諸萬戶府に對する當時の上級官廳は、戰爭の都度設けられたその地方の都元帥府に過ぎなかつた。これらの諸萬戶府はこの都元帥府に命せられて兵を動員し、征行萬戶府を編成して戦線に赴いたものと見られる。

元朝の成立は以上の軍事制度にも根本的變革を與へた。即ちそれは戶籍上に於ける軍戶の構成による

外に兵力の保持、地方に於ける萬戶府制度の確立、中央兵力の強化、邊境に於ける都元帥府の設置などが擧げられる。軍戶の制度は至元七年に始まり、忽必烈はこの時人口調査を行ひ、當時の總戶數百九十三萬餘戶の中より七十二萬戶即ち約三分の一を以て軍戶を構成せしめたのである。この軍戶には正軍戶と貼軍戶との別があり、貼軍戶をして出征してゐる正軍戶に對して津貼の義務をもたしめたが、この正軍戶と貼軍戶との間には地主對小作人といった主従關係が存してゐた場合が多かつたかと考へられる。⁽¹⁰⁾

七十二萬戶の軍戶の規定と共に、この新規定に従つて召募せられた多くの兵員は、四十餘の征行萬戶府に編成せられて、南宋征討の準備が用意せられ、至元十一年九月より元朝の總攻撃が始められた。而して至元十三年二月には首都臨安が陥り、十六年二月には南宋の遺王も崖山に潰えて、江南地帯は悉く元朝の領土となつた。ここに於て問題となつたのは、南宋の降服軍の處置と、人口老大な江南の地の軍備とである。前述せる如く江南殊に揚子江沿岸地帯と下流域のデルタ地帯は、人口も稠密で軍事上は江南支配の要衝でなければならぬ。ここに於て元朝では從來編成した征行萬戶府四十數翼とこの江南の降服軍即ち江南新附軍とを參じ、更に蒙古人の軍官を加へて、ここに新たに從來の萬戶府とは異つた新萬戶府制を編成したのである。これは先づ至元二十二年二月江南地方支配の萬戶府三十七翼の成立を以て嚆矢とする。この三十七翼は上、中、下と、その萬戶府の所屬兵員の多寡によつて差等が存し、兵員七千人以上を上萬戶府、五千人以上を中萬戶府、三千人以上を下萬戶府と定めたのであり、その萬戶府は

行政官廳として路總管府と相並んで軍事上の中級官廳をなすに至つたのである。従つて官員としては執政官たる蒙古人よりなる達魯花赤を除けば、萬戶、副萬戶以下管軍戶と鎮撫の外、提控案牘、經歷、知事等の首領官などが存してゐた。

さて江南を支配した三十七翼について述べてみよう。先づ上萬戶府は宿州(安徽省宿縣)、蕪縣(湖北省蕪湖縣)、眞定(河北省定縣)、沂邳(山東省臨沂縣)、益都(山東省益都縣)、高郵(江蘇省高郵縣)、沿海(浙江省慶元縣)の七翼、中萬戶府は、棗陽(湖北省棗陽縣)、十字路(山東省濰縣)、近(江蘇省邳縣)、邳州(河南省鄧縣)、歸德(河南省商邱縣)、杭州、懷孟(河南省沁陽縣)、眞州(江蘇省儀徵縣)の八翼であり、下萬戶府に屬するものは、常州(江蘇省武進縣)、鎮江(江蘇省鎮江縣)、穎州(安徽省阜陽縣)、廬州(安徽省合肥縣)、亳州(安徽省亳縣)、安慶(安徽省懷寧縣)、江陰(江蘇省江陰縣)、益州(四川省成都縣)、淮安(安徽省淮安縣)、壽春(安徽省壽縣)、秦州(江蘇省秦縣)、處州(浙江省麗水縣)、上都(新蔡哈爾濱省下口)、黃州(湖北省黃岡縣)、安豐(安徽省鳳陽縣)、松江(上海近傍)、鎮江(江蘇省鎮江縣)、建康(江蘇省南京)、滁州(安徽省無爲縣)、蔡州(河南省汝南縣)の二十二翼であるが、これを見る時三十七翼の中三十一翼迄が揚子江沿岸に配置せられたのであり、殊に江淮のデルタ地帯には二十翼の萬戶府が集中せられ、また北支那の大都より杭州、平江(蘇州)、慶元(寧波)を結ぶ元朝の經濟的大動脈の線に沿つて兵力の多い上萬戶府が配置せられてゐたことを知りうるであらう。即ち江淮地帯とこの經濟的大動脈線が元朝では軍事的に重要視され特に強大な軍備がなされてゐたのである。⁽¹¹⁾

この三十七翼のみではない、また湖廣では襄陽、毗陽(河南省泌陽縣)、均州(湖北省均縣)、季陽(河南省鄧縣)、太原平陽、保定上萬戶府等六翼が配せられたのである。この外、四川方面にも成都の二翼(水軍萬戶府を含めて)、保

寧(四川省閬中縣)、夔路(四川省奉節縣)、敘州(四川省宜賓縣)、重慶、順慶(四川省南充縣)等七翼が存してゐた。陝西は甘肅方面には興元金州(陝西省南鄭縣)、葭局便宜都總帥、甘州萬戶府等あり、また雲南では東西南北の四方面に宣慰司と共に管軍萬戶府をおいた。烏蒙烏撒(昆明の東北)、羅々斯(雲南省中部)、曲靖(雲南省東部)、臨安廣西元江(雲南省南部)の四萬戶府をおいた。また遼陽方面にては、瀋州(奉天)に高麗女直漢軍萬戶府等があつたのである。

以上の漢軍を主體とする新萬戶府制度の決定につづいて、江南平定より元の駐營地に歸つた蒙古軍も四都萬戶府に編成せられた。それは樞密院の條に既述しておいたやうに、河北山東都萬戶府(所在地沂州)、河南江北都萬戶府(所在地洛陽)、陝西都萬戶府(所在地鳳翔)、四川都萬戶府(所在地成都)等に分轄して諸萬戶府を編成してゐたのである。

以上の漢軍萬戶府並に蒙古軍萬戶府は何れも地方守備に當つたものであるが、これに比して中央を守備せしむるため、侍衛親軍都指揮使司の諸衛を京師近傍に造つた。これは始め世祖が支那の侍衛軍團の制に倣つて、武衛を造つたのが基礎となつたので、後やがて之を侍衛と改稱し、次第に各地の精銳の兵を集めててその増強に努めた結果、至元八年には左右中の三衛となり、至元十六年には前後二衛を加へて五衛が完成せられたが、更に京城修理のため武衛が作られて、六衛を算へた。以上は侍衛軍團の基本となつたものであるが、この外に各蒙古萬戶府に分隸してゐた西アジア出身の諸人種からなる部隊を改編して多くの侍衛軍を造つた。これは既述した所であるが、ここに簡単に觸れるならば、始め世祖時代

の唐兀、西域、貴赤、欽察等の四衛が設けられたが、これらも次第に時を経るに従つて増加して、元末には欽察三衛、阿速二衛を始めとして二十翼を算するに至つた。従つて全體で二十六翼を數へるが、その中二翼が遠隔の地にあつたから、京師近傍の侍衛軍は二十四衛を數へたといふことができる。

以上を通觀するに、元朝では中央は侍衛軍を以て固め、地方には蒙古軍、漢人軍等が控へ、而も黃河以北には蒙古軍が置かれ、揚子江沿岸地帯には漢軍が配せられたものと見る事ができる。然らば邊境の守備は如何がしたであらうか。元朝で邊境と思惟せられてゐた地方は、南邊では南嶺、仙霞嶺山脈以南で、福建、廣東、廣西地方を含み、西邊では四川の西部の地方略木であり、北邊では西蒙古の稱海方面であり、東北は開元路以北の地であつた。これらの地方に於ける軍團に對しては一定年限にて交替鎮成せしめる方針を採つた。即ち南嶺以下の福建、廣東、及び西部の四川地方へは、二年乃至三年に一度交替で、揚子江沿岸に駐營せる諸萬戶府が行省の命をうけて之に赴き、北方では和林方面は六年一回の交替で、専ら蒙古軍乃至侍衛軍が赴いたのである。後者は専ら西北のウルス殊に窩濶台汗國の海都汗の侵寇を防ぐためであつた。

以上の如く鎮成制によつたのであるが、これら鎮成萬戶府は、鎮成した土地の行省乃至都元帥府の命令を奉ずるものであつた。一般に云つて、行省は世祖末年、行樞密院が都鎮撫司を有して獨立してゐた期間を除けば、鎮成並に管軍萬戶府を支配し、長官平章政事は直接これを指揮するを得たのである。然

しこの鎮成萬戶府は行省の命令に於て移動せしめられるが、直接にはその方面の軍の統帥機關たる都元帥府の命令を奉すべきものであつた。元朝では邊境の要地は、行省より離して多く宣慰司を立て、これに都元帥府を附屬せしめて、宣慰司都元帥府を設けた。この宣慰司都元帥府は、南邊には福建道、廣西西江道(廣西省南部珠江の支流域)、海北海南道(海南島及びその對岸地帯)、八番順元道(現今の貴州省)、廣東道、大理金齒(雲南省西部)、蒙慶等處(四川南部)等におかれ、西方では四川に三處の都元帥府がおかれ、北方では和林に宣慰司、稱海都元帥府(蒙古)が置かれた。更に西方では遠く天山北路には曲先塔林都元帥府、別失八里都元帥府、天山南路では幹端宣慰司元帥府、東北では黑龍江の河口近くに奴兒干東征元帥府等があつた。これらは軍團ではなく單なる邊境の軍事機關であつた故、手兵がさう多かつたとは考へられない。ともあれ鎮成萬戶府はこれら都萬戶府の威令の下にあつたのである。⁽¹¹⁾

行中書省は元朝の地方分權政治體制を示すものとされるが、行省の長官平章政事は自己の手中にこの軍政權と民政權との全權を掌握して、都省乃至樞密院との合議の下に他の行省と交渉して軍團を移駐せしめ、その所屬を變更し得たのであつた。しかし行省の權限強くして中央の政治的威力が衰へた時、全權を掌握する行省は、殆んど獨立状態となり、多くの萬戶府を擁しつゝ、戰亂に際しても相助け合はなかつたのである。かゝる軍政權に於ける行省の分立は、元朝末の動搖に於て元朝政權を顛覆せしめる原因となつたと論ずるものも存する程で、行省の軍政權は可成り事實上大なるものであつたと考へてよい

やうである。

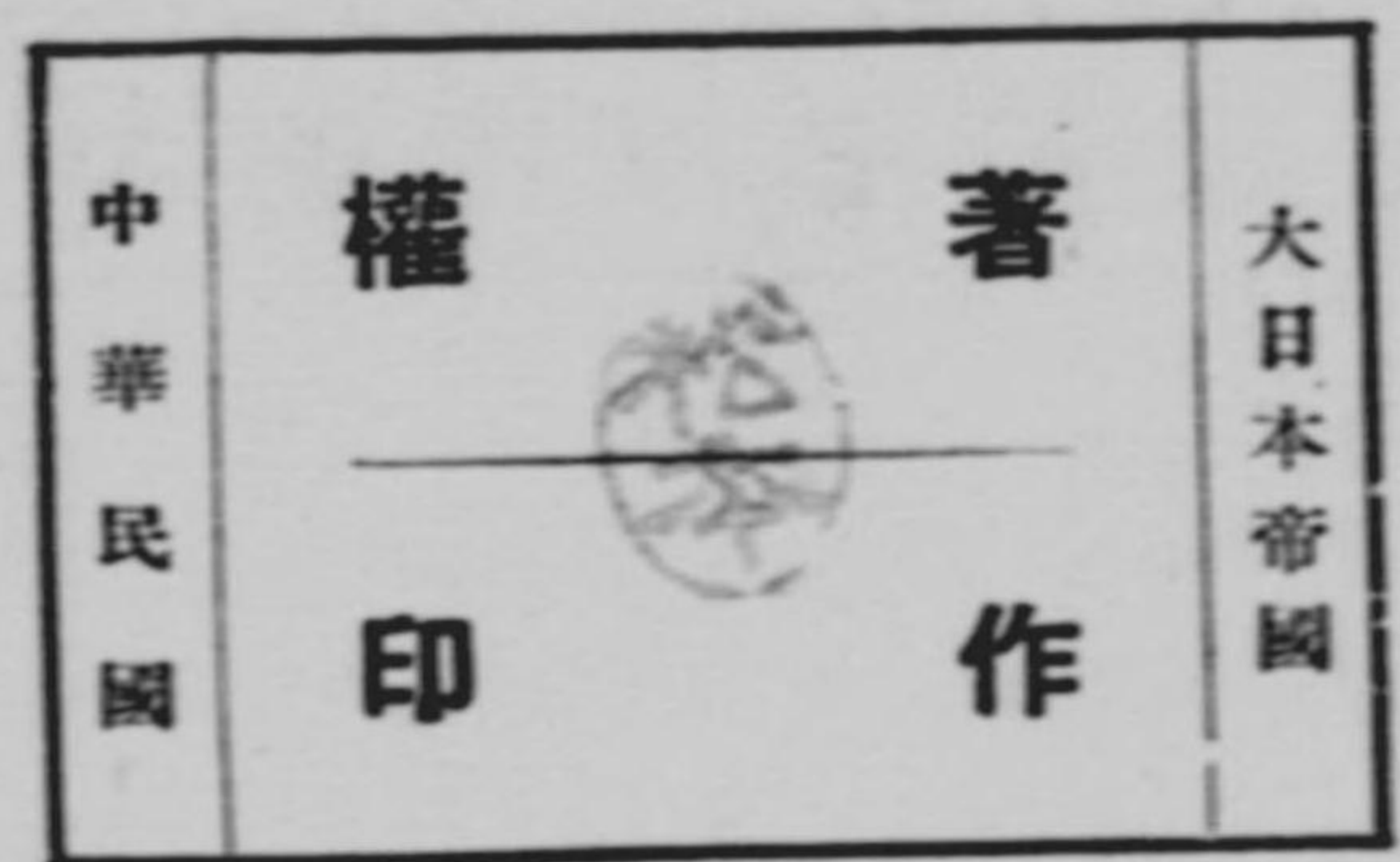
以上の如く元朝の統治機構は、畢竟その政權が遊牧民族たる蒙古人によつて、農耕社會なる支那に設立せられたといふ主體的條件と、南北支那など各種の異なつた社會環境をその統治の對象とせざるを得なかつたといふ客體的條件とによつて規定せられた結果、自ら種族的階級制度を實施して、中央には遊牧蒙古貴族を以て蒙古人皇帝並に蒙古政權を維持強化し、これを殆ど世襲的官僚群に編成して專制的傾向をまつたからしめたのであり、更に一般中央行政機構に於ては中書省、樞密院、御史臺といふ三權分立を企てると共に合議的性格を強化して國家政策の統合を計り、地方の中級以下の行政機構にあつては、蒙古人による達魯花赤といふ執政官制度を設けて、管民官、管軍官等の行政官を統合せしめたのである。これ、中央に於ては個人による政權の集中を妨げ、地方にあつては統而權の分散を防ぐ方法であつたと見られねばならぬ。然し乍ら中世支那國家に於いては、時代と共に權臣の擡頭は不可避的現象であつた。元朝ではこれは先づ中央にあつて優遇せられた怯薛歹と侍衛軍の内部から發生した。いはばここが直接皇帝を繞る元朝政權の發源地であつたからである。元末に於ける燕鐵木兒、伯顔以下多くの權臣は何れもかうした背景を以て登場して來た人物であつて、かれらは中央の最高の官職たる中書右丞相、錄軍國重事、御史大夫等三大官廳の長官を一身に收め、元朝の專制的政治權能を掌握してしまつたのである。これと同時に地方に於ける最高統治機關たる行中書省の動向も注意せられねばならない。中央の幾多の權

臣の間に於ける政權の移動は、軍政權、民政權を掌握する行中書省の自然的獨立を促し、殊に邊境方面たる雲南、四川、廣西方面は元末の叛亂に際しては殆ど獨立の觀があつた。これら邊境のみならず、江南三省に於ても、最早や元朝初期に見られた三省間の軍團の移駐等は全く見られない。各省獨自にその軍團を以て管轄區域内の叛亂を鎮定せねばならなかつた。これが元朝崩壞の一大原因であつたとも稱せられる。⁽¹²⁾ともあれ初期に意圖した中央に於ける政權の分立主義も、將たまた地方に於ける統合主義も、畢竟專制的官僚國家の中樞なる官僚貴族の間に起る相剋によつて崩壞し、從來中央政權の浸透の鈍かつた地方に培養されつゝあつた地方封建勢力の擡頭に取つて代られねばならなかつた。元朝ではこれが江南の地方に起つた新興勢力たる朱元璋の明朝によつてなされたのである。この明朝は、元朝と異り、強固な中央集權的國家機構を整備した王朝であつた。かくして遼・金と經て元朝によつて統一せられ、完成せられた多元的的地方分權國家體制はここに一應の終焉を告げたのである。

- (1) 青山定雄氏「宋元時代の社會經濟史料について」(東洋學報二十五の二)註30
- (2) 草木子卷三雜制篇、劉敏中「中庵集」卷十四「鄧平監縣布廷君去思碑」
- (3) 元典章吏部四承襲の條
- (4) 箭内互博士「元代社會の三階級」(色目考)(蒙古史研究所收)
- (5) 元典章吏部六歲貢儒吏の條
- (6) 元典章吏部四承襲の條

- 支那官制發達史
- (7) 元史卷一百 徹里帖木兒傳
 - (8) 田中萃一郎博士譯「ドイッソソ蒙古史」四六二頁
 - (9) 王國維箋註「黑龍事略」
 - (10) 元典章兵部軍戶「正軍戶」の條參看
 - (11) 元史世祖本紀至元二十二年二月の條及び元史兵志「鎮戍」の條參看
 - (12) 秋潤先生文集卷三十五、書、雲棲先生文集卷十「論行省」

昭和十七年五月三十日印刷
 昭和十七年六月八日發行



(日本出版文化協會會員番號第一一七〇二三號)

定價四圓五拾錢

編著者 和田清

著作權者 中華民國法制研究會
 代表者 松本 丞 治

發行者 中央大學出版部
 代表者 片山 金 章

印刷者 株式會社 秀英社

配給元 日本出版配給株式會社

發行所 中央大學出版部

東京市神田區駿河臺三丁目九番地四
 東京市神田區小川町二丁目十二番地
 東京市神田區淡路町二丁目九番地
 東京市神田區駿河臺三丁目九番地四

會究研制法國民華中

小野清一郎	村上貞吉	石井照久	鈴木照久	鈴木竹雄	鈴木竹雄	鈴木竹雄	川島武宜	川島武宜	川島武宜
中	中華民國に於ける	中華	中華	中華民國	中華民國	中華民國	中華民國	中華民國	中華民國
刑法	保險關係法	商法	商法	手形法	會社法	民法	民法	民法	民法
總則		(下)	(上)			債權各則(下)	債權各則(下)	債權各則(中)	
定價三四圓	定價一五〇圓	定價四〇八圓	定價五三六圓	定價四七二圓	定價四六四圓	定價五〇四圓	定價四三〇圓	定價三五〇圓	定價三〇〇圓

部版出學大央中 所行發

會究研制法國民華中

村上貞吉	江川英文	小野清一郎	小野清一郎	菊井維大	菊井維大	菊井維大	菊井維大	小野清一郎	小野清一郎
中華民國	中華民國に於ける	中華民國	中華民國	中華民國	中華民國	中華民國	中華民國	中華民國	中華民國
法令	地位	刑事訴訟	刑事訴訟	民事訴訟	民事訴訟	民事訴訟	民事訴訟	刑法	刑法
	(一)	(下)	(上)					分則(下)	分則(上)
定價三〇八圓	定價二〇五圓	定價四一五圓	定價四〇〇圓	定價三三八圓	定價三三八圓	定價四二四圓	定價四二四圓	定價三四五〇圓	定價三四五〇圓

部版出學大央中 所行發